

(ロ) 石 炭
内抄紙用
印刷用

一一、四七〇〃
七、四七〇〃
四、〇〇〇〃

備考

抄紙原料混合率ヲ三極一〇%、パルプ七〇%、紙屑一五%、
白土五%トシテ計算セリ
出所 大蔵省資料乙六二〇一九。

III 緊急措置の法令化過程(1)

III-1 総理官邸会議愛知メモ(昭和二年一月二日)

二一、一、二 於総理官邸

橋井参事官

輸長ノ考へ方 食糧ト石炭ニ重点、之ニ通貨一例之戦災者救濟ノ如キハ或程度後廻シニナルモ已ムヲ得ス

内閣試案

一、食糧

イ、米麦センサス ロ、専売 ハ、生鮮増獲 ニ、高級娯楽ノ停止 ホ、見返品 ヘ、輸入ノ具体的措置

二、石炭

イ、労ム者ニ対スル措置 ロ、経営ノ国家管理

三、通貨

(イ) 新円引換 全国民同一基準一概不ニヶ月分以外既存資金ノ封鎖一利子ヲ支払ハズ

(ロ) 産業資金

(ハ) 戦災復興、選挙、不時ノ費用

(ニ) 完全就業

(ホ) 新規所得一封鎖セズ

(ヘ) 価格、料金、賃金、一般給与一均衡回復

(ト) ニヶ年後ニ安定、解除

四、其ノ他

○鉄、石炭、肥料、船舶ニ付綜合官庁、国营乃至半国营

軍需補償ノ急速完了 復興金融会社

○連合軍司令部、各政党、職能代表

農林省説明(最上)

供出量ヲ確実ニ収メサセル点↓時期ヲ決定スル一見返ヲ絶対確保一之ナカリシコトガ政府ガ信ヲ得ザリシ理由

生鮮食糧一主トシテ価格ト仕向先一報償一油ト米ト石炭一価格ヲ現在ノ六割程度

ソ業一確タル見透シナシ アア蜂取ラスニナル俱 現在ノ三分ノ二以上ニナレバ取締ルトイフ如キ措置

警保局

数字のニハ総体的ニ一、二月ガ危機トハ云ヘヌ

地域の偏在一差当リ消費地ニ米ガナイトイフコトヲ止メル

生産県ニ赤字搬出ヲ為サシメル

要之事のニハ扱ヘヌ、国民ノ受入態勢ガ熟サネバナラヌ

農林 差当リ供出ヲ確保スルコト一今直チニセンサスヲヤル

コトハ不可能一配給遅延一東京二百個所ニ及ブ一最長八日

間一応急米ノ要求トナリテ現ル

警 大キナ筋ハ大蔵ト同様ナルモ時期ガ供出ノ最中ナルコト

ガ難点ナリ 関東付近カラ赤字搬入ヲ実行 年末カラ好成绩 本日ノ手持ハ五日分ヲ確保(通常ハ二十七、八日分ヲ

要ス)

全国民運動ハ是非必要↓殊ニ総選挙対策

農林 予定通り輸入が出来ヌトスレバ四月迄ニモツノガ精々ナリ(供出完了スルトスルモ) 米國ハ有史以來ノ農作ノ千万屯ノ小麦 wheat 鮮毛農作(八〇万石)

商工 米側ヨリ絶対秘密トシテ五百十二万口ノ綿花ノ輸入許可 第一船ハ既入荷

○何人ニモ米ヲ対価トシテ取引シテハ不可ナリトスル法制

一要求又ハ提供スルニ付テ

○輸送ヲ業トスル者ノ米麦ノ輸送ヲ禁止スル

輸長 センサスハ「マ」ニ対スル gesture ヲリスルモ必要

供出ニ対スル処罰等ニ付テハ時期ガ point ナルコト

立法措置ヲケハトリ置クコトソレ迄ニモ食糧管理法ノ発動等行フベキコトハアル

○モミノママ糧食ニスルコトヲ考フベシ(旧正迄ニモミズリ

ヲスル地方ニ付特ニ然リ)

最後ノタヨリニナル法規ヲ作ルコトト機構ヲ作ルコトトヲ至急整ヘルコト

検査員ヲオクコトト予算ヲ予備金ニテ取ルコト

警保局長 年末ニハ一日ニ万俵所要ノ所ニ二分シカナインノガ

五日分程度ニ回復セリ、之ハ近頃ノモノ支援(赤字供出)

ナリシガ更ニ東北ニ働キカケ一月中旬迄ハ大丈夫

輸長 此ノ内閣ハ食糧内閣トイフ性格ニハツキリスル

八日ノ定例閣議ニ食糧ト通貨問題ヲ上提スル

鉄道業務局長 企業意欲ヲ促進スルコト

◎商工省 石炭ノミニ補償金ヲ続ケルトイフコトハ企業意欲ヲ

阻礙シテ居ル 之ヲ撤廃スル方法ナキモノカ

炭鉱労働者ノ賃金値上ノ確保

○産業資金ガ枯渇スル俱アルコト

注 大日本帝國政府用箋。ペン手書き。

出所 大蔵省資料乙五二六—三—一。

III—2 総理官邸會議愛知メモ(昭和二十一年一月三日)

一、三 於総理官邸

農林案ノ検討

書記官長大臣ヲ來訪(中間的ニ大臣ニ報告)

注 大日本帝國政府用箋。ペン手書き及び「書記官長」の行はエン

ピツ手書き。

出所 大蔵省資料乙五二六—三—一。

III—3 社会経済秩序崩壊防止緊急対策要領案(昭和二十一年一月三日)

昭二一、一、三

社会経済秩序崩壊防止緊急対策要領案

審議室配付(二、四)

現下ニ於ケル社会経済情勢ヲ推察スルニ此ノ際果敢ナル措置ヲ

講ズルニ非ズンバ崩壊ノ一途ヲ辿ルノミト考ヘラルル処右社会

経済秩序崩壊ノ大勢ヲ防止スルハ根本的ニ民生特ニ食糧問題ノ

解決ニアルニ鑑ミ之ガ解決ヲ主眼トシテ国家総力ヲ結集シ、左

記事項ヲ強力ニ速急実施スルモノトス

記

一、政治力ノ結集

本施策ハ現下ノ危局ヲ防止スル為政治力ヲ結集スルノ要アル

ニ願ミ其ノ基底ヲ連合軍ノ協力支持ニ置キ、全国民ノ協同一

致警察力ノ再強化ニ依リ此ノ困難ニ当ルヲ根本トスルモノト

ス

(イ) 内閣施策ノ重点ヲ本施策ノ遂行ニ置キ謂ハバ食糧内閣ノ

性格ヲ鮮明ナラシムルコト

(ロ) 連合軍ニ危局ヲ披瀝シ其ノ全面的支持ヲ求ムルコト

(ハ) 警察力ノ質的向上ヲ図リ其ノ運用新方式ヲ樹立推進スル

コト

(ニ) 各政党ニ呼びカケ本施策ノ遂行ニ全面的協力ヲ求ムルコ

ト

(ホ) 各地方長官ヲシテ国家全体ノ危局突破ヲ第一義トシテ施

策セシムルコト

(ヘ) 言論各階ニ呼びカケ其ノ全面的協力ヲ求ムルコト

(ト) 全国民協同一致シテ食糧問題ヲ解決スルニ非ザレバ現下

ノ社会経済秩序ノ崩壊ヲ防止シ得ザルコト即チ最低民生ノ

維持特ニ食糧ニ関スル限り完全ナル統制管理ヲ行フニ非ザ

レバ困難ヲ突破シ得ザルコトヲ国民全般ヲシテ確認セシム

ルコト

二、食糧難打開ノ具態的施策

(一) 社会経済秩序崩壊ノ防止ノ為国民連帯食糧危機突破大運

動ノ展開(選挙演説、新聞、雑誌、ラヂオ等)

(二) 主食ノ国家管理ノ強化ト合理的適正配給ノ実行

(イ) 農家ノ米麦ヲミナラズ宿屋、料理屋、工場、資産家等

一般国民ノ米麦ヲ対象トシテ全面的国家管理ヲ実施スル

コト

(ロ) 管理米麦ヲ昭和二十一年七月末迄ヲ目途トシ国民ノ勤

労度等ニ依ル科学的消費量ニ応ジ合理的ナル適正配給ヲ

実行スルコト

(ハ) 精米所及精米設備ハ政府ニ於テ管理スルコト

(ニ) 本年度米価ヲ合理的ニ引上ケ生鮮食料品価格ヲ引下ケ、

兩者ノ価格ノ均衡ヲ恢復スルコト

(ホ) 米麦買上代金ノ支払ヲ迅速ナラシムルト共ニ酒、煙草、

塩、農機具、衣料、肥料其ノ他農村需要品ヲ消費都市民

ノ犠牲ニ於テ米麦供出程度ニ応ジ公定価格ヲ以テ現物給

与スルコト

(ト) 米麦国家管理ノ完全ヲ期スル為警察力ノ適切ナル重点

動員ニ配スルニ都市及農山漁村ノ自治的監視網ノ整備ヲ

以テシ其ノ強力ナル活動展開ヲ促進スルコト

(ハ) 米麦国家管理ノ成否ハ国民ノ生命及国家ノ存亡ニ関ス

ルヲ以テ之ガ違反者ニ対シテ右ニ相応スル嚴罰ヲ課スル

コト

(三) 副食物管理ノ強化ト重点配給

- (イ) 生鮮食料品ノ価格及配給等ノ再統制管理ヲ行フコト
- (a) 水産物水揚場ヲ国家ニ於テ管理シ、之ヲ大都市ニ重点的ニ配給ス之ヲ為水揚場ニ特別ニ警官又ハ特別ノ管理人ヲ配置スルコト
- (b) 農業会等ニ対スル野菜供出ノ徹底強化ヲ行フコト
- (c) 味噌醬油等ニ対スル統制ノ強化
- (d) 生鮮食料品等ニ付テモ其ノ供出程度ニ応ジ塩、油其ノ他トノパーター制ヲ行フコト
- (e) 公設市場ヲ速急ニ開設スルコト
- (f) 会社等ノ食糧購入ノ禁止
- (四) 食生活ノ非常形態ノ樹立及滲透
- (イ) 節食及衡平ナル食生活ノ徹底
- (e) 未利用資源ノ利用徹底
- (f) 未利用地ノ畑化(都市農村ヲ通ズル個人、団体、組合単位自治畑ノ建設)
- (二) 高額消費施設ノ停止(高級料理店ノ閉鎖及高級宿屋ノ大衆化等)
- (b) 消費者自給組合ノ促成促進
- (c) 食糧問題解決ニ寄与セザル施策及事業ノ絶対停止(水政省、国政院ノ設置ノ見送等)
- (f) 都市転入ノ制限
- (g) 専門学校以上ノ集団勞力ノ食糧危機突破ヘノ活用、尚

之ヲ農村ヘノ移転及国力ニ応スル学校ノ再編成(大学及専門学校ノ淘汰、機械学校、電気学校等ノ設置)

(イ) 都市諸施設(事務所等)ノ再疎開

(x) 科学者及ジャーナリズムノ動員(宣伝及バクテリアノ研究)

(五) 食糧ノ増産

- (イ) 肥料ノ増産(各種ノ肥料トス)
- (e) 戦災地ノ畑化
- (f) 水産物ノ増獲及増産(漁具等ノ増産及重点配給)
- (二) 自給製塩及田畑ノ開墾並ニ之ヲ優遇
- (b) 野草等ノ活用ニ依ル牧畜ノ奨励
- (c) 品種ノ選択及栽培物ノ再検討
- 三、食糧問題解決施策ヲ補充スベキ具態策
- (一) 横流シ輸送ノ封鎖
- (イ) トラック等輸送機関ノ国家管理
- (e) 主要幹道ニ於ケル檢分所ノ設置
- (二) 失業対策ノ実施
- 国庫負担ニ於テ左ノ失業対策事業ヲ行ヒ失業人口ニ對シテハ之ニ從事スルコトヲ条件トシテ最低生活ニ必要ナル失業手当ヲ支給スルコト
- (イ) 食糧ノ供給及輸送ニ寄与スベキ事業
- (e) 燃料ノ増産及輸送ニ寄与スベキ事業
- (f) 応急住宅ノ建設及補修事業

(二) 其ノ他当面ノ危機打開ニ必要ナル事業

- (三) 社会保険制度ノ実施
- 生理的其ノ他ノ事由ニ因ル労働不能人口ノ援護ニ對シテハ最低生活費以内ノ国庫支出ヲ断行スルコト
- (四) 住宅問題ノ解決
- (イ) 都市専門学校以上校舍ノアパート化
- (e) 焼ビルノアパート化
- (f) 寮及無人邸宅ノ解放
- (二) 新開墾地其ノ他農村ニ於ケル住宅ノ建設
- (b) 住宅ノ規格化及万人組立可能文化堅牢住宅ノ増産徹底
- (四) 自主的勤勞及生産意欲ノ増進
- (イ) 国民皆働運動ノ展開
- (e) 財産税ノ細目ヲ成ルベク速カニ發表シ又之ヲ課税計算期日ヲ成ルベク早期化スルコト
- (f) 財産税ノ預貯金ハ之ヲ特ニ優遇スルコトトシ速ニ之ヲ具態的ニ發表スルコト
- (二) 財産税補脱ニ万全ノ措置ヲ講ズルコト
- (b) 遊休設備物資材料ノ操業企業ヘノ活用
- (c) 補助金、補償金及命令融資制度ノ原則的全廃
- (六) 米及石炭価格ヲ基準トスル物価水準ノ策定及物価体系ノ指示
- (七) 給与ノ改善(米価ヲ基準トシ最低生活費ヲ確保ス)特ニ警察其ノ他食糧管理担当者ノ優遇

(六) 横流シ資金ノ封鎖及撤去

- (イ) 既存過剩購買力ノ封鎖
- (a) 既存預金等ノ支払制限(預金ノ流通手段化ノ禁止ヲ含ム)及新自由預金ノ設定
- (b) 流通通貨ノ預金化及簡易新券トノ引換
- (e) 高額所得ノ封鎖
- (f) 時期ノ失セザル厳格ナル財産税ノ徴収
- (二) 資産封鎖中ニ於ケル適正ナル産業資金ノ円滑ナル供給ニ付適切ナル措置ヲ講ズルコト

四、措置

- (一) 本施策ハ之ヲ綜合併行的ニ実施スルコト
- (二) 本施策中法令ヲ制定ヲ要スルモノハ細則ヲ除キ之ヲ一法令ニ取纏ムルコト
- (三) 本施策ノ具体的実施ヲ見ル迄ハ他ノ新ナル企画ハ之ヲ見合スコト
- (四) 本施策ノ適実ナル具態的實現ヲ図ル為各省ハ其ノ中央官吏ヲ中央地方ニ於ケル本施策実施上ノ現業事務(精米所、水揚場等)ニ從事セシメテ二末端第一線ノ充實強化ヲ図ルコト

注 タイフ打ち。
出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

III-4 金銭債務ノ支払延期、通貨ノ引換等ニ関スル緊急勅令(案)(昭和二十一年一月四日)

金銭債務ノ支払延期、通貨ノ引換等ニ関スル緊急勅令(案) (銀)二二、一、四

勅令第 号

*1 第一条 昭和二十一年〇月〇日以前ニ発生シタル私法上ノ金銭債務ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外同年〇月〇日迄其ノ支払ヲ延期ス

*2 第二条 金融機関ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外資金ノ貸付又ハ手形ノ割引ヲ為スコトヲ得ズ

*3 第三条 手形其ノ他之ニ準ズベキ有価証券ニ関シ昭和二十一年〇月〇日ヨリ同年〇月〇日迄ノ期間中ニ権利保存ノ為ニ為スベキ行為ハ同年〇月〇日迄ニ之ヲ為スニ因リテ其ノ効力ヲ有ス

*4 第四条 命令ヲ以テ定ムル種類ノ日本銀行券(以下旧通貨ト称ス)ハ昭和二十一年〇月〇日限り強制通用ノ効力ヲ失フモノトス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ金融機関ニ於テ受入ルル場合ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

*5 第五条 日本銀行ハ昭和二十一年〇月〇日ヨリ同年〇月〇日迄ノ期間中大蔵大臣ノ定ムル様式ノ日本銀行券(以下新通貨ト称ス)ヲ以テ命令ノ定ムル所ニ依リ旧通貨トノ引換

ケ月ニテ完成 十円以上十六、七億(十二月十日現在) *22 命令ノ定ムル範囲内ニ於テ *23 予入(㉑)ノ最終ハ引換(㉒)ヨリ早クスルコト ㉑三月五日 ㉒六日午前〇時失効ト同時 ㉓三月十日 *24 予入シテ予金ノ封鎖ノ規定 注 手書カーボン複写。 出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

III-5 金銭債務ノ支払延期、通貨ノ引換等ニ関スル緊急勅令ノ施行規則案要綱(昭和二十一年一月四日銀行局)

(銀)二二、一、四

金銭債務ノ支払延期、通貨ノ引換等ニ関スル緊急勅令ノ施行規則案要綱

第一 勅令第一条ノ金銭債務ハ昭和二十一年 月 日ヨリ同年 月 日迄ニ支払ヲ為スベキ金銭債務トスルコト

第二 左ニ掲グル支払ハ勅令第一条ノ適用ヲ受ケザルモノトスルコト

一、国、都道府県其ノ他地方公共団体ノ為ス債務ノ支払

二、国、都道府県其ノ他地方公共団体及金融機関ニ対スル預金等ノ支払

三、公租公課ノ支払ノ為ニスル預金等ノ支払

四、給料、労賃其ノ他給与ノ支払ノ為ニスル預金等ノ支払

五、同一人ニ対シ月百円以内ノ預金等又ハ保険金ノ支払但シ 総額二百円ヲ超ユルコトヲ得ズ

ヲ為スベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ同年〇月〇日以後ニ於テモ本文ノ引換ヲ為スベシ *23 第六条 郵便官署、銀行、市街地信用組合及農業会ハ前条ノ引換ニ付日本銀行ノ代理店ト為ルモノトス

*24 第七条 本令ニ於テ金融機関トハ郵便官署、銀行、信託会社、金庫、市街地信用組合、信用組合、無尽会社、農業会及保険会社ヲ謂フ

第八条 第一条及第二条ノ規定ニ違反シタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ二万円以下ノ罰金ニ処ス

第九条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シテ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ前条ノ罰金刑ヲ科ス

付則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

書込 *1 一六次官室 *2 新通貨ニ依ル予金ハ封鎖セザルコトヲウタフ必要 *3 定期予金ハ見送ル *4 一 *5 三十一 *6 七 *7 三十一 *8 (ヲ延期ス)ヲ為スコトヲ得ス 普通ノモラトハ性格的ニ異ルコト *9 〇第二条 貸出ノ制限ト其ノ例外ヲ規定スルコト *10 及保険会社 *11 第一条ニ依リ支払ヲ制限セラレタル金銭債権ノ債権 *12 此ノ間二約一ヶ月ヲ置クコト *13 引換フベシ *14 及様式 *15 引換フベシ *16 二 *17 十 *18 其ノ効力ヲ失フ *19 三 *20 一 *21 証紙ハ三十億枚(□)銀行券ニ対シ一五ノ割合 一

六、外地人外国ヨリノ引揚者ニシテ昭和二十一年 月 日以後帰国シタルモノニ対シ同一人ニ付千円以内ノ預金等ノ支払

七、事業運営上通常必要ナル資金ヲ調達スル為ニスル預金等ノ支払ニシテ大蔵大臣ノ指定スル限度ヲ超エザルモノ

八、金融機関ノ帳簿上ノ振替決済ノ方法ニ依リ昭和二十一年 月 日以前ニ発生シタル債務ノ支払

九、其ノ他ノ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタル債務ノ支払 (備考)

(一) 五号ノ同一人ノ確認ハ米穀通帳等ヲ利用シ重複シテ預金等ノ払戻ヲ受ケザル様措置スルコト

(二) 事業資金ノ調達ノ為ノ預金等ノ支払ニ関シテハ取引銀行ヲ一行トナシ重複セザル様措置スルト共ニ貸出トノ重複ヲ防止スルモノトスルコト

(三) 医療費、選挙費用、預金等ノ外収入ナキ者ノ生活費等ニ付テハ九号ノ運用ニ依リ酷ニ亘ラザル様配慮スルコト

第三 第二ノ預金等トハ預金、貯金、定期積金、金銭信託、無尽掛金、其ノ他之ニ準ズル金融機関ノ預り金及無尽給付金トスルコト

第四 勅令第二条ノ命令ヲ以テ定ムル場合ハ左ノ通りトスルコト

一、国、都道府県其ノ他地方公共団体及金融機関ニ対スル資

金ノ貸付又ハ手形ノ割引

- 二、公租公課ノ支払ノ為ニスル資金ノ貸付又ハ手形ノ割引
- 三、給料、労賃其ノ他給与ノ支払ノ為ニスル資金ノ貸付又ハ手形ノ割引

四、事業運営上通常必要ナル資金ノ貸付又ハ手形ノ割引ニシテ大蔵大臣ノ指定スル限度ヲ超エザルモノ

五、外地又ハ外国ヨリノ引揚者ニ対シ同一人ニ付千円以内ニ於テ為ス資金ノ貸付(但シ一回限リトス)

六、其ノ他大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタル資金ノ貸付又ハ手形ノ割引

第五 第二第七号及第九号並ニ第四第四号及第六号ノ指定又ハ許可ハ資金需要者ノ申請ニ依リテ之ヲ為スモノトスルコト

第六 第二第七号及第九号並ニ第四第四号及第六号ノ大蔵大臣ノ指定又ハ許可ニ関スル事務ハ金融機関ヲシテ取扱ハシムルコト

前項ノ事務ノ取扱ニ要スル経費ハ当該金融機関ノ負担トスルコト

(備考)

預貯金ノ流通手段化ノ防止ニ付テハ本令等ニ規定ヲ設ケズ實際上ノ運用ニ於テ適宜措置スルコト

第七 勅令第四条ノ規定ニ依ル日本銀行券ノ種類ハ本令施行ノ際現ニ発行セル十円、二十円、百円、二百円、及千円トスルコト

第八 勅令第四条但書ノ規定ニ依リ金融機関ニ於テ日本銀行券ヲ受入ルル場合ハ左ニ掲グルモノトスルコト

- 一、外地又ハ外国ヨリノ引揚者ニシテ昭和二十一年 月 日以後ニ帰国セル者ヨリ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ金融機関ノ受入ルル場合
- 二、其ノ他大蔵大臣ノ定ムル場合

大蔵大臣前項第一号又ハ第二号ノ定ヲ為シタルトキハ之ヲ公告スルコト

第九 大蔵大臣勅令第五条ノ規定ニ依リ日本銀行券ノ様式ヲ定メタルトキハ之ヲ公示スルコト

第十 日本銀行ハ左ニ掲グル場合ニ限リ第九ノ規定ニ依リ日本銀行券ヲ以テ第七ノ規定ニ依ル種類ノ日本銀行券ノ引換ヲ為スベキコト

一、一人ニ付百円以内ノ引換但シ同一人ハ二回以上ノ引換ヲ請求スルコトヲ得ザルコト

二、法人ニ付テハ払込済資本金又ハ払込済出資金ノ百分ノ一ニ相当スル金額以内ノ引換但シ五十万円ヲ超ユルコトヲ得ザルコト

三、旅行者ニ付テハ大蔵大臣ノ定ムル金額ノ範囲内ノ引換

四、其ノ他大蔵大臣ノ定ムル場合

大蔵大臣前項第三号又ハ第四号ノ定ヲ為シタルトキハ之ヲ公告スルコト

第十一 勅令第五条但書ノ規定ニ依リ昭和二十一年 月 日以

後ニ於テ引換ヲ為ス場合ハ左ニ掲グルモノトスルコト

- 一、外地又ハ外国ヨリノ引揚者ニシテ同年同月同日以後ニ帰国セル者ニ付大蔵大臣ノ定ムル金額ノ範囲内ニ於テ引換ヲ為ス場合
- 二、其ノ他大蔵大臣ノ定ムル場合

大蔵大臣前項第一号又ハ第二号ノ定ヲ為シタルトキハ之ヲ公告スルコト

注 手書カーボン複写。
出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

III-6 金銭債務ノ支払ノ制限、通貨ノ引換等ニ関スル緊急勅令(案)(昭和二十二年一月六日)

金銭債務ノ支払ノ制限、通貨ノ引換等ニ関スル緊急勅令(案)

*勅令第 号

第一条 本令施行ノ日ノ前日以前ニ發生シタル私法上ノ金銭債務ハ昭和二十一年七月三十一日迄其ノ支払ヲ為スコトヲ得ズ

第二条 左ニ掲グル支払ニ付テハ前条ノ規定ヲ適用セズ

- 一、国、都道府県其ノ他ノ地方公共団体ノ為ス債務ノ支払
- 二、国、都道府県其ノ他ノ地方公共団体ニ対シ為ス金融機関ノ預金其ノ他命令ヲ以テ定ムル債務(以下預金等ト称ス)ノ支払

但シ左ニ掲グル資金ノ融通ニ付テハ此ノ限リニ在ラズ

- 一、国、都道府県其ノ他ノ地方公共団体ニ対シ為ス資金ノ融通
- 二、金融機関ニ対シ為ス資金ノ融通
- 三、公租公課ノ支払ノ為ニスル資金ノ融通
- 四、給料、労賃其ノ他ノ給与ノ支払ノ為ニスル資金ノ融通

第三条 金融機関ハ昭和二十一年七月三十一日迄資金ノ貸付又ハ手形ノ割引(以下資金ノ融通ト称ス)ヲ為スコトヲ得ズ

但シ左ニ掲グル資金ノ融通ニ付テハ此ノ限リニ在ラズ

一、国、都道府県其ノ他ノ地方公共団体ニ対シ為ス資金ノ融通

二、金融機関ニ対シ為ス資金ノ融通

三、公租公課ノ支払ノ為ニスル資金ノ融通

四、給料、労賃其ノ他ノ給与ノ支払ノ為ニスル資金ノ融通

三、給料、労賃其ノ他ノ給与ノ支払

四、金融機関ノ金融機関ニ対シ為ス債務ノ支払

五、公租、公課ノ支払ノ為ニスル金融機関ノ預金等ノ支払

六、給料、労賃其ノ他ノ給与ノ支払ノ為ニスル金融機関ノ預金等ノ支払

七、一人ニ付命令ノ定ムル金額ヲ超エザル範囲内ニ於テ為ス金融機関ノ預金等ノ支払

八、外地又ハ外国ヨリ本令施行ノ日以後ニ帰国シタル者ニ対シ命令ノ定ムル金額ヲ超エザル範囲内ニ於テ為ス金融機関ノ預金等ノ支払

九、法人ノ事業運営上通常必要ナル費用ノ支払ノ為ニスル金融機関ノ預金等ノ支払ニシテ大蔵大臣ノ指定スル限度ヲ超エザルモノ

十、前各号ノ支払ノ外命令ヲ以テ定ムルモノ

第三条 金融機関ハ昭和二十一年七月三十一日迄資金ノ貸付又ハ手形ノ割引(以下資金ノ融通ト称ス)ヲ為スコトヲ得ズ

五、外地又ハ外国ヨリ本令施行ノ日以後ニ帰国シタル者ニ
對シ命令ノ定ムル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ為ス資金
ノ融通

六、法人ノ事業運営上通常必要ナル費用ノ支払ノ為ニスル
資金ノ融通ニシテ大蔵大臣ノ指定スル限度ヲ超エザルモ

七、前各号ノ資金ノ融通ノ外命令ヲ以テ定ムルモノ

第四条 第一条ノ規定ニ依リ支払ヲ制限セラレタル金銭債務
ニ関シ本令施行ノ日ヨリ昭和二十一年七月三十一日迄ノ期
間中ニ為スベキ権利保存ノ為必要ナル行為ハ昭和二十一年
八月三十一日迄ニ之ヲ為スニ因リテ其ノ効力ヲ有ス

第五条 日本銀行ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本令施行ノ際現ニ
通用スル日本銀行券ニシテ命令ヲ以テ定ムル種類ノモノ
（以下旧通貨ト称ス）ヲ昭和二十一年二月十日ヨリ同年三
月十日迄ノ期間中ニ大蔵大臣ノ定ムル様式、日本銀行券（以
下新通貨ト称ス）ト引換フベシ、但シ命令ヲ以テ定ムル場
合ニ於テハ同年三月十一日以後ニ於テモ尚本文ノ引換ヲ為
スベシ

第六条 郵便官署、銀行、市街地信用組合及ビ農業會ハ前条
ノ引換ニ付日本銀行ノ代理店ト為ルモノトス

第七条 旧通貨ヲ所持スル者ハ昭和二十一年三月五日迄ニ之
ヲ金融機關ニ對スル預金等ト為スベシ但シ第五条ノ規定ニ
依リ新通貨ト引換ヲ為スモノニ付テハ此ノ限りニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ為シタル預金等ハ本令ノ適用ニ関シテハ
第一条ノ金銭債務ト看做ス

第八条 旧通貨ハ昭和二十一年三月五日限り強制通用ノ効力
ヲ失フモノトス但シ第五条ノ規定ニ依リ政府又ハ日本銀行
ニ於テ受入ルル場合ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第九条 日本銀行ハ昭和二十一年三月十日ニ於ケル旧通貨ノ
発行高ヲ同年三月十一日ニ於ケル日本銀行券発行高ヨリ除
去シ且其ノ際除去シタル発行高ニ相当スル金額ヲ即日国庫
ニ納付スベシ

第十条 昭和二十一年三月十一日以降政府ハ旧通貨ノ引換義
務ヲ承継ス

前項ノ承継後ニ於ケル引換ハ日本銀行本支店又ハ第六条ノ
同行代理店ニ於テ之ヲ取扱フ

第十一条 本令ニ於テ金融機關トハ郵便官署、銀行、信託會
社、金庫、市街地信用組合、信用組合、無尽會社、農業會
及保險會社ヲ謂フ

第十二条 第一条及第三条ノ規定ニ違反シタルトキハ五年以
下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

第十三条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其
ノ他ノ従業者方其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シテ前条ノ違反
行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人
ニ對シ前条ノ罰金刑ヲ科ス

付則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

書込 *1 前回ノ昭和二年ノ「モラ」トノ差異如何ノ二一—七大

臣室ノ新通貨ト「モラ」トヲ別案ニシテハ如何 結論 預金封鎖

(1) キヤツシユニスル場合ハ要許可 (2) 法人ノ高利ノ俸給者

ニ對スル措置如何ノ緊急勅令ニ入ルルヲ可トセザルノ進駐軍ノ

所有旧通貨ニ對スル措置 *2 保險金ノ支払、株金ノ払込ノ徴

取、社債ノ利息 *3 「命令ノ定ムル」トイフコトヲ入レルカ否

カ *4 命令ノ定ムル日 *5 「一」ヲ延期ス「ト」ノ差、積極的ナ

ルコト、弁済期ハ來ルカ、罰則ガカカルコト *6 一人ニ付月百

円 *7 戦災者ニ對シテハ特殊預金ノ解除ヲ行フコト *8 特

殊預金ハ除クコト *9 個人ノ營業ニ付テハ本項 *10 十円以

上 *11 郵便局ノ通帳ノ再交付等ノ問題アルコト *12 引揚

者 *13 一々代理店契約ヲ結ブコトハ避ケルコト *14 (政府又

ハ) *15 (即日) 遅滞ナク *16 引替ニ對スル罰則

注 手書カーボン複写。

出所 大蔵省資料乙五二六一—三一。

III-7 金銭債務ノ支払制限、通貨ノ引換等ニ関スル
緊急勅令施行規則要綱(案)

金銭債務ノ支払制限、通貨ノ引換等ニ関スル緊急勅令施行規
則要綱(案)

第一、勅令第二条第二号ノ預金等トハ預金、貯金、定期積金、
金銭信託、無尽掛金又ハ無尽給付金(解約返戻金ヲ含ム)及

保險料又ハ保險金トスルコト
第二、勅令第二条第七号ノ金額ハ一人当リ月額百円以内トシ總

額ハ二百円ヲ超エザルモノトスルコト

預金等ノ債権者ハ勅令第二条第七号ノ預金等ノ支払ヲ受クル

ニ付一金融機關ノ一店舗ヲ特定スルモノトスルコト但シ特別

ノ事情ニ依リ他ノ金融機關(同一金融機關ノ他ノ店舗ヲ含ム)

ヨリ預金等ノ支払ヲ受クルトキハ之ヲ合算スルコト

第三、勅令第二条第八号ノ金額ハ一人当リ千円以内トスルコト

(但シ一回限リトス)

第四、勅令第二条第九号ノ限度ノ指定ハ法人ノ申請ニ依リテ之

ヲ為スコト又大蔵大臣ハ必要アリト認ムルトキハ指定シタル

限度ヲ變更シ得ルコト

法人ハ勅令第二条第九号ノ預金等ノ支払ヲ受クルニ付一金融

機關ノ一店舗ヲ特定スルモノトスルコト但シ特別ノ事情ニ依

リ他ノ金融機關(同一金融機關ノ他ノ店舗ヲ含ム)ヨリ預金

等ノ支払ヲ受クルトキハ之ヲ合算スルコト

(備考)

(1) 限度ノ指定ハ預金等ノ支払及資金ノ融通トヲ綜合的ニ

考慮スルコト

(2) 限度ノ指定ハ昭和二十年九月ヨリ同年十二月迄ノ毎月

運転資金ノ総使用金額ノ月平均ヲ一応ノ基準トシ(実績

主義) 実情ニ応ジ増減スルコト

第五、勅令第二条第十号ノ命令ヲ以テ定ムル支払ハ左ニ掲グル
モノトスルコト

一、個人事業者ノ事業運営上適當必要ナル費用ノ支払ノ為ニ

スル金融機関ノ預金等ノ支払ニシテ大蔵大臣ノ指定スル限度ヲ超エザルモノ（右ノ限度ノ指定ニ付テハ第四ヲ準用スルコト）

二、金融機関ノ帳簿上ノ振替決済ノ方法ニヨリ為ス債務ノ支払

三、其ノ他大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタル債務ノ支払
（備考）

医療費、選挙費用、預金等ノ外ニ収入ナキ者ノ生活費等ニ付テハ第三号ノ適用ニ依リ酷ニ亘ラザル様配慮スルコト

第六、勅令第三条第五号ノ金額ハ一人当り千円以内トスルコト（但シ一回限リトス）

第七、勅令第三条第六号ノ限度ノ指定ニ関シテハ第四ニ準ズルコト

（尚資金ノ貸付及手形ノ割引ハ合算スルコト）
第八、勅令第三条第七号ノ命令ヲ以テ定ムル資金ノ融通ハ左ニ掲グルモノトスルコト

一、個人ノ事業者ノ事業運営上通常必要ナル費用ノ支払ノ為ニスル資金ノ融通ニシテ大蔵大臣ノ指定スル限度ヲ超エザルモノ

（右ノ限度ノ指定ニ付テハ第七ニ準ズルコト）
二、其ノ他大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタル資金ノ融通

第九、勅令第五条ノ旧通貨タル日本銀行券ノ種類ハ十円、二十

円、百円、二百円及千円トスルコト

第十、勅令第五条ノ規定ニ依リ日本銀行券ノ様式ヲ定メタルキハ之ヲ公示スルコト

第十一、勅令第五条ノ規定ニ依ル新旧通貨ノ引換ハ左ニ依ルコト

一、一人ニ付百円以内ノ引換但シ同一人ハ二回以上引換ノ請求ヲ為スコトヲ得ズ

二、法人ニ付テハ払込済資本金又ハ払込済出資金ノ百分ノ一ニ相当スル金額以内ノ引換但シ五十万円ヲ超ユルコトヲ得ズ

三、其ノ他大蔵大臣ノ定ムル場合
大蔵大臣前項第三号ノ定ヲ為シタルトキハ之ヲ公告スルコト（備考）

第三号ノ定ヲ為スハ差当り旅行者トスルコト
同個人ノ募集者ニ付テハ同考究スルコト

第十二、勅令第五条但書ノ規定ニ依リ昭和二十一年三月十一日以後ニ於テ引換ヲ為ス場合ハ左ニ掲グルモノトスルコト

一、外地又ハ外国ヨリノ引揚者ニシテ同年同月同日以後ニ帰国セル者ニ付大蔵大臣ノ定ムル金額ノ範囲内ニ於テ引換ヲ為ス場合

二、其ノ他大蔵大臣ノ定ムル場合
大蔵大臣前項第一号又ハ第二号ノ定ヲ為シタルトキハ之ヲ公告スルコト

注 タイプ打ち。
出所 大蔵省資料Z五二六一三一。

III-8 会社等ニ対スル緊急資金措置要綱

会社等ニ対スル緊急資金措置要綱

資金非常措置ニ関連シ会社等ニ付テハ現下喫緊ノ要務タル民需産業ノ再開ヲ阻害スルコトナキ様留意シツツ左ニ依リ企業ニヨリ買溜思惑殊ニ食料等ノ生活必需物資ノ買付ヲ資金面ヨリ厳ニ抑制スルノ措置ヲ講ズルモノトス

記

一、会社ノ既往ノ債務ニ関シテハ原則トシテ其ノ支払ノ延期ハ之ヲ為サシメザルコト 但シ特別ノ事由ニ依リ既往ノ債務ノ支払ヲ為スコトヲ得ザル場合ニ於テハ債務者ハ理由ヲ具シテ支払延期ノ許可ヲ申請シ得ルノ途ヲ開クコト

二、企業ノ現ニ有スル現金ハ個人ト同様之ヲ回収シ現ニ其ノ有スル預金ト共ニ一応封鎖スルコト

三、会社ニ対スル一定金額（例ヘバ二万円）以上ノ資金ノ支払ハ一切小切手等ニヨリ当該会社ノ預金口ニ振込ムモノトスルコト

四、第二項及前項ノ預金並ニ金融機関 親会社等ヨリノ貸付ヲ通ジ現金ノ払出ハ会社ノ最小限度ノ経費（通信費等ノ小額経費ヲ意味シ家賃、電燈料等ヲ含マズ）及ビ人件費ニ限ルモノトス

右ノ如キ現金ヲ要スル経費ニ付テハ一ヶ月分ノ所要経費ヲ貸出スモノトス

尚人員費中役員報酬、賞与、社員ノ九ヶ月分以上ノ賞与、一定額以上ノ退職金等ニ付テハ現金ニ依ラザルモノトス

五、会社ニ対スル金融機関及親会社等ヨリノ貸付ニ付テハ買溜思惑資金ノ融通ヲ為サザル様特段ノ工夫ヲ為スコト

此等ノ目的ノ為金融機関ニ対シ貸出先ヨリ報告ヲ徴シ検査ヲ為シ得ル権限ヲ与フルコト

六、本措置実施ノ為「会社等緊急資金令（仮称）」ヲ制定ス
本措置適用ノ会社ハ資本金二十万円以上ノ会社（営団 倉庫ヲ含ム）トスルコト

（根拠法ニ付テハ会社経理統制令、銀行等資金運用令、臨時資金調整法等ニ付研究スルコト）

注 タイプ打ち。
出所 大蔵省資料Z五二六一三一。

III-9 食糧緊急措置令（案）

勅令第 号

食糧緊急措置令

第一条 政府ハ主要食糧（食糧管理法第二条ノ主要食糧ヲ謂フ以下同ジ）ノ管理上必要アリト認ムルトキハ食糧管理法第三条第一項又ハ同法施行令第十条ノ三ノ規定ニ基キ売渡スベキ場合ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ所有者ニ対

シ数量、価格、時期其ノ他必要ナル事項ヲ定メ其ノ所有スル
主要食糧ヲ政府ニ売渡スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二条 主要食糧ノ所有者ガ前条又ハ食糧管理法第三条第一項
若ハ同法施行令第十条ノ三ノ規定ニ基キ売渡スベキ主要食糧
ヲ命令ヲ以テ定ムル時期迄ニ売渡サザルトキハ政府ハ命令ノ
定ムル所ニ依リ其ノ者ノ所有スル主要食糧ニシテ政府ニ売渡
ヲ命ゼラレタル数量ニ相当スルモノヲ取用スルコトヲ得

第三条 政府前条ノ規定ニ依リ主要食糧ヲ取用セントスルトキ
ハ当該官吏ヲシテ取用セントスル主要食糧ニ付其ノ所在ノ場
所ニ臨檢シ第一条又ハ食糧管理法第三条第二項若ハ同法施行
令第十条ノ三ノ規定ニ基キ売渡スベキ数量ニ達スル迄命令ノ
定ムル所ニ依リ取用スベキ主要食糧タルノ表示ヲ為サシムル
ト共ニ当該主要食糧ノ所有者ニ対シ取用令書ヲ交付スベシ

第四条 当該官吏ガ前条ノ規定ニ依リ取用スベキ主要食糧ニ付
表示ヲ為シ且取用令書ヲ交付ヲ為シタル時ニ於テ政府ハ当該
主要食糧ノ所有權ヲ取得シ其ノ他ノ權利ハ消滅ス

第五条 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第二条ノ規定ニ依ル主要
食糧ノ取用ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

前項ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ取用ノ処分ニ因リ通常生
ズベキ損失トシ其ノ額ノ算定ノ基準ハ主務大臣之ヲ定ム
取用セラレタル主要食糧ハ食糧管理特別會計ニ帰属スルモノ
トシ第一項ノ損失ハ同會計ノ負担トス

第六条 政府ハ主要食糧ノ管理上必要アリト認ムルトキハ命令

ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ所有者ニ対シ時期其ノ他必要ナ
ル事項ヲ定メ其ノ所有スル主要食糧ニ付借入ノ申込ヲ為スコ
トヲ得

前項ノ申込ヲ受ケタル者ハ之ニ応ジ其ノ所有スル主要食糧ヲ
政府ニ貸渡スベシ
第一項ノ申込ヲ受ケタル者主務大臣ノ指定スル時期迄ニ之
応ジ貸渡ヲ為サザルトキハ政府ハ其ノ者ノ所有スル主要食糧
ニシテ前項ノ規定ニ依リ政府ニ貸渡スベキ数量ニ相当スルモ
ノヲ取用スルコトヲ得

第二条乃至前条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル主要食糧ノ取用ニ
之ヲ準用ス

第七条 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外主要食糧ノ取用ニ関シ必
要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八条 主務大臣必要アリト認ムルトキハ業務ニ関シ主要食糧
ノ輸送ヲ為ス者ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ輸送
ノ受託ニ関シ制限又ハ禁止ヲ為スコトヲ得

第九条 何人ト雖モ主要食糧ノ生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有シ
小作料トシテ之ヲ受クル者ニ対シ双務契約ノ反対給付ノ全部
又ハ一部トシテ主要食糧ノ讓渡ヲ求ムルコトヲ得ス

第十条 主要食糧ノ政府管理ニ障碍ヲ与フル目的ヲ以テ又ハ其
ノ虞アルコトヲ知りテ他人ヲ煽動シテ主要食糧ノ政府ニ対ス
ル売渡ヲ忌避セシメ其ノ他主要食糧ノ政府ニ対スル供出ヲ阻
害スル行為ヲ為シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ

罰金ニ処ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

前二項ノ罪ヲ犯スコトヲ教唆シタル者ノ罰亦第一項ニ同ジ

第十一条 業務ニ関シ主要食糧ノ輸送又ハ配給ヲ為ス者其ノ取
扱ニ係ル主要食糧ヲ不正ニ領得シ又ハ讓渡其ノ他ノ処分ヲ為
シタルトキハ十年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

第十二条 主要食糧ノ配給ニ関シ世帯員ノ数、年齢、職業等ニ
付不実ノ申告ヲ為ス等不正ノ手段ニ依リ不当ノ利益ヲ得タル
者ハ十年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

第十三条 政府ハ主要食糧ノ管理上必要アリト認ムルトキハ主
要食糧ヲ所有シ又ハ占有スル者ニ対シ報告ヲ徴シ又ハ当該官
吏ヲシテ主要食糧ノ所在ノ場所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ
主要食糧、帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ当該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於
テハ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯セシムベシ

第十四条 主務大臣青果物、魚介類其ノ他主要食糧以外ノ食料
品ニ付其ノ配給ノ公正及価格ノ安定ヲ図ルハ必要アリト認ム
ルトキハ其ノ指定スル食糧品ノ讓渡、讓受、配給、消費、使
用、保管、移動又ハ価格ノ統制ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコ
トヲ得

第十五条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五
万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第一条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二 第二条又ハ第六条ノ規定ニ依ル主要食糧ノ取用ヲ拒ミ、
妨ゲ又ハ忌避シタル者

三 第八条ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタル者

四 第九条ノ規定ニ違反シタル者

五 前条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第十六条 第十三条ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ若ハ虚偽ノ報告ヲ
為シ又ハ当該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ三
年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス

第十七条 第八条乃至第十二条ノ罪ヲ犯シタル者ハ情状ニ因リ
懲役又ハ罰金ヲ併科スルコトヲ得

第十八条 左ノ各号ノ一ニ該当スル主要食糧ハ之ヲ没収スルコ
トヲ得

一 食糧管理法施行令第十条又ハ第十条ノ二ノ規定ニ違反シ
テ讓受ケタル米麦ニシテ犯人ノ所有スルモノ

二 第十二条ノ規定ニ違反シタル場合ニ於ケル不当ノ利益ニ
該当スル主要食糧ニシテ犯人ノ所有スルモノ

第十九条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ
他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第十五条又ハ第十六
条前段ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スル外其ノ法
人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

付則

本令ハ昭和二十一年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

注 タイプ打ち。

出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

III-10 農村必需物資配給体制二関スル件

農村必需物資配給体制二関スル件 *

食糧ノ増産及供出方現下ノ食料事情ニ照シ国民生活安定上絶対必要ナルニ鑑ミ之ニ対スル農民ノ意欲昂揚ヲ期シ曩ニ農村必需物資配給体制整備要項ヲ決定シ其ノ実施ヲ図ルコトニセルモ終戦ニ因ル状勢ノ変化ニ即応シ左記ノ如ク措置スルモノトス

記

- 一、農村ニ於ケル必需物資(統制物資)ノ配給ハ従前ノ通り既存ノ配給機構ヲ活用シ、積極的ニ転廃業ヲ為サシムルタメノ企業整備ハ之ヲ為サザルモノトス
- 二、食糧ノ供出確保ヲ図ルタメ一定量ノ物資ヲ食糧供出用特配物資トシテ農村ニ配給スルコトトシ、之ヲ取扱ハ市町村農業會ヲシテ行ハシムルコトトス
- 三、統制物資以外ノ物資ニ付テハ配給業者ヲシテ自由ニ取扱ハシム

備考

食糧供出用特配物資ノ品目、数量等ニ付テハ別途商工、農林両省ニ於テ協議決定スルコト

書込 *1 商工大臣案

注 日付なし。資料III-10との関連でこの位置に配列。

出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

III-11 失業救済緊急事業案

失業救済緊急事業案

- 一、戦災地ノ畑化(地券ノ発行、所有者ヨリノ受益料徴収町会畑管理人ノ設置)
- 二、戦災ビルノアパート化(国有林、御料林木材ノ充当)
- 三、新聞配達夫ノ復活(料金ヲトル)
- 四、切符売、荷物整理係ノ増員
- 五、車輛ノ修理
- 六、釘スレート、テックス、瓦製造工場ノ経営
- 七、製材及組立家屋製造工場ノ経営
- 八、町会職業夜警員ノ常備
- 九、電気水道ノ補強
- 十、紡績職工トシテノ男工ノ使用
- 十一、公営風呂屋ノ開設

注 日付なし。一月上旬の検討資料と推定。タイプ打ち。

出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

III-12 日本銀行券ノ引換等ニ関スル緊急勅令(案)

日本銀行券ノ引換等ニ関スル緊急勅令(案)

勅令第 号

第一条 日本銀行ハ命令ノ定ムル金額ヲ限り本令施行ノ際現ニ通用スル日本銀行券ニシテ命令ヲ以テ定ムル種類ノモノ(以

下旧券ト称ス)ヲ命令ノ定ムル期間内ニ大蔵大臣ノ定ムル様式ノ日本銀行券(以下新券ト称ス)ト引換フベシ、但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ当該期間満了後ニ於テモ仍本文ノ引換ヲ為スベシ

第二条 郵便官署、銀行、市街地信用組合及農業会ハ前条ノ引換ニ付日本銀行ノ代理店ト為ルモノトス

第三条 旧券ヲ所持スル者ハ命令ノ定ムル日迄ニ之ヲ金融機関ニ対スル預金又ハ貯金ト為スベシ、但シ第一条ノ規定ニ依リ新券ト引換ヲ為スモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ為シタル預金又ハ貯金ハ昭和二十一年勅令第一号第一条ノ預金等ト看做ス

第四条 旧券ハ命令ノ定ムル日ヲ限り強制通用ノ効力ヲ失フモノトス、但シ第一条又ハ前条ノ規定ニ依リ日本銀行ニ於テ受入ルル場合ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五条 日本銀行ハ第一条ノ期間ノ末日ニ於ケル旧券ノ発行高ヲ其ノ翌日ニ於ケル日本銀行券発行高ヨリ除去シ且其ノ除去シタル発行高ニ相当スル金額ヲ遅滞ナク国庫ニ納付スベシ

第六条 日本銀行ガ第一条但書ノ規定ニ依リ引換ヲ為シタルトキハ政府ハ引換額ニ相当スル金額ヲ日本銀行ニ対シ補償ス

第七条 本令ニ於テ金融機関トハ郵便官署、銀行、金庫、市街地信用組合、信用組合、無尽会社及農業会及保険会社ヲ謂フ

第八条 第一条ノ規定ニ違反シテ引換ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

第九條 日本銀行又ハ日本銀行代理店ノ代表者又ハ其ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ通貨ノ引換ニ関シテ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外日本銀行又ハ日本銀行代理店ニ対シ前条ノ罰金刑ヲ科ス

付則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

書込 *1 (日本銀行)金融機関 *2 又ハ第三条ノ規定ニ違反シテ旧券ノ預金若ハ貯金ヘノ受入ヲ為シタル者 *3 (五)三 *4 但シ当該通貨ノ価額ガ一万円ヲ超ユルトキハ罰金ノ額ハ当□□□ノ三倍以下トス

注 手書カーボン複写。

出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

III-13 預金等ノ支払制限等ニ関スル緊急勅令(案)

(改題により「金融緊急措置令」)

預金等ノ支払制限等ニ関スル緊急勅令(案)

勅令第 号

第一条 金融機関ハ本令施行ノ際現ニ存スル預金其ノ他命令ヲ以テ定ムル債務(以下預金等ト称ス)ニ付命令ノ定ムル日迄其ノ支払ヲ為スコトヲ得ズ

第二条 左ニ掲グル預金等ノ支払ニ付テハ前条ノ規定ヲ適用ス

一 国、都道府県其ノ他ノ公共団体ニ対シ為ス預金等ノ支

七ズ

- 二 金融機關ニ対シ為ス預金等ノ支払
- 三 公租公課ノ支払ノ為ニスル預金等ノ支払
- 四 給料、労賃其ノ他ノ給与ノ支払ノ為ニスル預金等ノ支払

- 五 一人ニ付命令ノ定ムル金額ヲ超エザル範囲内ニ於テ為ス預金等ノ支払
- 六 外地又ハ外国ヨリ帰国シタル者ニ対シ命令ノ定ムル金額ヲ超エザル範囲内ニ於テ為ス預金等ノ支払
- 七 法人ノ事業運営上通常必要ナル費用ノ支払ノ為ニスル預金等ノ支払ニシテ大蔵大臣ノ指定スル限度ヲ超エザルモノ

- 八 特殊預金又ハ特殊金銭信託ノ支払
- 九 前各号ノ預金等ノ支払ノ外命令ヲ以テ定ムルモノ
- 第三条 第一条ニ規定スル預金等ノ債権ハ之ヲ債務ノ担保ニ供スルコトヲ得ズ *

第四条 大蔵大臣必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ金融機關ニ対シ資金ノ運用ニ関シ必要ナル制限又ハ禁止ヲ為スコトヲ得 *

第五条 第一条ノ規定ニ依リ支払ヲ制限セラレタル預金等ニ関シ本令施行ノ日ヨリ命令ノ定ムル日迄ノ期間中ニ為スベキ権利保存ノ為必要ナル行為ハ命令ニ定ムル日迄ニ之ヲ為

スニ因リテ其ノ効力ヲ有ス

- 第六条 本令ニ於テ金融機關トハ郵便官署、銀行、信託会社、金庫、市街地信用組合、信用組合、無尽会社、農業會、保險會社及漁業協同組合其ノ他貯金ノ受入ヲ為ス組合ヲ謂フ
- 第七条 第一条、第三条又ハ第四条ノ規定ニ違反シタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス
- 第八条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シテ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ前条ノ罰金刑ヲ科ス

付則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ債務ノ担保ニ供セラレタル預金等ニ付テハ當該債務ノ消滅スル迄第三条ノ規定ヲ適用セズ

書込 *1 金融緊急措置令 *2 (本令施行ノ日以後三) 本令ノ定ムル日以後二 *3 (法人ノ) *4 (通常) *5 (費用ノ) *6 (ノ為ニスル) *7 (ニシテ大蔵大臣ノ指定スル限度ヲ超エザルモノ) *8 大蔵大臣必要ト認ムルトキハ預金等ノ債権ノ譲渡、質權ノ設定(以下欠落) *9 他ノ法令ヲ行ケル *10 (余白ヘノ書込) 決済方式 債ムノ弁済ノ方法ノ金銭債ムノ支払ノ方式ヲ大蔵大臣(ママン)會社其ノ他ノ法人ノ資金ノ保有方法ノ必要ナル制限ヲ為スコトヲ得 *11 (第五条を斜線で抹消) *12 (五)三 *13 (本令以下抹消)

注 手書カーボン複写。

出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

III-14 經濟危機緊急対策ニ関スル件(昭和二十二年一月八日閣議決定)

(註 第一八閣議決定
第二以下ハ時間ノ都合上未決定)

經濟危機緊急対策ニ関スル件

現ニ直面シツツアル經濟上ノ危機ヲ克服シ國民生活ノ安定ヲ確保スル為諸般ノ施策ヲ特ニ食糧及通貨ノ二点ニ集中シ政府ノ全力ヲ挙ゲテ之ガ実効ヲ期ス

第一、食糧対策

一、政府ハ二十年産米ノ供出完遂ヲ期スル為此ノ際万難ヲ排シテ左ノ措置ヲ講ズ

- (一) 各府県ニ付供出ノ時期ヲ限定シ、之ガ確保ニ付必要ナル措置ヲ採ルコト
- (二) 一定期日ニ於テ農業倉庫、營業倉庫、各種營業者ノ倉庫等ニ保管シタル主要食糧ノ保管責任者ニ對シ在庫高ノ申告ヲ為サシメ必要ニ応ジ一斉検査ヲ行フ等主要食糧ノ在庫高ノ調査ヲ実施スルコト
- (三) 供出不良町村ノ各個人又ハ供出不良町村ノ個人ニ對シテ供出ヲ完遂セシムル為隨時臨檢検査ヲ行ヒ特ニ惡質ナル者ニ對シテハ強制的ニ之ヲ買上ゲ得ルノ途ヲ考慮スル

コト

- (四) 倉庫其ノ他ノ施設及場所ニ付必要ニ応ジ臨檢検査ヲ行フト共ニ其ノ他適宜ノ方法ニ依リ不正ナル大量隱匿藏食糧ノ動員ヲ徹底スルコト
- (五) 主要食糧ノ闇取引、横流シ及不正ナル移動ニ對シ徹底的ナル警察取締ヲ為シ惡質ナル違反者ニハ嚴罰ヲ以テ臨ムコト尚主要食糧ノ輸送ノ受託ニ際シ證明書制度ヲ設クル等之ガ取締ニ必要ナル措置ヲ講ズルコト
- (六) 主要食糧ヲ生活必需品、医療、勞務給付其ノ他ノ對価トシテ取得スルコトヲ得ザラシムル様適當ナル取締ヲ講ズルコト
- (七) 農家必需品タル肥料、農機具、綿製品、家庭菜等ノ配給ヲ確實ニ実行スルコト此ノ場合ニ於テハ供出成績ヲ充分ニ勘案スルコト
- (八) 右ニ伴ヒ肥料、農機具、綿製品、家庭菜等ノ生産増強ハ万難ヲ排シテ之ガ遂行ヲ期スルコト
- (九) 各都道府県ノ赤字搬出ヲ認ムルコト
- (十) 主要食糧ノ不足ヲ補充スル為粉食計画(魚粉ヲ含ム)ノ普及徹底ヲ期スルモノトス

三、主要食糧ノ配給ヲ円滑適正ナラシムル為左ノ措置ヲ講ズ

- (一) 勞務加配及年齢別配給量ニ再檢討ヲ加フルコト
- (二) 都市ニ於ケル幽霊人口、職種詐称等ニ依リ不正受配ニ對スル取締ヲ強化シ要スレバ連座罰制ヲ考慮スルコト

出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

III-16 企業ニ対スル緊急資金措置要綱(案)

企業ニ対スル緊急資金措置要綱(案)

金融緊急措置ノ一環トシテ企業ニ付テハ現下喫緊ノ要務タル民需産業ノ再開ヲ阻害スルコトナキヲ期スルト共ニ左記ニ依リ企業ニ依ル買溜、思惑殊ニ食糧等ノ生活必需品ノ買付ヲ資金面ヨリ厳ニ抑制スルノ措置ヲ講スルモノトス

記

一、現金保有ノ規制

(一) 企業(一定規模以上ノモノニ限定ス以下同ジ)ノ現ニ有スル現金ニ付テハ一般ノ現金ト同様之ヲ回収シテ預金ト為サシムルコト

(二) 企業ハ一定額(企業ノ事業場毎ニ最少限度ノ必要額)以上ノ資金ハ現金ノ儘保有スルコトヲ得ズ預金トシテ之ヲ保有スベキモノトスルコト

即チ既ニ右一定額ノ現金ヲ保有セル場合ハ之ヲ超ユル手取現金(売上代金、資産売却代金、貸借ニ基ク手取金其ノ他一切ノ現金ノ形式ニ依ル手取金)ハ必ラズ之ヲ預金勘定ニ預入セシムルモノトスルコト

二、現金支払ノ規制

企業ノ支払ハ左ニ掲グルモノノ外總テ預金振込、裏書譲渡禁止ノ手形又ハ記名式線引裏書譲渡禁止ノ小切手ヲ以テ為スベ

キモノトスルコト

(イ) 租税其ノ他ノ公租公課

(ロ) 役員、社員及工員ニ対スル給与及賃金

(ハ) 事業ノ為ニ支払フ通信費、交通費、事務用消耗品費等現金支払ヲ要スル最少範囲ノ経費

(ニ) 前各号ニ該当スルモノノ外一件百円未満ノ支払

(ホ) 其ノ他大蔵大臣ノ指定スルモノ

三、預金ノ現金ニ依ル引出ノ規制

(一) 金融機関ハ企業ノ預金払出ニ付テハ企業方前項各号ノ支払ノ為ニスル場合ノ外ハ現金ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得ザルモノトスルコト

(二) 現金ニ依ル預金ノ払出ハ各事業場毎ニ金融機関ノ店舗ヲ選定シ之ニ限定スルコト

四、貸付ノ規制

(一) 金融機関ヨリノ貸付ニ付テハ其ノ貸付資金ノ使途ヲ明確ナラシメ、買溜、思惑、食糧買付等其ノ貸付ノ目的以外ニ資金ヲ流用セラルルコトヲ防止スルコト

(イ) 金融機関ガ企業ニ貸付ヲ為ストキハ当該貸付資金ハ一応總テ当該金融機関ニ於ケル当該企業ノ別口預金勘定ニ払込マシムルコト

(ロ) 企業ガ右預金勘定ヨリ払出ヲ為サントスルトキハ当該預金勘定ヨリ払出セルコトヲ明カナラシムル為ニ特別ノ小切手(色分け又ハ符号等ノ方法ニ依ル)ニ依ラシムル

III-17 復興金融会社設立要綱(試案)(昭和二年一月一三日)

復興金融会社設立要綱(試案)(二一、一、一三)

第一 復興金融会社設立ノ狙ヒ

民需生産ノ復興ガ我國經濟維持ノ為焦眉ノ急タルニ拘ラズ別紙ノ如キ、諸原因ニ依リ我國民需生産ハ終戦後引續キ萎靡状態ニ在リ今尚之方復興ニ殆ド見ルベキモノナキ状態ナリ終戦ニ伴フ軍需企業ノ停止ト軍ノ復員トニ因リ多大ノ失業群ガ発生セルニ拘ラズ之ヲ吸収スベキ民需生産ハ開始セラレズ而モ戦争中及戦後ヲ通ズル膨大ナル放出資金ハ生産ノ萎靡、食糧ノ不足等ト相俟チ「インフレーション」ヲ激化シツツアリ、此ノ儘ニシテ推移セバ我國經濟ハ收拾ス可ラザル混乱ニ陥ルベシ

從ツテ今ヤ我國ハ民需生産ノ復興ヲ阻害スル一切ノ原因ヲ除去スル為綜合的計画ノ下ニ凡ユル積極的施策ヲ講ズベキナリ。復興金融会社設立ノ目的ハ民需生産ノ復興ヲ阻害スル原因ノ一タル民需生産ノ金融獲得難ヲ除去セントスルニ在リ。然レドモ根本的解決ハ他ノ一切ノ阻害原因ヲ除去シテ初メテ達成セラレ得ルモノニシテ本案モ他ノ諸施策ト併行シテ初メテ効果ヲ生ジ得ベキコト言フ俟タザル処ナリ。即チ本案ハ民需生産復興ノ為ノ綜合的諸施策ノ一環トシテ実施セララルベキモノニシテ其ノ狙ヒハ現在民需生産ニ付各種ノ原因ニ依リ其ノ將

コト

(イ) 金融機関ハ企業トノ契約ニ基キ企業ガ右預金勘定払出ノ為小切手ヲ振出サントスルトキハ事前ニ金融機関ノ認証ヲ受ケシメ得ルモノトスルコト

(ロ) 金融機関ハ右認証ニ依リ又ハ事後検査ニ依リ其ノ資金ガ目的以外ニ不当ニ使用セラレ又ハセラレタリト認メタルトキハ大蔵大臣ニ報告スベキモノトスルコト

(ハ) 大蔵大臣ハ右ニ基キ必要アリト認ムルトキハ金融機関ニ対シ当該貸付資金ノ未使用部分ニ関スル貸付契約ノ取消又ハ今後ノ貸付ノ禁止ヲ命ズルコトアルベキモノトスルコト

(ニ) 企業ガ仔会社、関係福利施設等ニ対シ貸付ヲ為サントスルトキハ大蔵大臣ノ許可ヲ受クベキモノトスルコト

許可ヲ受ケテ為ス貸付資金ノ使途ヲ明確適正ナラシムル為(一)ニ準ズル措置ヲ講スルコト

備考

(一) 本措置ハ金融機関ニ対シテハ本来ノ金融業務ノ遂行上適用ヲ受クルヲ不適当トスル事項ニ付テハ之ガ適用ヲ除外スルコト

(二) 各事項ノ実施細目ニ付テハ別紙実施細目案参照

書込 *1 資本金十五万円以上及之ニ準スル個人企業

注 タイプ打ち。別紙は原資料に添付なし。

出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

来ニ不安ヲ感ジ一般金融機関ガ之ニ対スル金融ノ危険ニ堪ヘ得ザル実情ニアル為政府ノ損失補償ヲ背景トシテ資金ノ融通ヲ為スベキ特殊金融機関ヲ設立シ以テ民需生産再興ノ為ノ注ギ水ノ役割ヲ果サシムルト共ニ一般金融機関ガ不安定資金タル多額ノ軍需融資及在外企業ニ対スル融資ヲ未整理ノ儘保有シ居リ新ナル資金ノ融通ヲ行ヒ得ザル実情ニアル為本特殊金融機関ヲシテ一定ノ条件ノ下ニ之ヲ肩替リセシメ以テ一般金融機関ノ民需生産ニ対スル新ナル資金ノ融通ヲ可能ナラシメントスルモノナリ

第二 復興金融会社ノ形態

一、目的

- (一) 左ニ掲グル目的ノ為ニ必要ナル資金ニシテ他ノ金融機関等ヨリ供給ヲ受クルコト困難ナルモノヲ供給スルコト
- (1) 国民生活ノ維持
- (2) 我国經濟ノ速カナル民主主義の再建
- (3) 我国經濟ノ速カナル國際經濟ヘノ協力参加
- (二) 終戦ニ伴フ債權債務ノ整理ヲ円滑ニ実行スル為必要ナル債權ノ肩替リ又ハ資金ノ供給ヲ行フコト

二、資本

資本金額ハ 億円トシ金額政府出資トスルコト

(註) 金融機関、事業会社ノ資本参加ハ之ヲ行ハザルコト

三、役員

- (一) 總裁一名、副總裁一名、理事及監事若干名トシ政府之ヲ命スルコト
- (二) 役員ハ關係官庁官吏ノ兼務ニ依ル者及金融機関、商工業者、農業關係者ノ代表者ヲ以テ之ニ充ツルコト
- (三) 業務ノ重要事項ニ関シ總裁ノ諮問ニ応ズル参与若干名ヲ置クコト

四、業務

復興部及整理部ノ二部ニ分チ各左ノ業務ヲ行フコト

(一) 復興部

- (1) 国民生活ノ維持及我国經濟ノ國際經濟ヘノ協力参加ノ為必要ナル事業ヲ営ム者ニ対スル出資及資金ノ融通之ガ為ニスル債權ノ引受又ハ保証並ニ其ノ発行スル社債ノ応募又ハ引受即チ肥料工業、石炭採掘業其ノ他一般民需産業及輸出品産業ニ対スル資金ノ供給ヲ行フ
- (2) 我国經濟ノ民主主義の再建ヲ実行スル為必要ナル出資及資金ノ融通即チ農地制度改革、財閥解体等ノ經濟民主主義化ヲ円滑ニ実施スル為新ニ土地、株式等ヲ獲得スベキ資力少キ多数ノ人間ニ対スル資金ノ融通、財閥株開放ノ為ノ一時的保有等ヲ行フ
- (3) 右ノ付帯業務

(二) 整理部

- (1) 終戦ニ伴フ債權債務ノ整理ヲ円滑ニ実行スル為必要ナル債權ノ肩替リ又ハ資金ノ供給

即チ

- (イ) 金融機関ガ其ノ既存融資(支那事変後ノ軍需融資等一定ノモノニ限定ス)ノ肩替リヲ希望スル場合ニハ其ノ額面金額ヨリ一定限度ノ控除ヲ為シタル価額ヲ以テ買受クルコト

- (ロ) 右控除スベキ一定限度ハ一般企業ガ一方ニ於テ政府ノ損失補償等ノ支払ヲ受ケ他方財産税及戦時利得税ヲ徴収セラレル結果終局ニ於テ負担スルコトトナルベキ損失ノ程度トモ睨ミ合セ且自己資本ノ一定割合ニ相当スル部分ハ原則トシテ之ヲ維持セシムルコトトシテ金融機関ノ負担スベキ損失ヲ算出スルコト(右算出ハ参与会ニ対スル諮問事項トスルコト)

- (ハ) 肩替リ融資ノ回収額ガ買受価額ニ達セザル場合ニ於テモ復興金融会社ハ当該金融機関ニ対シ追徴ヲ行ハズ又逆ニ回収額ガ買受価額ヲ超ユル場合ニ於テモ原則トシテ金融機関ニ対シ之ガ返還ヲ行ハザルモノトスルコト

- (ニ) 既存融資ノ買受代金ハ当該金融機関ヨリノ復興金融会社ニ対スル讓渡禁止ノ貸付金トスルコト。復興金融会社ハ其ノ融資ノ回収ニ依リテ得タル資金ノ限度ニ於テ之ガ返済ヲ為スモノトス

- (ホ) 整理部ヲ更ニ二部ニ分チ第一部ニ於テハ軍需融資其ノ他国内企業ニ対スル融資ノ肩替リヲ行フモノト

シ第二部ニ於テハ在外企業ニ対スル融資ノ肩替リヲ行フモノトスルコト

- (イ) 右融資ノ肩替リ業務ノ外軍需企業ノ民需転換完了迄ノ人件費其ノ他必要経費ノ為ノ資金融通ヲ行フコト

- (ロ) 又要スレバ企業ガ財産税及戦時利得税納付ノ為ニ売却スル株式ノ買受ヲモ行フコト
- (2) 右ノ付帯業務

五、資金調達

- (一) 社債ノ發行 払込資本金ノ相当倍ヲ限リ社債發行ノ特典ヲ認ム
- (二) 一般金融機関ヨリノ共同融資
- (三) 日銀、預金部ヨリノ借入
- (四) 預金ノ受入ハ行ハザルモ特殊ノ理由ニ依ル封鎖預金ノ受入ヲ行フコトアルモノトスルコト

- 六、損失補償 政府ハ毎事業年度生ズル損失ノ全額ヲ補償スルコト

- 七、政府ノ監督 政府ノ嚴重ナル監督ニ服スルコト

- 八、存続期間 設立後五年ヲ経過セルトキ解散スルコト但シ帝國議會ノ協賛ヲ経テ延長スルコトアルベキコト、解散後ハ清算法人トシテ存続スルコト

第三、補足的説明

- 一、長期企業金融機関トノ關係

復興金融会社ノ復興部ニ於テモ長期金融ヲ行フモ右ハ他ノ金融機関ガ行フコト困難ナルモノヲ行フモノニシテ新ニ設立セラルル長期企業金融機関ガ資金ヲ融通シ得ベキ場合ニト競合スルコトナシ。又其ノ整理部ニ於テ長期融資ノ肩替リヲ行フモ右ハ他ノ金融機関ノ希望ニ基キ其ノ整理ノ為ニ之ヲ行フモノニシテ長期企業金融機関ガ行フコトアルベキ長期融資ノ肩替リトハ自ラ性質ヲ異ニスルモノナリ

二、命令融資制度ノ廃止

復興金融会社ノ設立ニ伴ヒ銀行等資金運用令ニ基ク命令融資ノ制度ハ之ヲ廃止ス。尚戦時金融金庫モ連合国軍最高司令部ノ指令ニ従ヒ解散スルモノトス

三、本会社ノ金融ト政府支出トノ關係

復興金融会社ノ業務遂行ニ当リテハ整理部ノ業務ニ関シ行フ金融ハ政府ノ予算的支出ニ代ルベキ性質ノモノ多キモ復興部ノ業務ニ関シ行フ金融ハ政府ノ予算的支出ト敵ニ之ヲ區別シ初メヨリ回収ノ見込ナキモノニシテ政府トシテ資金ヲ供給スルノ要アルモノハ直接予算ヲ通シテ支出スルコトトシ、本会社ノ金融ハ飽迄将来ノ回収ヲ目的トシ唯将来ノ見込ニ不安アル為一般金融機関ガ資金供給ノ危険負担ニ堪エ得ザルモノヲ政府ノ損失補償ヲ背景トシテ資金ヲ供給スルモノトス

備考

(一) 本会社中整理部ヲ別個ノ会社トシ本案ニ於テ肩替ニ際シ

(+) 政府ノ損失補償及戦争保険金ノ支払方何ノ程度ニ行ハルルヤ不明ナルコト

(+) 企業経理ニ於テ政府ノ損失補償、戦争保険金、損失ノ繰延等ノ不安定ナル資金未整理ナルコト及其ノ結果企業ノ多クハ決算延期ヲ余儀ナクセラレ居ルコト

(+) 証券市場モ不再開ノ儘ナルコト
以上ノ諸原因ト関連シ金融機関ハ企業ノ将来ノ見込ニ不安ヲ抱クコト及金融機関自体ガ不安定ナル資産ヲ未整理ノ儘保有シ居ルコトニ因リ企業ニ対スル新ナル金融ニ困難ヲ感ズルコト

注 カリ版刷。

出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

III-18 金融緊急措置令及日本銀行券引換等ニ関スル勅令制定理由説明要旨(案) (昭和二年一月二四日)

昭二一、二、一、一四

金融緊急措置令及日本銀行券引換等ニ関スル勅令制定理由説明要旨(案)

金融緊急措置令及日本銀行券引換等ニ関スル勅令制定ノ理由ヲ説明致シマス。

今ヤ我が国民経済ハ急激ニ悪性インフレーションノ段階ニ突入スルノ危険増大致シテ居リマス。

日本銀行券発行高ハ一昨年末百七十七億余万円、昨年七月末

金融機関ガ負担スベキコトナリ居ル損失相当額ヲ当該会社ニ出資セシムルコトトスルモノ一案ナリ

(一) 復興金融会社ノ設立ニ至ル迄ノ経過の措置トシテ要スレバ政府ノ出資ニ依リ其ノ母体トナルベキ会社ヲ設立シ主トシテ復興部ノ業務ヲ行ハシム

(別紙)

民需生産ノ再興ヲ阻害スル諸原因

(一) 賠償ノ見込不明ナルコト

(二) 原料輸入可能限度、製品輸出可能限度等我国ノ国際貿易參加ヲ許容セラルル時期及程度ニ関スル見込不明ナルコト

(三) 財閥關係会社等ニ於テ我國産業ノ将来ニ関スル連合国ノ意向ニ付不安ヲ抱ケルコト

(四) 国内のニ労働不安其ノ他ノ政治不安アルコト

(五) 給与ニ比シテノ生活費ノ膨張、食糧不足、住宅難等ニ因リ従業者ノ極度ノ非能率、離職傾向(閨屋等へノ転向)及新労働者ノ雇傭難存スルコト

(六) 原材料(例へバ石炭)ノ入手難又将来入手ノ見込不明ナルコト

(七) 戦時統制法規及統制機関ニシテ戦後ノ実情ニ即サザルモノ残存スルコト

(八) 物価ノ安定及其ノ水準ニ関スル見込不明ナルコト

(九) 財産税及戦時利得税ガ實際上何ノ程度ニ徴収セラルルヤ不明ナルコト

二百八十四億余万円デアリマシタガ、終戦当時急激ニ膨張シテ同八月末ニハ四百二十三億余万円ト一ヶ月間ニ一挙約百四十億円ノ増加ヲ見マシタモノガ、再比同十一月ニ入り急歩調ヲ以テ著増ヲ見ルニ至リ、昨年末ニハ実ニ五百五十四億余万円ト一昨年末ニ比シ約三百七十七億円、三倍強ノ増加ト相成ツテ居リマス。

斯カル終戦後ニ於ケル通貨ノ急膨張ハ、多年ニ亘ル戦争ニ因リ我が経済国力ガ甚大ナル消耗ヲ蒙ルト共ニ多面莫大ナル購買力ヲ累積シ、物資ト通貨トハ著シキ不均衡ヲ示シ居ル秋ニ当リ、食糧ノ絶対的不足ヲ来タシ、供出ノ不振ニ加ヘ、各人ハ買溜ヲ焦リ、又生鮮食料品ノ統制ガ撤廃セラレ、石炭ノ不足及各種生産組織ノ内外両面ニ於ケル不安定等ヲ生ジマシタ為惹起セラレタモノト認メラレルデアリマシテ、政府トシテハ約一千億円ノ財産税等ヲ徴収スルコトニ依リ物資ト通貨トノ均衡ヲ恢復シ我國財政経済ヲ再建セント企圖致シテ居ルデアリマスガ、何分之方課税ニ相当期間ヲ要シマスル為、当面ノ危局ニハ間ニ合ハナイ次第デアリマシテ、若シ現状ノ儘放置致シマスレバ、我国ハ破局的インフレーションニ突入シ、社会経済秩序ノ崩壊ヲ来ス虞ガ多分ニ存スルデアリマス。

從ツテ此ノ際食糧緊急対策ヲ中心トスル民生安定諸方策ヲ補充シツツ、情勢ニ応ジ直ニ既存ノ過剩購買力ノ主要源泉タル過剩現金及預金等ヲ一時封鎖スルト共ニ新ナル基盤ノ上ニ資金使

物価ノ水準及体系ヲ整へ以テ社会経済ノ安定ニ備フルコト刻下喫緊ノ要務ト認め金融緊急措置令及日本銀行券引換等ニ関スル勅令ヲ制定スルコトト致シテ次第アリマス。
次ニ右両勅令ノ主ナル点ニ付テ説明致シマス。

(以下略)

注 タイプ打ち。枢密院審議の説明資料原稿。
出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

III-19 財産税等ノ課税ニ関スル件(改題して「臨時財産調査令」)

勅令第 号

財産税等ノ課税ニ関スル件

第一条 命令ヲ以テ定ムル日ニ於テ左ニ掲グル財産ヲ有スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該財産ニ関スル事項ヲ政府ニ申告スベシ

- 一 預金其ノ他之ニ準ズル債権ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ
- 二 国債、地方債、社債、株式其ノ他之ニ準ズル財産ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ
- 三 手形及小切手
- 四 前各号ニ掲グルモノノ外命令ヲ以テ定ムル財産

前項ノ規定ハ前項ノ命令ヲ以テ定ムル日以前ニ於テ同項ニ掲グル財産ヲ譲渡シタル者ニ付テ之ヲ準用ス

第二条 前条ノ規定ニ依ル申告ヲ為ス者ハ命令ノ定ムル所ニ依

リ当該財産又ハ之ヲ証スル書面ヲ政府ニ提出スベシ
第三条 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ依リ提出セラレタル財産又ハ書面ニ必要ナル表示ヲ為シ又ハ前項ノ規定ニ依リ提出セラレタル財産ニ付表示ニ代ルベキ措置ヲ為スコトヲ得

第四条 第一条ニ掲グル財産ニシテ前条ニ規定スル表示ナキモノ又ハ第一条ニ掲グル財産ニシテ之ヲ証スル書面ニ前条ニ規定スル表示ナキモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該財産権ノ行使又ハ効力ニ関シ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第五条 前条ノ規定ニ依リ債務ヲ免レタル者アル場合ニ於ケル其ノ受ケタル利益ニ関スル措置又ハ権利ヲ喪失シタル者アル場合ニ於ケル其ノ権利ノ帰属ニ関スル措置ニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六条 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勅令ヲ以テ定ムル者ヲシテ第一条乃至第二条ニ規定スル事項ニ関スル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ当該事務ノ取扱ヲ命ゼラレタル者(其ノ者ガ法人ナルトキハ当該事務ニ従事スル職員)ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト見做ス

第七条 法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一条ノ命令ヲ以テ定ムル日ニ於ケル財産目録及貸借対照表其ノ他ノ書類ヲ作製スベシ但シ命令ヲ以テ定ムル法人ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第八条 第七条ニ規定スル書類ヲ作製スベキ義務アル法人当該

書類ヲ作製セズ又ハ作製シタル書類ニ虚偽ノ記載ヲ為シタルトキハ業務ヲ執行スル社員、取締役、理事其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ヲ一年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

第九条 第六条第二項ノ規定ニ依リ公務員ト看做サレタル者又ハ其ノ職ニ在リタル者同条第一項ノ規定ニ依リ取扱ヲ命ゼラレタル事務ニ関スル職務執行ニ関シ知得シタル法人又ハ人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千元以下ノ罰金ニ処ス

第十条 行使ノ目的ヲ以テ第三条ニ規定スル表示ノ用ニ供スル政府ノ証券ヲ偽造若ハ変造シタル者、偽造若ハ変造ノ証券ヲ使用シタル者又ハ行使ノ目的ヲ以テ偽造若ハ変造シタル証券ヲ人ニ交付シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二万円以下ノ罰金ニ処ス

第十一条 第二条ニ規定スル表示ノ事務ニ従事スル者真正ノ事実ニ反スルコトヲ知りテ同項ノ規定ニ依ル表示ヲ為シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

付 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

書込 *1 (題名を書込で変更) 臨時財産調査令 *2 三月四日 *3 郵便為替其ノ他 *4 最寄金融機関経由等

注 タイプ打ち。
出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

III-20 金融緊急措置令ニ拠リ発セラルル命令ニ盛ラレタキ事項等(昭和二十一年一月一四日銀新木総裁意見)

(昭二一、一、一四)

金融緊急措置令ニ拠リ発セラルル命令ニ盛ラレタキ事項等(日銀新木総裁意見)

第一条第二項ノ命令事項中

支払ヲ禁ゼラレタル預金等ニハ支払禁止期間中ト雖モ本令施行ノ際現ニ付シ居ル利息ノミヲ付シ之ニ変更ヲ加ヘザルコト

第二条ノ第二号
国、都、道、府、県其ノ他地方公共団体ニ対シテハ一定金額以上ハ其使途ニ依リ金融機関ヲシテ振替払ヲ実行セシムルノ命令ヲ発スルコト

同条第三号ノ命令事項中

不当ナル資金ノ流出ヲ防止スルト共ニ正常ナル商取引ノ阻害生産意欲ノ弱体化又ハ物価ノ反騰等ヲ来サザルヤウ留意シ事業資金トシテノ預金ノ支払ニ付テハ原則トシテ振替決済ニ依ラシムルモ特定業者例之公認セラレタル売買機関ノ現地買付資金等ニハ限度ヲ限り短期ニ現金化スルノ特典アル特殊保証小切手ノ使用ヲ認ムルコト

但貸出ヨリノ振替ニヨリ生ジタル預金(後出参照)ノ一定額以上ノ支払ニ付テハ日本銀行ノ承認ヲ要スルコト

銀行ノ経費ノ支出ニ付テ制限ヲ設クルコト
同条第五号ノ命令事項中
世帯ニ対スル支払ノ限度ハ左ノ如ク区分シ画一的ナラシメザルコト

- 一、六大都市並地方長官ノ認定スル其近郊ト其ノ他ノ地域
- 二、世帯主ト其ノ他
- 三、世帯人員ノ数ニ拘ラザル最高支払限度ノ設定

右ニ依リ左ノ規準適當ナルベシ

六大都市及其近郊 一ヶ月ヲ通シ 其ノ他
世帯主 三〇〇円 二〇〇円
其ノ他一人当リ 一〇〇 八〇
最高支払限度 一、〇〇〇 七〇〇

但右金額ハ物価状況ニヨリ改正スル要アリ

同条第九号ノ命令事項中

- 一、戦災者ニ対スル支払ニ特例ヲ設クルコト
- 二、同一人ノ預金ニ付テハ其種別の振替ヲ認ムルコト
- 三、保険料ノ払込其ノ他特定用途ニハ記名式保証小切手又ハ適當証明ニ依ル支払ヲ認ムルコト

第四条ノ命令事項中
同条ハ金融機関其ノ他ノモノノ資金融通ニ付テ一応自治調整ニ委ネタルノ趣アルモ本令公布ト共ニ適當ノ制限ヲ加フル等ノ措置ヲ講ズル要アリト考ヘラレ融通ニ當リ厳密ナル査定ヲ行フハ勿論ナルガ(貸出ハ総テ預金ニ振込マシメ當該預金ヲ

III-21 金融緊急措置令等実施要領(試案)(昭和二十一年一月二十五日)

金融緊急措置令等実施要領(試案)

昭二一、一、一五

一、施行

- (一) 金融緊急措置令ハ財産税通脱ヲ防止シ且現下ノ財産税通脱ニ狂奔シツツアル社会情勢ヲ安定セシムル為出来得ル限リ早期ニ実施スルコト
- (二) 右実施ト共ニ同令ニ基キ預金ハ同一家族内ニ非ザレバ名義ノ書換(債権譲渡)及担保提供ヲ禁止スルコトトシ又法人ニ対シ手許現金ニ対スル制限ヲ実施スルコト
- (三) 日銀券引換令ハ新券引換開始一週間前ニ施行スルコト

二、一世帯当預金引出許容額及新券引換額

- (一) 一世帯当預金引出許容額ハ一ヶ月世帯主二百円、其ノ他百円トスルコト
- (二) 世帯トハ同居ノ家族ヲ言フモノトシ、使用人ハ之ヲ同居ノ家族ト看做シ、下宿人ハ各別ニ世帯主ト看做スコト、從ツテ世帯主ハ同居ノ家族ノミナラズ、使用人ノ分モ自己又ハ家族ノ預金通帳ニ依リ預金ヲ引出シ得ルモ、下宿屋ハ自己ノ預金通帳ニ依リ下宿人ノ分ヲ引出シ得ザルコト
- (三) 確認方法ハ差当り米穀通帳ニ依ルモ、成ルベク速ニ金融通帳(仮称)ヲ印刷シ、各金融機関ヲ通シ交付セシメ、遅クモ二月ヨリ之ニ依ラシムルコト

一応封鎖シ第二号各号ニ相当スルモノノ其使用ノ都度支払ハシムルコト(預金担保貸出ヲ禁止スルコト等必要ナリ)

第五条ノ命令事項中

同条ハ極メテ広汎ナル権限ヲ大蔵大臣ニ付シタルモノナルガ預金以外ノ一般債権ノ支払延期ト同様ノ効果ヲ齎スガ如キ命令ノ公布ヲ予想セシムルガ如キ社会不安ヲ考慮シ具体的ニ規定スベキニアラザルカ

新券引換ニ関スル勅令中

第二条ハ郵便官署、銀行、市街地信用組合及農業会ヲ当然ニ日本銀行ノ代理店トシタルガ金融機関全部ニ代理事務ヲ取扱ハシムルコトトシ

無尽会社ハ庶民金庫ノ
農業会、市街地信用組合、信用組合、漁業協同組合ハ農林中央金庫ノ
復託店トスルコト

第三条末項

同項ハ旧券ニヨリ為ス預金ハ金融緊急措置令第一条ノ預金ト看做サレ支払禁止トナルモノナルガ新旧券交換ノ期限ト緊急措置令公布ノ日ト間ニ相当ノ日数ヲ予想セラルルヲ以テ此間ニ生ジタル預金ハ自由預金トセズ本令ヲ以テ支払禁止ノ措置ヲ採ルコト

注 タイプ打ち。
出所 大蔵省資料Z五二六一三一。

(四) 新券ト旧券トノ引換モ右ニ準ズルコト

三、事業者ノ手許現金許容額及新券引換額

- (一) 事業者ニ付テハ手許現金トシテ各事業所又ハ店舗毎ニ私込資本金百万円以上二万円、同十五万円以上五千円、其ノ他二千円以上ヲ保有スルヲ得ザルモノトスルコト
- (二) 事業者ニ対スル新券引換額モ右ニ準ズルコト

四、預金引出ノ特例

- (一) 引揚邦人及戦災者ニ対シテハ必需品購入費トシテ差当り千円ノ引出ヲ認ムル外、引揚邦人ニ付キテハ、他日規則ヲ改メ更ニ千円ノ引出ヲ認ムルコト
- (二) 帰国鮮華人ニ付テハ帰国費トシテ後出移転料ニ相当スル額ノ引出ヲ認メ、他ハ総テ横線小切手トシテ持子帰ラシムルコト
- (三) 一般個人ノ家賃ニシテ月百円ヲ超ユル場合ニ於テハ世帯員一人当二十五円ヲ超ユル金額超過額ニ限り家賃借証等ニ依リ証明アル場合ニ限り預金ノ引出ヲ認ムルコト

尚右ノ場合坪当家賃額ヲ聴シ坪当公定家賃額ヲ超ユル場合ハ其ノ旨金融機関ヨリ警察ニ通報スルコト

(四) 教育費 別居シ居ル家族ニシテ教育費ヲ要スル場合ニ於テハ当該学校ノ証明アル場合ニ限り月百五十円ノ教育費ノ送金ヲ認ムルコト

(五) 治療費 治療費ニ付テハ医師ノ請求書ノ場合全額引出ヲ認ムルコト

- (六) 結婚費及葬儀費 原則トシテ各千円迄引出ヲ認ムルコト
 - (七) 移転費 原則トシテ一人当五百円、総額二千円迄トスルコト
 - (八) 建築及家屋修繕費 一世帯当り一万円迄トスルコト
 - (九) 科学研究費 毎月十一月十二月ノ支出平均額迄ノ引出ヲ認ムルコト
 - (十) 選挙費用 立候補シタル者ニ付テハ法定選挙費用迄ノ預金ノ引出ヲ認ムルコト
 - (十一) 旧債ノ支払 旧債ニ付テハ施行後一週間内ニ限り封鎖預金振替ノ方法ニ依リ其ノ支払ヲ認ムルコト
 - (十二) 其ノ他 其ノ他ハ大蔵大臣ノ許可(日銀ヲシテ取扱ハシム)アリタルトキハ預金ノ引出ヲ認ムルコトトシ、若シ其ノ例多キトキハ之ヲ省令中ニ規定スルコト
- 三、新券引換
- (一) 引換ヲ為スベキ旧券ハ五円以上ノ日銀券トスルコト
 - (二) 引換ハ連合軍ニ付テハ連合軍ニ於テ引換ヲ行フモノトシ、我國金融機関ニ於テハ之ヲ取扱ハザルコト、又鮮華人其ノ他ノ外国人ニ付テハ取扱ハ本邦人ト同様トスルコト
 - (三) 離島ニ付テハ当該島嶼所在引換機関ニ於テ引換日ノ延長ヲ認メ得ルモノトスルコト
- 四、封鎖ノ解除
- 封鎖ノ解除ハ成ルベク速ニ行フヲ可トスルモ、一応封鎖終期ヲ七月十五日ト為シ置キ、若シ新券引換最終日ニ財産税等ノ

- (一) 本制度ハ我が国富増進ノ要點タル社会的価値増進ヲ目的トスル如キ完全就業政策確立迄ノ過渡的応急的の制度ナルコト
- (二) 本制度ハ現段階ノ我國ニ於テハ我國ノ家族制度、隣保共助施設ヲ基調トスベキコト
- (三) 本制度ヲシテ要援護者ノ生活ノ立地及環境ヲ廻ル生活ノ実態、慣行及感情等ト遊離セル官僚的の制度ヲラシメザルコト
- (四) 要援護者ハ(イ)旧来ノ軍人恩給生活者(ロ)復員軍人(ハ)引揚邦人及(ニ)工場其ノ他ヨリノ離職者ノ中差当り過去ノ蓄積又ハ親類縁故者ヨリノ援護ナキ為自活不可能ナル者ニシテ、其ノ中ニハ(a)過去ノ蓄積又ハ親類縁故者ヨリノ援助ニ依リ部分的ニ自活可能ナル者及(b)其ノ他ノ者ニ分レ又(甲)労働可能ナル者ト(乙)労働不可能ナル者トニ分タルベキコト
- (五) 要援護者ノ中ニハ特ニ引揚邦人及被災者中ニハ先ヅ定着地及住宅ヲ必要トスル者アルコト
- (六) 尚社会救済制度トシテ一度決定セル手当額ヲ引下グルコトハ将来ノ政治形態ヲ考フルニ各政党ノ政權擴張ノ具ニ供セラルル虞多分ニ存スベキコト
- 三、從ソテ応急的の社会救済制度トシテハ左ニ主眼ヲ置クヲ適當トスベシ
- (一) 住宅等定着地ナキ者特ニ引揚邦人ニ付テハ中央政府ニ於テ積極的ニ定着地ヲ選定斡旋スルモノトシ、之ガ為ニハ旧

申告ヲ併行シ得ル場合ニ於テハ、一般物価、労賃及食糧等ノ安定ヲ見得ルトキハ、米ノ供出ハ概ネ三月末ニハ完了スベキヲ以テ五月以降財産税等ノ申告額ニ依リ稅務署ノ承認ヲ受ケ納稅別段預金ヲ為シタル者ニ付テハ其ノ他ノ預金ニ付封鎖ヲ解除スルコトトシ、其ノ他ノ家族合算一万元以上ノ預金者ニ付テハ財産税額等決定ノトキ迄封鎖ヲ繼續スルコト

注 タイプ打ち。
出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

III-22 社会救済制度ニ関スル件(未定稿)(昭和二年一月一八日)

- 昭和二、一、一八 未定稿
- 社会救済制度ニ関スル件
- 一、現下ノ社会不安ノ主因ノ一ハ軍人恩給ノ停止及工場ノ休止ニ依リ生活難ニシテ、政府ハ速カニ完全就業ニ関スル包括的且恒久的ナル政策ヲ樹立実施スルノ要アリト認メラルルモ、右政策ノ樹立ニハ適切ナル基礎条件ト事情ノ調査ヲ要シ又將來ニ於ケル我國社会経済態勢ノ動向ニ付テハ相当程度ノ見透ヲ持ツコトヲ要スベク、之ガ樹立ニハ相当ノ時日ヲ必要トスルヲ免レザルベキヲ以テ、差当現下ノ急需ニ応ズル為過渡的ナル応急的の社会救済制度ヲ設クルヲ適當トスベシ
- 二、而シテ右応急的の社会救済制度ノ設定ニ当リ、留意スベキ事項ハ左ノ如クナルベシ

- (一) 陸海軍用地ノ中所要適地ト認メラルル地ハ現在ノ如ク之ヲ府県ニ委セズ國有財産部ニ於テ、例ヘバ引揚邦人定着地トシテ保有交付スルヲ適當トスルコト
- (二) 其ノ他ノ一般要援護者ニ付テハ救済制度実施ノ主体ヲ市町村ニ置キ從ツテ又其ノ財政主体ヲモ市町村トシ國庫ハ之ニ對シテ一定割合ヲ補給支援スルコト
- (三) 市町村ハ終戦ニ伴ヒ國家委任事務タル兵役關係、軍人援護關係等ノ膨大ナル事務ヲ受フコトトナルヲ以テ斯カル一般的社会救済制度ノ主体タルニ適スベキコト
- (四) 市町村ニ於テハ社会救済制度トシテノ手当額ヲ一定スルコトナク、國庫ヨリノ支援財源ト市町村ノ固有財源トヲ併セ市町村長ニ於テ責任ヲ以テ画一的ナラザル實施ヲ可能ナラシムル制度トスルコト
- (五) 応急的の救済制度ト雖モ原則トシテ要援護者ガ勤勞ニ從事スルコトヲ条件トシテ就業手当ヲ交付スルモノトシ、單ナル救済手当ノ交付ハ生理的の等ノ事由ニ依リ勤勞不可能ナル者ニ限定スルコト
- 四、尚右ト共ニ速カニ要援護者ノ生活ノ実態、之ニ対応セル家族、隣保、市町村ノ現行救済方法及市町村長等ノ本制度ノ希望スベキ形態方法等ニ付、実態調査ヲ遂ゲ、大蔵省ノ対策ヲ用意シ過誤ナキヲ期スルコト肝要ナルベシ
- 右調査ニ當リテハ地域のニハ東北、北陸、関東、東海、近畿、中国、九州ヲ選ビ、調査地点ハ大都市、中都市、純農村、山

村 漁村等ヲ組織的ニ選定スルコトトシ又右調査ト併行シテ、今日ノ物価対策等ノ実行ノ効果ヲ具体的ニ調査セシムルコトヲモ留意スルヲ適當トスベシ

注 タイプ打ち。
出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

III-23 書記官長主催打合會議愛知メモ(昭和二十一年一月九日)

一・一九(土) 輸長主催

新券ノ引換ヘノ金額限度如何

農林案―昨日ノ閣議ニテハ正式決定トナリ居ラス

司令部―

供出

物価ノ見透シ

財産税賦課ノ終期日ヲ確定スルコト

注 内閣用箋。エンピツ手書き。

出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

III-24 大臣室會議及び省議愛知メモ(昭和二十一年一月二〇日)

一・二〇(日) 大臣室會議

農林案トマ司令部

①昨年末ノ要領

②一九日楠見長官

○産業資金ノ扱ヒ方―中小企業、下請企業

○米ノ供出代金ノ支払

供出ノ障碍―買手ハナクナルカモ知レヌガ通貨代用トシテ

ノ米ノ価値

○財産税ノ捕捉

書込 *1書記官長ヘ會議ヲ申入レタ経緯

注 大日本帝國政府用箋。エンピツ手書き。

出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

一・二〇 大臣、省議

○個人企業者ノ資金

○民需産業

◎貸出規正ノ方針―別ニ預金トノ關係

第四条ハ資金等運用令、資金調整法等ノ關係モアリ何故ニ緊急ナリヤ、内容ハ如何ニ異ナルモノナリヤ、確定的ニスルノ

用意アリ

注 内閣用箋。エンピツ手書き。

出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

III-25 金融機關資金融通規制検討資料

第一 金融機關ハ資本金(出資総額、株金総額、出資総額及株

金総額ノ合計額又ハ基金総額ヲ謂フ以下同シ)十五万円以上ノ法人(金融機關ヲ除ク)其ノ他大蔵大臣ノ指定スル者ニ対シ資金ノ融通ヲ為ス場合ニ於テハ当該融通資金ハ之ヲ其ノ者ノ当該金融機關(銀行以外ノモノニ在リテハ他ノ銀行)ニ於ケル別口預金勘定ニ振込ムベキモノトスルコト

第二 金融機關以外ノ法人ハ大蔵大臣ノ指定スル者ニ対シ資金^{*}ノ融通ヲ為サントスルトキハ大蔵大臣ノ許可ヲ受クベキモノトスルコト但シ大蔵大臣ノ指定スル場合ハ此ノ限ニ在ラザルモノトスルコト

金融機關以外ノ法人ハ大蔵大臣ノ指定スル者ニ対シ資金ノ融通ヲ為ス場合ニ於テハ当該融通資金ハ之ヲ資金ノ融通ヲ受クベキ者ノ銀行ニ於ケル別口ノ預金勘定ニ振込ムベキモノトスルコト

第三 金融機關ハ資本金十五万円以上ノ法人(金融機關ヲ除ク)其ノ他大蔵大臣ノ指定スル者ニ対シ預金ノ支払ヲ為サントスルトキハ第四各号ノ支払ノ為ニスル場合ニシテ工場又ハ事業場毎ニ指定セラレタル金融機關ノ店舗ニ於テ為ス場合ノ外現金ヲ交付シテ之ヲ為スコトヲ得ザルモノトスルコト

前項ノ法人其ノ他大蔵大臣ノ指定スル者工場又ハ事業場毎ニ其ノ預金ノ現金ニ依ル支払ヲ取扱フベキ金融機關ノ店舗一ヲ定メテ大蔵大臣及当該店舗ノ属スル金融機關ニ届出タルトキハ当該店舗ハ前項ノ指定セラレタル店舗トス

第四 資本金十五万円以上ノ法人其ノ他大蔵大臣ノ指定スル者

ノ支払ハ左ニ掲グルモノノ外預金振込、金融機關以外ノ者ニ対スル裏書譲渡禁止ノ手形又ハ記名式線引裏書譲渡禁止ノ小切手ヲ以テ之ヲ為スベキモノトスルコト

一、公租公課ノ支払

二、給料賃金其ノ他ノ給与ノ支払

三、事業ノ為ニスル通信費、交通費、事務用消耗品費ノ支払

四、金融機關ノ金融業務上ノ支払

五、前各号ニ該当スルモノノ外一件百円未満ノ支払

六、其ノ他大蔵大臣ノ指定スルモノ

第五 資本金十五万円以上ノ法人(金融機關ヲ除ク)其ノ他大蔵大臣ノ指定スル者ハ大蔵大臣ノ指定スル限度ヲ超エテ現金ヲ保有スルコトヲ得ザルモノトスルコト

売上代金、資産売却代金其ノ他一切ノ現金受入ニ因リ右限度ヲ超エテ現金ヲ保有スルコトトナリタル場合ニ於テハ直チニ其ノ超過額ヲ金融機關ニ於ケル預金勘定ニ振込ムベキモノトスルコト

第六 第一又ハ第二第二項ノ指定ニ依ル別口勘定ノ預金ノ支払ハ大蔵大臣ノ指定スル方法ニ依リ小切手ニ依リ之ヲ為スベキモノトスルコト但シ大蔵大臣ノ指定スル場合ハ此ノ限ニ在ラザルモノトスルコト

書込 *1貸出規制ノ内容 貸出方針ヲキメレバ可ナラズヤ *2 親会社 *3 子会社ハ夫々金融機関カラ借りレバ可ナラズヤ *4 個別的ニ名前ヲ調べルカ或ハ口座別ニ貸記借金一定額

以上ノモノ *5五、食糧買戻機関ノ買戻業務上ノ支払(五、六を六、七に修正)
注 二〇二一年一月二〇日に検討にかけられた文書と推定。タイプ打ち。
出所 大蔵省資料乙五二六―三二一。

III-26 金融機関資金融通規制大蔵大臣指定事項

大蔵大臣ノ指定事項

一、第一関係

(一) 法人以外ニシテ大蔵大臣ノ指定スル者
相当規模以上ノ個人企業者ヲ個別的ニ指定ス但シ其ノ者ガ事業経営上行為スル場合ニ限定(即チ個人生活ノ為ニスル場合ヲ除外ス)

二、第二関係

(一) 預金融通ノ相手方ノ指定
特定ノ資本関係アル仔会社及当該法人ノ役員其ノ他従業員ノ福利ノ為ノ施設又ハ其ノ代表者ヲ指定ス

三、第三関係

(一) 但書ノ指定 不要許可限度

(一) 法人以外ニシテ大蔵大臣ノ指定スル者

四、第四関係

(一) 法人以外ニシテ大蔵大臣ノ指定スル者
一ノ(一)ト同ジ

(二) 第六号ノ指定

大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ及三号ニ準ズル支払ヲ指定ス

五、第五関係

(一) 法人以外ニシテ大蔵大臣ノ指定スル者

一ノ(一)ト同ジ

(二) 現金保有限度

子メ事業場毎ニ必要ナル限度ヲ研究シ置キテ指定ス尚第四各号ノ支払ノ為ニ第三ノ規定ニ依リ現金ニ依ル預金ノ支払ヲ為シタル場合ニ其ノ支払ニ至ル迄一時ニ保有スルモノハ右ノ限度ニ加算スルモノトス

六、第六関係

(一) 小切手ニ依ル支払ノ方法
符号ヲ付シテ特殊ノ小切手トスルコト尚必要アル場合ハ金融機関ノ認証ヲ受ケシムルモノトス

(二) 但書ノ指定

運用上ノ手数ノ煩雜サヲモ考慮シ要スレバ或程度ノ適用ノ除外ヲ考慮ス

注 二〇二一年一月二〇日に検討にかけられた文書と推定。タイプ打ち。
出所 大蔵省資料乙五二六―三二一。

III-27 金融緊急措置令施行規則要綱(案) (昭和二二年一月二〇日検討案)

*第一、金融緊急措置令施行規則要綱(案)

其ノ他之ニ準ズル債務トハ預金、貯金、金銭信託、及恩給金庫ノ寄託金、トスルコト

(備考)

定期積金、無尽給付金及保険金ハ預金ニ準ズル債務ニ包含セシメザルコト

第二、令第一条ニ規定スル日ハ昭和二十一年七月三十一日トスルコト

第三、令第二条第一項第一号ニ規定スル公租公課ハ間接国税及分類所得税以外ノ国税及地方税トスルコト

(備考)

(一) 地方税ニシテ間接税タルモノ又ハ源泉ニテ徴税スルモノアルトキハ之ヲ除外スルコト

(二) 国税及地方税以外ノ公租公課ニシテ令第二条第一項第一号ノ適用ヲ受ケシムルモノアルモノアルトキハ、之ヲ包含セシムルコト

第四、令第二条第一項第三号(事業者ニ対スル預金等ノ支払)ニ関スル命令ハ別紙ニ依ルコト

第五、令第二条ノ世帯トハ戸主及家族、使用人其ノ他ノ同居

者ニシテ生計ヲ同ジクスルモノヲ総称スルコト

戸主ト同居セザル家族ニシテ独立ノ生計ヲ営ム者ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ戸主ト看做ス

世帯ノ構成員中戸主(戸主ト看做サレタル者ヲ含ム)ヲ世帯主ト謂ヒ、世帯主以外ノ者ヲ世帯員ト謂フコト

第六、令第二条第一項第五号ニ規定スル金額ハ毎月世帯主ニ付三百円及世帯員一人ニ付百円ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ノ合計額トスルコト

第七、引揚邦人トハ昭和二十年八月十五日以後外地(樺太ヲ含ム、以下同ジ)及外国ヨリ内地(樺太ヲ除ク、以下同ジ)ニ引揚ゲタル本邦人ヲ謂フコト

第八、令第二条第一項第六号ニ規定スル金額ハ一人ニ付千円トスルコト

第九、令第二条第一項第九号ニ規定スル支払ハ左ニ掲グルモノトスルコト

一、本令施行ノ際現ニ存スル債務(預金等ノ債務ヲ除ク)ノ弁済ノタメ金融機関ノ帳簿上ノ振替ノ方法ニ依リ為ス預金等ノ支払

二、内地ニ居住スル者ニシテ外地又ハ外国ニ引揚グルモノニ対シ一人ニ付千円ヲ超エザル限度ニ於テ為ス預金等ノ支払

三、戦災者ニ対シ衣料、家具其ノ他生活必需品ノ購入代金ノ支払ノ為一人ニ付千円ヲ超エザル限度ニ於テ為ス

三、戦災者ニ対シ衣料、家具其ノ他生活必需品ノ購入代金ノ支払ノ為一人ニ付千円ヲ超エザル限度ニ於テ為ス

預金等ノ支払(但シ特殊預金又ハ特殊金銭信託ノ支払ヲ受ケタル者ニ在リテハ当該支払ヲ受ケタル金額ヲ控除シタル金額ヲ限度トス

四、貴族院議員、衆議院議員、都道府県会議員及市区町村会議員ノ立候補者ノ為法定選挙費用ノ金額ヲ超エザル限度ニ於テ為ス預金等ノ支払

五、医療費又ハ助産費ノ支払ノ為医師ノ請求スル金額ヲ超エザル限度ニ於テ為ス預金等ノ支払

六、結婚費又ハ葬祭費ノ支払ノ為千円ヲ超エザル金額ノ限度ニ於テ為ス預金等ノ支払

七、大蔵大臣ノ指定スル預金等ノ支払

八、前各号ニ掲グルモノノ外大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタル支払

(備考)

第八号ノ大蔵大臣ノ許可ニ関スル事務ハ事実上預金等ヲ受入レタル金融機関ヲシテ取扱ハシムルコト、但シ重要又ハ異例ニ互ル事案ハ日本銀行ヲ通ジ大蔵大臣ノ承認ヲ受ケシムルコト

右ノ事務取扱ノ準則ハ大蔵大臣ヨリ指示スルコト

*第十、左ニ掲グル場合ヲ除クノ外預金等ノ債権ヲ譲渡シ又ハ債務ノ担保ニ供セントスルトキハ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケベキコト

一、令第二条ノ規定ニ依リ支払ヲ為シ得ベキ預金等ニ関

利息
注 別紙なし。手書きカーボン複写。
出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

III-28 日本銀行券ノ引換等ニ関スル緊急勅令施行規則要綱(案)(昭和二十一年一月二〇日検討案)

日本銀行券ノ引換等ニ関スル緊急勅令施行規則要綱(案)

第一 昭和二十一年勅令第 号(以下単ニ令ト称ス)第一条ノ日本銀行券ノ種類ハ現ニ通用スル拾円券、式拾円券、百円券、式百円券及千円券トスルコト

*第一 令第一条第一項本文ニ規定スル日ハ昭和二十一年三月六日トスルコト

第二 令第一条第一項但書ニ規定スル日ハ昭和二十一年三月九日トスルコト

第四 令第二条第一項ニ規定スル期間ハ昭和二十一年二月二十五日ヨリ同年三月九日迄トスルコト

第五 郵便官署、銀行、信託会社、無尽会社、農林中央金庫、庶民金庫、地方農業会又ハ市街地信用組合、其ノ他貯金ノ受入ヲ為ス組合ハ第四ノ規定ニ拘ラズ昭和二十一年三月十五日迄令第二条第一項ノ規定ニ依リ引換(以下単ニ引換ト称ス)ヲ請求スルコトヲ得ルコト昭和二十一年一月一日以後外地(樺太ヲ含ム以下同ジ)又ハ外国ヨリ内地(樺太ヲ除ク以下同ジ)ニ引揚ゲタル邦人ハ第四ノ規定ニ拘ラズ当

スルトキ

二、第九ノ規定ニ依リ支払ヲ為シ得ベキ預金等ニ付当該預金ノ支払期限到来スル迄之ヲ担保ニ供スルトキ

三、大蔵大臣ノ指定スルトキ

四、前各号ニ掲グルモノノ外大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ

(備考)

第九ノ備考ニ準ズ

第十一、(資金融通ノ規制ニ関シテハ別紙(二)ニ依ル)

第十二、(金銭債務ノ弁済方法ノ規制ニ関シテハ別紙(三)ニ依ル)

第十三、(資金ノ保有方法ノ規制ニ関シテハ別紙(四)ニ依ル)

第十四、令第七条第二項ノ規定ニ依リ預金等ニ付スベキ利息ハ左ニ掲グルモノトスルコト、但シ大蔵大臣ノ指定スル預金等ニ付テハ大蔵大臣ノ定ムル利息ヲ付スルコト

一、約定利息アルモノニ付テ当該約定利息

二、支払期限ヲ経過セルモノニ付テハ其ノ期限経過後ノ期間ニ付テ其ノ期限迄附シタル利息ニ相当スル利息

三、無利息ノモノニ付テハ日歩三厘ノ割合ニ依リ利息

*1 一、二〇(日) *2 フロツクスルコト *3 閉鎖機関ノ預金ノ清算ニ入ル場合 *4 要修正 *5 学費等ヲ援助シ居ル場合ノ寄附金ノ引越費用ノ教育費 *6 当座預金 Deposita 等サレタ場合ノ問題ノ小切手振替 預金種目ノ振替ニ変更セザルモノハ無

該邦人カ内地ニ到着シタル日ヨリ二月内ハ引換ヲ請求スルコトヲ得ルコト

* 大蔵大臣ノ指定スル者ハ第四項ノ規定ニ拘ラズ大蔵大臣ノ定ムル日迄引換ヲ請求スルコトヲ得ルコト

(備考)

第三項ノ規定ニ依リ指定スベキ者トシテハ左ノ者ヲ予定スルコト

一、遺失物法ノ規定ニ依リ現ニ警察官署ニ於テ保管スルモノニ付テハ当該遺失物ノ帰属者確定ノ日ヨリ一月内ハ引換ヲ請求スルコトヲ得ルコト

二、供託法ノ規定ニ依リ現ニ供託ヲ為セルモノニ付テハ当該供託金ヲ受取り得ルニ至リタル日ヨリ一月内ハ引換ヲ請求スルコトヲ得ルコト

三、其ノ他已ムヲ得ザル事情アル者ニ付テハ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタル期間内ニ限り引換ヲ請求スルコトヲ得ルコト

(連合軍又ハ連合軍將兵関係ノ引換ニ付テハ法令上ニ規定セズ事実上ノ指導ニ依リ期限ヲ限ルコトナク之ガ引換ヲ為サシムル様スルコト)

* 第六 令第二条第一項ニ規定スル金額ハ一人ニ付百円トスルコト但シ世帯主ニ付テハ一人ニ付式百円トスルコト (世帯主ノ定義ニ関シ金融緊急措置令施行規則ノ規定同様ノ規定ヲ設クルコト)

第七 金融緊急措置令第五条ノ法人其ノ他ノ者ハ第六ノ規定ニ拘ラズ同令施行規則第一條ノ規定ニ依リ保有シ得ル現金額ヲ超エザル限度ニ於テ引換ヲ請求スルコトヲ得ルコト

前項以外ノ事業者ハ第六ノ規定ニ拘ラズ一日分ノ支払所要金額ニシテ同業組合其ノ他之ニ準ズル者ノ証明アル金額ヲ超エザル限度ニ於テ引換ヲ請求スルコトヲ得ルコト但シ千円ヲ超ユルコトヲ得ザルコト

昭和二十一年一月一日以後外地又ハ外国ヨリ内地ニ引揚ゲタル邦人ハ第六ノ規定ニ拘ラズ千円ヲ超エザル限度ニ於テ引換ヲ請求スルコトヲ得ルコト

第五項ノ規定ニ依リ指定スベキ者トシテハ左ノ者ヲ予定スルコト

一、遺失物又ハ供託金ニ付テハ当該金額全額ニ付引換ヲ請求スルコトヲ得ルコト

二、引換期間中ノ旅行者ニ付テハ当該旅行者ノ属スル官庁会社等ノ証明アル所定旅費額ノ範囲内但シ私用ノ為ノ旅行者ニ付テハ市区町村長等ノ必要旅費ナル旨ノ証明アル

(備考)

第五項ノ規定ニ依リ指定スベキ者トシテハ左ノ者ヲ予定スルコト

一、遺失物又ハ供託金ニ付テハ当該金額全額ニ付引換ヲ請求スルコトヲ得ルコト

二、引換期間中ノ旅行者ニ付テハ当該旅行者ノ属スル官庁会社等ノ証明アル所定旅費額ノ範囲内但シ私用ノ為ノ旅行者ニ付テハ市区町村長等ノ必要旅費ナル旨ノ証明アル

III-29 臨時財産調査令案(未定稿) (昭和二十二年一月二〇日検討案)

勅令第 号

臨時財産調査令案(未定稿)

昭二二、一、一七

第一条 命令ヲ以テ定ムル日ニ於テ左ニ掲グル財産ヲ有スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該財産ニ関スル事項ヲ政府ニ申告スベシ

*一、預金其ノ他之ニ準ズル債権ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ
二、国債、地方債、社債、株式其ノ他之ニ準ズル財産ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

三、手形及小切手

四、前各号ニ掲グルモノノ外命令ヲ以テ定ムル財産

前項ノ規定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ同項ノ命令ヲ以テ定ムル日以前ニ於テ同項ニ掲グル財産ヲ譲渡シタル者ニ付テハ準用ス

第一条 前条ノ規定ニ依リ申告ヲ為ス者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該財産又ハ之ヲ証スル書面ヲ政府ニ提出スベシ

第三条 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ依リ提出セラレタル財産又ハ書面ニ必要ナル表示ヲ為シ又ハ前項ノ規定ニ依リ提出セラレタル財産ニ付表示ニ代ルベキ措置ヲ為スコトヲ得

金額ノ限度内ニ於テ引換ヲ請求スルコトヲ得ルコト

三、其ノ他已ムラ得ザル事情アルモノニ付テハ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタル金額ノ限度ニ於テ引換ヲ請求スルコトヲ得ルコト

(連合軍又ハ連合軍將兵關係ノ引換ニ付テハ法令上ニ規定セズ事実上無制限ニ引換ヲ認ムルコト)

第八 令第五条第一項ニ規定スル日ハ昭和二十一年三月十五日トスルコト

(備考)

令第五条ノ規定ニ依リ命令ヲ以テ定ムベキ金額及国庫納付ニ関シ必要ナル事項ニ付テハ今後ノ状況ニ応ジ別途決定スルコト

(註)

本施行規則ノ制定ト同時ニ実行ヲ要スル措置左ノ如シ

一、令第一条第二項ノ規定ニ依リ証紙ノ種類及様式ノ指定及之ガ公示

二、令第三条第二項ノ規定ニ依リ事務取扱規程ノ制定

書込 *1無効日 *2施行前到着シタル者ト否トヲ書キワケルコト *3個人企業者ニ付一回限り引換額ヲ大キクスルコトノ考慮 *4三?(?は原文)

注 III-28とともに一月二〇日に検討にかけられた文書と推定。手書きカーボン複写。
出所 大蔵省資料Z五二六一三一二。

第四条 第一条ニ掲グル財産ニシテ前条ニ規定スル表示ナキモノ又ハ第一条ニ掲グル財産ニシテ之ヲ証スル書面ニ前条ニ規定スル表示ナキモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該財産権ノ行使又ハ効力ニ関シ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第五条 前条ノ規定ニ依リ債務ヲ免レタル者アル場合ニ於ケル其ノ受ケタル利益ニ関スル措置又ハ権利ヲ喪失シタル者アル場合ニ於ケル其ノ権利ノ帰属ニ関スル措置ニ付テハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六条 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ勅令ヲ以テ定ムル者ラシテ第一条乃至第三条ニ規定スル事項ニ関スル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ当該事務ノ取扱ヲ命セラレタル者(其ノ者ガ法人ナルトキハ当該事務ニ従事スル職員)ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

第七条 法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一条ノ命令ヲ以テ定ムル日ニ於ケル財産目録及貸借対照表其ノ他ノ書類ヲ作製シ之ヲ政府ニ提出スベシ但シ命令ヲ以テ定ムル法人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八条 第七条ニ規定スル書類ヲ作製スベキ義務アル法人当該書類ヲ作製セズ又ハ作製シタル書類ニ虚偽ノ記載ヲ為シタルトキハ業務ヲ執行スル社員、取締役、理事其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ヲ一年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

第九條 第六條第二項ノ規定ニ依リ公務員ト看做サレタル者又ハ其ノ職ニ在リタル者同條第一項ノ規定ニ依リ取扱ヲ命ゼラレタル事務ニ関スル職務執行ニ関シ知得タル法人又ハ人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千元以下ノ罰金ニ処ス

第十條 行使ノ目的ヲ以テ第三條ノ規定スル表示ノ用ニ供スル政府ノ証券ヲ偽造若ハ変造シタル者、偽造若ハ変造ノ証券ヲ使用シタル者又ハ行使ノ目的ヲ以テ偽造若ハ変造シタル証券ヲ人ニ交付シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二万円以下ノ罰金ニ処ス

第十一條 第三條ニ規定スル表示ノ事務ニ従事スル者真正ノ事實ニ反スルコトヲ知りテ同項ノ規定ニ依ル表示ヲ為シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ二万円以下ノ罰金ニ処ス

付則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

特別議會ニ提出スベキ財産税法案等ノ調査期日ヲ昭和二十一年勅令第 号(通貨引換令)及金融緊急措置令ノ実施ニ即応シテ確定シ此ノ際必要ナル預貯金、有価証券等特定ノ財産ノ調査確認ヲ為ス等ノ必要アルニ依ル
書込 *1-20(日) 大臣室 *2 一切ノ財産ヲ申告セシムルコト

注 ガリ版刷。

出所 大蔵省資料乙五二六一三二一。

III-30 総理官邸會議愛知メモ (昭和二十一年一月二〇日)

一・二〇(日)

総理官邸

失業対策委員会イフコトニスル

楠見長官

日本ノ政治力カラミテ先方ノ directive ヲ貫度シトイフコトア昨年未ヨリ交渉
前大臣ハ一月ヨリ二五三勺復元ヲ併セテ申入レタリ

其ノ当時ハ二五三勺サヘ撤回スレバ directive ヲ出ステアラウト見込デ居タ
結局甘ク見レバ了解ヲ取付ケタリトモ謂ヘルガ正式ニハ未ダシ

來週ノ枢府ニハ上ル見込ナリ

◎米価―具体的ノ数字ヲ至急決定スルコト―五〇〇円トスレバ各方面ヘノ影響、財政上ノ負担

大蔵大臣トマーケット少將トノ会谈―明日米ニ対スル措置(緊急)

①警察取締 ②肥料 ③塩

失業者 国民学校卒業ヨリ六十才迄(男)

四十才(女)迄

要授職者 三三〇万 女子二二〇万程度

要援ゴ者 四三〇万 家族ヲ含ム
知識階級ハ二〇%

新円印刷後引換迄(発行ニ要スル期間)ヲ短縮スルコト
―米ノ供出

◎仮供出代金ヲ新券ニ換ヘルコト

発表後ニハ新円ヲ供給シナケレバ供出ハストップスル
良イコトヲヤツタ場合ニ損ヲスルコトノナキヤウニスル

○炭ヤキ其ノ他ノ居ル場処モアルカラ充分余裕ヲ持ツコト

○鑑詰五〇万箱 半ポンド入ニ四百万個

注 大日本帝國政府用箋、エンピツ手書き。
出所 大蔵省資料乙五二六一三二一。

III-31 要措置事項(昭和二十一年一月二〇日)

要措置事項 (昭二一、一、二〇)

*1(問題)

一、国民ニ深刻ナル生活不安ヲ与ヘハセヌカ

二、生産及米ノ出廻リヲ一層阻碍シハセヌカ

三、一時物資ノ出廻方停止シハセヌカ

四、引換迄ノ間物価ガ猛騰シハセヌカ

(対策)

一、就業対策及援護措置

(一) 具体的就業計画ヲ立テ直チニ必要ナル措置ヲ採リ以テ生活不安ヲ避ケルト共ニ国民皆働体制ヘノ転換ヲ図ルコト

出所 大蔵省資料乙五二六一三二一。

III-30 総理官邸會議愛知メモ (昭和二十一年一月二〇日)

一・二〇(日)

総理官邸

失業対策委員会イフコトニスル

楠見長官

日本ノ政治力カラミテ先方ノ directive ヲ貫度シトイフコトア昨年未ヨリ交渉
前大臣ハ一月ヨリ二五三勺復元ヲ併セテ申入レタリ

其ノ当時ハ二五三勺サヘ撤回スレバ directive ヲ出ステアラウト見込デ居タ
結局甘ク見レバ了解ヲ取付ケタリトモ謂ヘルガ正式ニハ未ダシ

來週ノ枢府ニハ上ル見込ナリ

◎米価―具体的ノ数字ヲ至急決定スルコト―五〇〇円トスレバ各方面ヘノ影響、財政上ノ負担

大蔵大臣トマーケット少將トノ会谈―明日米ニ対スル措置(緊急)

①警察取締 ②肥料 ③塩

失業者 国民学校卒業ヨリ六十才迄(男)

四十才(女)迄

要授職者 三三〇万 女子二二〇万程度

(一) 已ムラ得ザル生活困難者ニ対スル援護措置ヲ具体化スルコト

(二) 右趣旨ヲ声明徹底セシムルコト

*2 物資出廻及生産対策

(一) 既定ノ食糧対策ヲ可及的急速ニ実施シ国民ニ対シ政府ノ決意ヲ示スト共ニ食糧供給ノ見透ニ付或ル程度ノ安心感ヲ与フル如ク声明スルコト

(二) 輸入取極ノ具体化近キコトヲ或ル程度表明シ得ルヤウ司令部側ニ懇請スルコト

(三) 倉庫検査ヲ可及的速ニ実行シ食糧、燃油ノ外重要生必物資及農業用物資等ノ重要物資ニ付テモ強制買上ヲ実行スルコト

*3 退蔵物資ノ引換後ニ於ケル加工販売益ヲ捕捉スル手段ヲ工夫スルコト

*4 応急対策トシテ生鮮食糧品並ニ鑑詰類等ノ家庭配給ヲ実行スルコト

(六) 増産ニ依ル石炭ノ余裕ハ此ノ際最優先順位ヲ以テ之ヲ肥料生産ニ振向ケルコト

(七) 企業金融ヲ適正円滑ナラシムル為

(1) 緊急措置ノ運用上充分考慮シ

(2) 従来ノ命令融資ニ代ルベキ措置ヲ講ズルト共ニ右ニ依リ企業金融ニ付テハ何等不安ナカラシムベキ旨ヲ声

明徹底スルコト
三、物価対策

- (一) 価格貨銀基準ヲ可急的速ニ決定実施スルコト
- (二) 差当リ米価ニ付テハ物価対策ノ一環トシテ引上グルヤモ知レザルモ其ノ場合ニハ既供出分ニ対シテモ適用スル旨ヲ声明スルコト

四、金融対策

- (一) 今回ノ対策ハ当面ノ經濟危機ヲ打開シ究局ノ目的トシテ健全ナル生産流通ノ振興ト国民生活ノ安定トヲ図ルコトヲ目的トスルモノナル旨ヲ緊急措置ノ運用上ニ於テモ充分配意スルト共ニ其ノ主旨ヲ国民ニ徹底セシムルヤウ措置スルコト

- (二) 過剩購買力ヲ撤去シツツモ正常ナル生活資金、企業資金、商業資金、選挙費用、療養教育資金等ニ付不安ナカラシムルヤウ取扱方針ヲ定ムルコト

- (三) 月末ノ関係ヲモ考慮シ発動時ニ於ケル運轉資金払出ノ停止セヌヤウ特ニ配意スルコト

- (四) 封鎖期間ノ定メ方へ至大ノ影響アルヲ以テ慎重決定ノ上当初ヨリ之ヲ確定公表スルコト(1)麦收穫後ノ七月末(2)米收穫見透ツキタル十月末(3)来春三月末(4)二年後

五、発表及民間へノ働きかけ方法

- (一) 綜合対策トシテ内閣ニ於テ取扱ヒ之ト並行シテ關係大ニ臣方談話スルカ又ハ各省別々ニ発表声明スルカ

(二) 政党言論機関等ニ対シ特別ノ働きかけスルカ否カ又誰ガスルカ

書込 *1-1-19(土)総理邸 *2挿入ノコト決定—農村ヨリノ供出ノ□分□米麦□カザルヲ得ザルベキコト□□□水場場ヲ都市直轄トシ又都市(区町等□□)ニ於テ失業者及戰災地等ヲ中核トシテ都市當野業置場ヲ經營スルコト *3勞務問題 *4新田契約ハ既ニ行ハレテ居ル *5(ノ余裕)ノ配給ニ當リテ *6真ノ意味ノ企業資金ニシテ不勞勞務者職員抱資金□ベキコト *7(從來ノ命令融資……右ニ依リ)正常ナル *8尚早ク具体的ニ決定スルコト *9(商業資金) *10購買力撤去シ得モノニ付テハ封鎖ヲ解除スル方針 *11(2)米收穫……(4)二年後)ト予定ス

注 内閣調査局用箋、手書きカーボン複写。
出所 大蔵省資料乙五二六—三—二。

III—32 就業対策案(昭和二〇年一月二〇日検討資料)

就業対策案

(昭二一、一、一九)

- 一、戰災地ノ整理及農園化(勅令準備ノコト)
- 二、農地開拓
- 三、戰災ビルノアパート化
- 四、商品新聞等配達組織ノ復活
- 五、鉄道職員ノ拡充
- 六、運送荷役關係人員ノ拡充
- 七、道路等ノ土木事業

III—34 經濟危機緊急対策実施要綱(案)(昭和二二年一月二日)

式拾部ノ内第〇号

(昭二一、一、二二)

經濟危機緊急対策実施要綱(案)

*食糧並ニ金融緊急措置ヲ中心トスル今次一連ノ施策ハ之ヲ以テ当面ノ危機ヲ克服スルニ止マラス国民ノ勤勞意欲ヲ振起セシメ生産流通ノ積極的振興ト国民生活ノ安定トヲ確保シ以テ新シキ日本國民經濟ノ発足点ヲラシムルコトヲ目的トスルモノトス

從ツテ之ガ実施ニ伴フ諸問題ニ對シテハ確固タル決意ノ下ニ所要ノ対策ヲ機動的ニ断行シ所期ノ効果ヲ取ムルニ遺憾ナカラシムルモノトス之ニ關シ考慮スベキ事項概ネ左ノ如シ

第一、問題

- 一、國民ニ深酷ナル生活不安ヲ与フルノ虞ナキヤ
- 二、生産促進ノ目的達成ニ資シ得ルヤ又ハ却ツテ之ヲ阻礙スルノ虞ナキヤ
- 三、米ノ供出其ノ他物資出廻ノ停止ヲ来スノ虞ナキヤ
- 四、新券トノ引換終了迄ノ期間ニ於テ物価ノ猛騰ヲ来スノ虞ナキヤ
- 五、貯蓄心ヲ甚シク阻礙スルノ虞ナキヤ

第二、対策

一、就業対策及援護措置

明徹底スルコト

三、物価対策

- (一) 価格貨銀基準ヲ可急的速ニ決定実施スルコト
- (二) 差当リ米価ニ付テハ物価対策ノ一環トシテ引上グルヤモ知レザルモ其ノ場合ニハ既供出分ニ対シテモ適用スル旨ヲ声明スルコト

四、金融対策

- (一) 今回ノ対策ハ当面ノ經濟危機ヲ打開シ究局ノ目的トシテ健全ナル生産流通ノ振興ト国民生活ノ安定トヲ図ルコトヲ目的トスルモノナル旨ヲ緊急措置ノ運用上ニ於テモ充分配意スルト共ニ其ノ主旨ヲ国民ニ徹底セシムルヤウ措置スルコト

- (二) 過剩購買力ヲ撤去シツツモ正常ナル生活資金、企業資金、商業資金、選挙費用、療養教育資金等ニ付不安ナカラシムルヤウ取扱方針ヲ定ムルコト

- (三) 月末ノ関係ヲモ考慮シ発動時ニ於ケル運轉資金払出ノ停止セヌヤウ特ニ配意スルコト

- (四) 封鎖期間ノ定メ方へ至大ノ影響アルヲ以テ慎重決定ノ上当初ヨリ之ヲ確定公表スルコト(1)麦收穫後ノ七月末(2)米收穫見透ツキタル十月末(3)来春三月末(4)二年後

五、発表及民間へノ働きかけ方法

- (一) 綜合対策トシテ内閣ニ於テ取扱ヒ之ト並行シテ關係大ニ臣方談話スルカ又ハ各省別々ニ発表声明スルカ

八、海員補充

九、紡績其ノ他工業關係

- 十、車両修理、釘スレート、テツクス瓦等製造工場 製材及組立家屋製造

組立家屋製造

十一、電気水道ノ補強

注 手書きカーボン複写。

出所 大蔵省資料乙五二六—三—二。

III—33 福田官房長宛文書送付状(昭和二二年一月二二日橋本内閣参事官)

昭和二十二年一月二十一日

橋本参事官(花押)

福田官房長殿

本日閣僚懇談会ニ提出スベキ要綱別紙ノ如ク整理候間御検討相成度昨日ノ會議席上ニ於ケル意見ニ依リ整理致シタル部分ノ外橋井氏ト相談ノ上新ニ付加シタル部分若干アリ(赤ノ✓ヲ付シタリ)如何ガニ候ヤ

子メ大臣ニ御連絡置キ相成度候

食糧対策稍重大化シ書記官長、法制局長官ト共ニ取扱ニ付相

談中ニ有之内閣ニ於テ対策考慮中

注 内閣用箋。ペン手書き。文書中の別紙は資料III—34「經濟危機緊急対策実施要綱(案)(昭和二一、一、二二)」。

出所 大蔵省資料乙五二六—三—二。

- *3 (一) 具体的就業計画ヲ確定シ直ニ必要ナル措置ヲ実施シ以テ国民ノ生活不安ヲ避クルト共ニ国民皆働体制ヘノ転換ヲ図ルコト
- *4 (二) 已ムラ得ザル生活困難者ニ対スル援護措置ヲ具体化スルコト
- (三) 以上ノ趣旨ヲ力強ク声明シ国民ニ徹底セシムルコト

二、生産及出廻対策

- *5 (一) 既定ノ食糧対策ヲ可急の速ニ実施シ国民ニ対シ政府ノ決意ヲ示スト共ニ食糧供給ノ見透ニ付或ル程度ノ安心感ヲ与フル如ク声明スルコト(備考一ニ合一勾基準ノ継続ニ付改メテ問題トセラルル虞アリ)
- *6 (二) 工鉱業生産再建ニ関スル具体的見透及計画(特ニ今後六ヶ月位ノ期間ニ付)ヲ速ニ決定実施ニ入ルモノトシ其ノ趣旨ヲ今次対策ノ一環トシテ公表シ以テ将来ニ対スル希望ト確信トヲ国民ニ与フルコト
- *7 (三) 今次対策ノ一環トシテ食糧輸入取極ノ具体化近キコトヲ或ル程度表明シ得ルヤウ連合国軍総司令部ニ懇請スルコト
- (四) 鮮食糧品ノ生産及出廻増進ニ関スル措置ヲ更ニ徹底スルコトトシ特ニ燃油ノ輸入、増加ヲ今次対策ノ一環トシテ連合国軍総司令部ニ懇請スルコト
- *9 (五) 肥料、農機具、綿製品、塩、家庭薬等ノ農家ニ対スル供給ヲ積極且確實ニ実行シ特ニ供出ヘノ見返ヲ重視スルコト

- *20 (三) 各省ノ所管ニ属スル貨金ノ改訂ニ付テハ予メ厚生省ト緊密ナル連絡ヲ遂ゲ其ノ統一ヲ図ルコト

四、金融対策

- *21 (一) 今次対策ノ趣旨ヲ国民ニ遺憾ナク徹底セシムルト共ニ金融緊急措置ノ運用上ニ於テモ其ノ趣旨ヲ充分配慮スルコト
- *22 (二) 封鎖期間ノ長短ニ付テハ経済的社会的影響ヲ考慮ノ上当初ヨリ之ヲ確定公表スルコトトシ概ネ七月下旬迄ヲ目途トスルコト
- *24 (三) 新券トノ引換ノ時期ハ之ヲ可及的繰上ゲルヤウ努力スルコト
- *25 (四) 金融緊急措置ノ運用ニ当リテハ正常ナル生活資金、企業資金、選挙費用、療養教育資金等ニ付不安ナカラシムルヤウ取扱ヒ尚引揚邦人及戦災者ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フコト
- *28 (五) 旧券預入期限ハ僻地ニ付テハ適宜之方延長ヲ認ムルコト
- *29 (六) 金融緊急措置発動当初ニ於テ運転資金払出ノ停止スルガ如キコトナキヤウ特ニ配慮スルコト

五、発表並ニ民間協力ノ確保

- *29 (一) 今次対策ノ意義ニ顧ミ之ガ発表並ニ民間協力確保等ノ事項ニ付テハ内閣総理大臣陳頭ニ立チ關係大臣ノ談話其ノ他ノ方法ヲ並行且同時ニ行フコト

- *0 スルコト
- *1 (六) 石炭ノ配給ニ当リテハ当分ノ間最優先順位ヲ以テ之ヲ肥料生産ニ振向クルコト
- (七) 倉庫検査ヲ可及的速ニ実行シ食糧及燃油ノ外重要生必物資、農業用物資等ニ付テモ強制買上ヲ実行スルコト

(八) 金融緊急措置発動時ノ応急対策トシテ鮮食糧品、罐詰等ノ家庭配給ヲ実行スルコト

- *1 (九) 米ノ供出代金ノ支払ハ新券ニ依ルコトトシ既供出分ニ付テモ同様ニ取扱フコト
- *2 (十) 正常ナル企業金融ニ付テハ金融緊急措置ノ運用上充分配慮スルト共ニ尚特段ノ措置ヲ考慮スルコトトシ以テ何等不安ナカラシムル旨ヲ声明徹底スルコト

三、物価対策

- *5 (一) 今次対策ノ目指ス価格貨金基準並ニ之ガ維持ノ為ノ價格統制方式ノ大綱ヲ同時ニ決定シ速ニ之ヲ実施ニ移スコト
- *6 (二) 米価ノ引上ヲ物価対策ノ一環トシテ実施スル場合ニ於テハ既供出分ニ対シテモ之ヲ適用スル旨ヲ声明スルト共ニ糞ニ決定セル金納小作料ノ金額ハ之ヲ改訂スルコト(備考一)既供出分ニ関シテハ米ノミナラズ麦其ノ他ニ付テモ問題アリ、(2)金納小作料ノ金額ニ付テハ糞ノ決定ノ据置ヲ主張スル向アルヤモ知レズ)

- *0 (二) 政党、言論機関等ノ協力確保ニ関シテハ主トシテ内閣書記官長中心トナリ各省ト協力シテ特段ノ努力ヲ為スコト

(付記)

*1 連合国軍総司令部ヘノ説明ニ当リテハ本要綱ノ趣旨ニ依リ之ヲ為シ政府ノ真摯且真剣ナル決意ノ理解ヲ得ルニ努ムルト共ニ為シ得レバ今次対策ニ関シ同司令部ノ支持的態度ヲ期待シ得ルヤウ懇請スルコト

書込 *1・*1'(*1から*1'まで赤エンピツでくり括弧、その上) (赤エンピツ)。*2 (赤エンピツ)。*3 インテリ失業対策 *4 棉ノ輸入ト女子就労 *5 二、三月タケテモ二合三勺ニスルコトモ不能 *6 財産税ノ終期ヲ例ヘバ二十年末トスルコトノ提案 *7 (赤エンピツ) *8 (赤エンピツ) *9 塩ハ到底不能 *10 鉄道用炭ノ問題アリ *11 (赤エンピツ) *12 蔵相 趣旨ハ賛成 若干ノ留保 *13 商蔵同意 *14 (赤エンピツ) *15 物品税ノ減廃ノ提案 *16 米ノミニテ充分ナリ *17 (赤エンピツ) *18 (赤エンピツ) *19 (赤エンピツ) *20 (赤エンピツ) *21 (挿入) 大蔵省 *22 (赤エンピツ) *23 (七月下旬迄) 六ヶ月後 *24 (赤エンピツ) *25 選挙費用ハ決定、實際ハ六、七万円、多数ノ面倒ヲ見テ居ル者(扶養者) 戦災者ヲ命令ニ特扱スルコト *26 (赤エンピツ) *27 (赤エンピツ) *28 (赤エンピツ) *29 (赤エンピツ) *30 (赤エンピツ) *31 (赤エンピツ) *32 (赤エンピツ) *33 (赤エンピツ) *34 (赤エンピツ) *35 (赤エンピツ) *36 (赤エンピツ) *37 (赤エンピツ) *38 (赤エンピツ) *39 (赤エンピツ) *40 (赤エンピツ) *41 (赤エンピツ) *42 (赤エンピツ) *43 (赤エンピツ) *44 (赤エンピツ) *45 (赤エンピツ) *46 (赤エンピツ) *47 (赤エンピツ) *48 (赤エンピツ) *49 (赤エンピツ) *50 (赤エンピツ) *51 (赤エンピツ) *52 (赤エンピツ) *53 (赤エンピツ) *54 (赤エンピツ) *55 (赤エンピツ) *56 (赤エンピツ) *57 (赤エンピツ) *58 (赤エンピツ) *59 (赤エンピツ) *60 (赤エンピツ) *61 (赤エンピツ) *62 (赤エンピツ) *63 (赤エンピツ) *64 (赤エンピツ) *65 (赤エンピツ) *66 (赤エンピツ) *67 (赤エンピツ) *68 (赤エンピツ) *69 (赤エンピツ) *70 (赤エンピツ) *71 (赤エンピツ) *72 (赤エンピツ) *73 (赤エンピツ) *74 (赤エンピツ) *75 (赤エンピツ) *76 (赤エンピツ) *77 (赤エンピツ) *78 (赤エンピツ) *79 (赤エンピツ) *80 (赤エンピツ) *81 (赤エンピツ) *82 (赤エンピツ) *83 (赤エンピツ) *84 (赤エンピツ) *85 (赤エンピツ) *86 (赤エンピツ) *87 (赤エンピツ) *88 (赤エンピツ) *89 (赤エンピツ) *90 (赤エンピツ) *91 (赤エンピツ) *92 (赤エンピツ) *93 (赤エンピツ) *94 (赤エンピツ) *95 (赤エンピツ) *96 (赤エンピツ) *97 (赤エンピツ) *98 (赤エンピツ) *99 (赤エンピツ) *100 (赤エンピツ)

注 大日本帝国政府用箋。エンピツ手書き。

出所 大蔵省資料乙五二六一三二一。

III-35 民需産業再開ニ関スル資金面ヨリノ対策(試案)(昭和二十一年一月三日)

民需産業再開ニ関スル資金面ヨリノ対策(試案) 昭二一、一、二二(1)

一、民需産業開始ヲ阻害セル諸原因

終戦後我國産業ハ萎靡状態ニアリ、民需生産ノ急速開始ハ我國經濟維持ノ為焦眉ノ急アアツテ連合國最高司令部モ亦之ヲ從順ニ関スル指令(九月二十四日ノ指令及十一月二十九日ノ指令)ヲ發セルニ拘ラス今尚之方開始ニ見ルベキモノノナイノハ新聞紙等ニ於テモ指摘セラレル通り主トシテ左ノ如キ諸原因ニ因ルモノト考ヘラレル

- (1) 食糧問題ノ充分ナル解決ノ行ハレ居ラザルコト
- (2) 賠償ノ見透シ未ダ明ラカナラザルコト
- (3) 原材料ノ今後ニ於ケル入手ノ見込不明瞭ナルコト殊ニ原料輸入可能ノ限度、製品ノ輸出可能ノ限度等我國經濟方國際貿易参加ヲ許容セラルル時期及程度ニ関スル見透シノ不明ナルコト尚現状ニ於テハ石炭等ノ入手困難ナルコト
- (4) 物価ノ安定及水準ニ関スル見透シ不明ナルコト從ツテ採算ノ基礎ノ立タザルコト

置ヲ採ル必要ガアル。

ソコテ大体ノ考ヘ方トシテ米國ニ於ケル「レシーヴァー」制度ノ構想ニ依リ

- (イ) 産業界ニ於テハ終戦後不要トナリ又ハ破壊セラレタ軍需生産等ノ設備ノ中カラ真ニ民需生産ニ使用シ得ル設備資材等ヲ最少限度ノ人員ト共ニ現在ノ企業カラ經理的ニ分離シ、新シイ会社ヲ新設セシメル。コノ新シイ会社ハ民需生産ニ必要欠ク可カラザル最少限度ノ設備ト資材トヲ以テ活発ナ民需生産ヲ行ヒソノ製品ニ対スル價格政策ニ付テモ特別ノ考慮ヲ払ヒ、又金融機關モ之ニ對シテ自由円滑ナル金融ヲ為スコトトスル。一方不要トナツタ設備、資材等ヲ保有スル古イ会社ハ最少限度ノ人員ヲ以テ、金融機關ニ對スル莫大ナ負債整理、政府補償金ノ受入等ノ經理ノ整理其ノ他一定ノ整理計画ヲ樹テテ清算ノ仕事ニ従事スル。尚新会社ヲ設立スル為ニ「レシーヴァー」ノ様ナ性質ヲ有スル強力ナ委員会ノ如キモノヲ設ケ、各企業ノ更生策ヲ考ヘ又場合ニヨリ積極的ニ企業ニ對シ民需生産ノ再開ヲ指示シ、命令シ得ルコトトスルコトモ必要アラウ

(ロ) 産業界ニ於ケル右ノ方策ニ対応シ金融界ニ付テモ米國ニ於ケル復興金融会社ノ如キ機關ヲ設置スル、而シテコノ復興金融会社ハ經濟界ノ不安定ナル期間、通常ノ金融機關ガ為スコトヲ得ナイガ公衆ノ利益ノ為ニハ是非共必要ナル様ナ融資ヲ担当スル。即チ現在我國ハ一般ニインフレーション

- (5) 日本經濟ニ於テ相当部分ヲ占メル財閥關係ノ会社ガソノ活動ヲ制限サレ居ルコト
- (6) 従来企業家トシテハ取扱ニ慣ラザル労働問題ノ發生セルコト
- (7) 従業者側ニ於テハ食糧不足、住宅難、生活費ノ膨張等能率ヲ擧ゲ得ザル原因アルコト
- (8) 財産税及戰時利得税其ノ他ノ租税關係ガ企業ニ具體的ニ如何ナル影響ヲ及スヤ不明確ナルコト
- (9) 政府ノ損失補償、戰爭保險金支払等ニ付尚明確ヲ欠クモノアルコト
- (10) 決算ノ延期、証券市場ノ休止等、企業株主トシテ不安ノ存スルコト

(11) 金融機關等ヨリ必要ナル融資ヲ獲得スルコト困難ナルコト

二、我國當面ノ問題トシテハ食糧危機ノ克服ニ関シ全國民一致ノ努力ヲ傾注スルト共ニ民需生産ノ再開ヲ図ルコトガ喫緊ノ要務アルガ其ノ現状ヲ見ルト、各種企業ハ前述ノ如キ諸種ノ原因ノ為生産ノ再開ヲ為スニ至ラズ經理面ノミノ原因ニ付テ見テモ、補償問題多額ノ借入金整理問題、租税問題等過去ニ於ケル債權債務ノ処理ノ如キ後始末ノ仕事ニ頭ヲ奪ハレ、新規生産ノ意欲ヲ阻害シテ居ルカラ産業界、金融界ヲ通ジ此種ノ過去ノ整理ノ仕事ト新規ノ仕事トヲ区分シ、整理事業ニ没頭シ新事業ニ着手スルコトガ遅延シナイ様徹底のナ処

ヨシ状態ニアリト云ハレテオルガ、ヨク觀察スルト個人ノ消費者層ニハ主トシテ過去ノ蓄積ニ基ク過剩購買力ガ存在シ之ガ食糧品等ノ價格ヲ暴騰セシメ所謂悪性インフレーションノ傾向ヲ現出セルニ對シ一般産業界ハ寧ろ極度ノデフレーションノ傾向ニアル。即チ民需生産ヲ再開スルニ必要ナル資金ノ獲得モ極メテ困難アツテ、インフレーションニ對策ノ最大ノ対策タル商品ノ増産ヲ阻害シテ居ル事情ニアルガ一方金融機關トシテモ之ニ對シ金融ヲ為スコトハ極メテ危険アリ好マシクナイ。ソコテ復興金融会社ノ如キ機關ノ設立ガ急務アルト考ヘラレルノデアル。(復興金融会社ノ設立ニ関シテハ別項参照)

尚ホ金融機關ガ現在軍需会社等ニ對シ貸付テキル巨額ノ貸付金ニツイテモ何等カノ方法ニ依リ、ソノ整理ヲスル仕組ヲ作ルコトガ必要ナルカクシテ金融機關ハ一方ニ於テ危険ナル融資ヲ担当スル復興金融会社ノ設立ト他方ニ於テ多額ノ軍需融資ノ整理トニヨリ身綺麗トナツテ前述シタ新会社ニ對シ円滑ナル金融ヲ行フコトトスルノデアル。

(ハ) 尚右ニ依リテ現行ノ資金調整法、經理統制令、銀行等資金運用令、軍需金融等特別措置法等ノ各種ノ法令ニ依ツテ行ハレテキル資金ノ調整、經理ノ統制、強制融資、指定金融機關制度等ニ付テハ全面的ニ調整ヲ行フコトニスル大体右ノ如キ構想ニヨリ産業界、金融界ニ通ジ「レシーバ

一システムノ考ニ依リ所謂過去ニ於ケル債權債務等ノ整理ノ仕事ト新規ノ事業トヲ遮断シ急速ニ民需生産ノ活動ヲ促進スルコトガ必要ナルト考ヘル

二、右ノ産業界ニ於ケル新会社設立、金融界ニ於ケル復興金融会社ノ設立等ノ方策ニ伴ヒ

(1) 金融政策トシテハ所謂普通ノ金融機関ハ新会社ニ対シテハ健全ナル基礎ノ下ニ自由ナル金融ヲ行フコトナリ所謂強制融資ノ制度トカ指定金融機関ノ制度トカハ廃止スルコトトナル。但シ経済界ノ不安定ヲ為シ普通ノ金融ヲハ賄ヘ又様ナ融資、例ヘバ現在ニ於ケル石炭企業、肥料事業等ニ対スル融資ノ如キハ復興金融会社ガ之ニ當ル

又各種ノ資金ノ統制ニ付テモ例ヘバ現行ノ資金調整法、銀行等資金運用令等ニ依ル資金ノ貸出ノ統制ノ如キハ今後ノインフレーション対策トシテ統行シ寧ろ強化スルコトガ必要ナルガ此ノ場合モ各種法令ノ整理統合ヲ図リ又其ノ統制ソノモノノ運用ニハ大キナ改善ヲ加ヘル

(2) 従来一般企業ガ受ケテキタ各種統制ノ適用ニ付テハ新会社ハ原則トシテ其ノ適用ヲ受ケナイコトスル例ヘバ經理上ノ統制、物価政策上ノ統制等モ成ル可ク之ヲ受ケナイ様ニスル

(3) 物価政策ニ関シテモ遊休設備等ヲ切り離シタ新会社ノ合理的ナル生産原価ヲ基準トシテノ製品ハ従来ノ公道價格制度ノ様ナ拘束ヲ与ヘナイ様ニスル

シテ資金ノ供給ヲ為スベキ特殊金融機関(復興金融会社ト仮称ス)ヲ設立シ以テ他ノ一般金融機関ガ其ノ将来ニ不安ヲ感シ資金供給ヲ行ヒ得ザル場合ニ之ニ対シテ必要ナル資金ヲ供給シ民需生産再興ノ為ノ注ギ水ノ役割ヲ果サシメントスルモノデアアル之ニ依リ現在一般ノ金融機関ニ於テモ政府ノ損失補償ヲ前提トスル政府命令ニ基ク融資ヲ実行シテ居ルノヲ廃シ今後一般金融機関ハ専ラ正常ノ資金供給ヲ行フコトトシ特ニ危険性高ク而モ公衆ノ利益ノ為ニ必要ナル資金ノ供給ハ専ラ此ノ復興金融会社ヲシテ行ハシメルコトトスル

一、復興金融会社ノ形態

(一) 目的及業務
左ニ掲グル目的ノ為ニ必要ナル資金デアツテ経済事情不安定ノ過渡的期間ニ於テ他ノ金融機関等ヨリ供給ヲ受クルコト困難ナル資金ヲ供給スルコト(但シ飽迄将来ノ回収ヲ前提トスル金融ヲ行フデアツテ初メカラ回収ノ見込ナキモノニ付テハ政府支出トシテ処理スルモノトシ而者ハ厳ニ区分スルコト)

- (1) 国民生活ノ維持(例ヘバ肥料工業、石炭採掘業、土建事業其ノ他一般民需産業ニ対スル資金ノ供給)
- (2) 我国経済ノ速カナル民主主義的再建(例ヘバ農地制度ノ改革財閥解体等ノ経済民主主義化ヲ円滑ニ実行スル為ニ新ニ土地株式等ヲ獲得スベキ資力少キ多数ノ者ニ対スル資金ノ供給)

(4) 経済民主化ノ見地カラ考ヘテ、産業界ニ於ケル新会社ノ株主ニ付テモ小株主、従業員ヲ優先セシメル等ノ配慮ヲ為スト共ニ新財閥ノ発生防止ニ努メ又統制ニツイテモ従来ノヤリ方ヲ改善スル。

注 この文書と資料III-36「復興金融会社設立要綱(試案)」、資料III-37「民需産業再開促進ノ為ノ新会社旧会社分離方策(試案)」はセットとして作成、検討されたもの。日付下方の(1)、(2)、(3)の番号がそれを示す。ガリ印刷。
出所 大蔵省資料乙五二六一三二。

III-36 復興金融会社設立要綱(試案)(昭和二年一月二二日)

復興金融会社設立要綱(試案)

(昭二一、一、二二)(2)
民需生産ノ再興ガ我国経済維持ノ為最大ノ急務タルニ拘ラズ別稿ニ詳述セル如ク我方国民需生産ノ将来ニ付テハ不安ヲ抱クベキ各種ノ政治的、経済的原因ガ存在スル為ニ金融機関トシテハ假令企業者ガ民需生産ノ再興ヲ開始セントノ意欲ヲ有スル場合ニモ之ニ対シテ資金ヲ供給スルコトヲ肯シ得ザル実情ニ在ル。而シテインフレーション抑制ノ為ニハ一方ニ於テ浮動購買力ノ吸収ニ種々ノ施策ヲ講ズルコトガ必要ナルト共ニ其ノ反面ニ於テ必要ナル方面ニ必要ナル資金ヲ供給シ以テ民需生産ノ再興ヲ図ルコトガ肝要ナル依而左ニ依リ政府ノ損失補償ヲ背景ト

(3) 我国経済ノ速カナル国際経済ヘノ協力参加(輸出品産業ニ対スル資金ノ供給)

(二) 資本
資本金〇億円トシ金額政府出資トスルコト

(三) 役員
(1) 総裁一名、副総裁一名、理事及監事若干名トシ政府之ヲ命ズルコト

(2) 役員ハ關係官庁官吏ノ兼務ニ依ルモノ及金融機関、商工業者、農業關係者ノ代表者ヲ以テ之ニ充ツルコト

(3) 業務ノ重要事項ニ関シ総裁ノ諮問ニ応ズル参与若干名ヲ置クコト

(四) 資金調達
(1) 社債ノ発行 払込資本金ノ一定倍数ヲ限り社債発行ノ特典ヲ認ム

(2) 一般金融機関ヨリノ共同融資
(3) 日銀預金部ヨリノ借入
(五) 損失補償
政府ハ毎事業年度生ズル損失ノ全部ヲ補償スルコト

(六) 政府ノ監督
政府ノ嚴重ナル監督ニ服スルコト尚本会社ヨリ資金ノ供給ヲ受ケテ相手方ノ經理ニ付テモ嚴重ナル監督ヲ行ヒ得ルモノトスルコト
(七) 存続期間

設立後五年ヲ経過セルトキ解散スルコト但シ帝國議會ノ協賛ヲ経テ其ノ以前ニ解散シ又ハ存続期間ヲ延長スルコトアルベキコト 解散後ハ清算法人トシテ存続スルコト

措置トノ關係
(2) 民需生産再興ノ為企業經理ニ関シ講ズベキ施策
(3) 「インフレーション」抑制策トノ關係
(4) 他ノ金融機關トノ關係
(5) 命令融資制度トノ關係
(6) 本会社ノ金融ト政府支出トノ關係

注 カリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

III-37 民需産業再開促進ノ為ノ新会社旧会社分離方策(試案)(昭和二年一月二日)

民需産業再開促進ノ為ノ新会社旧会社分離方策(試案)

(昭二一、一、二二)

戦争ニ伴フ負担ノ処理ニ関スル方針及今後ノ事業経営ニ対スル見透難ノ為操業停頓ニ陥ツタ感ノアル各産業ノ現状ヲ打開スル為各産業ハ今後民需生産ニ利用シ得ル設備、資材及人員ヲ現在ノ企業ヨリ經理的二分離シ分離セル企業所謂新会社ハ自由円滑ナル金融ヲ受ケ其ノ生産品ニ付テハ價格政策ヲ調整スル等旧來ノ債權債務關係ニ拘泥セズ潤達ナル民需産業ニ邁進スルコトトスルト共ニ不要トナツタ設備資材等ヲ保有スル所謂旧会社ハ最少限度ノ人員ヲ以テ金融機關ニ対スル負債ノ整理、補償金ノ受入レ、債權債務關係ノ決済等一定ノ整理計画ヲ樹テ整理事務ヲ

復興金融ニ必要ナル資金ハ興業銀行ガ政府保証付キ債權ヲ發行シテ預金部又ハ市中銀行ヨリ調達スル
(2) 連合国司令部ノ許可ヲ得テ現在ノ強制融資ノ制度ヲ暫定の二続行スル方法
コノ場合モ日本興業銀行ニ実務ヲ担当サセ資金ノ調達ハ前項ト同様トスル
右ノイツレノ場合ニツイテモ新ニ官民ヨリナル復興金融委員會会ノ如キモノヲ設ケ慎重ナル手續ニヨリ融資ヲ決定スル
三、関連シテ考慮スベキ事項
(1) 民需生産再興ノ為ノ諸施策トノ關係殊ニ産業界ニ於ケル

進メルコトトスル

以上ノ如キ構想ノ下ニ左ノ如キ方策ヲ実施スル

(一) 新会社ノ設立ハ差当リ旧会社ヨリ資産ノ現物出資ヲ受ケル方法ニ依ルガ必要ナラバ現金出資ニ依リ設立シ旧会社ヨリ資産ヲ讓受ケ借受ケ又ハ経営委託ヲ受ケル方法ヲモ採リ得ル

(二) 新会社ノ株式ハ可能ノ時期ニ於テ公開スル(コノ場合新財閥ノ發生ヲ防止スル)外、ナルベク従業員ニ株ヲ持タセルコトトスル

(三) 新会社ノ設立ニ當ツテハ資産ノ評価ハ新会社ノ生産品ノ原価ヲ不当ニ高カラシメ又様且ツ旧会社ノ債權者ノ利益ヲ不当ニ侵害セヌ様適正ナル時価ニ依ル

(四) 新会社ノ営ム事業ニ付テハ連合国司令部ノ許可ヲ受ケルモノトスル

(五) 新会社ノ設立ニ関シテハ法規上ノ手續ヲ簡素化又ハ免除スル

(六) 新会社ノ經理ニ関シテハ所謂經理統制ハ行ハナイガ政府ガ生産經理ノ実體ヲ常時把握シ得ル体制ヲ整ヘル為報告ヲ徵スルモノトスル之ガ為財務諸表ノ統一ヲ行フ

(七) 新会社職員ノ給与ハ自由トスル
(八) 新会社ノ配當其ノ他利益金処分ハ自由トスルガ旧会社ニ対スル配當ニ付テハ金利率以上ヲ旧会社(其ノ債權者ヲ含ム)ヨリ要求セラレヌ様措置スル
(九) 新会社ノ生産品等ニ関スル價格政策ハ原則トシテ自由トス

(四) 前各項ニ反シ旧会社ノ經理ニ対スル規制ハ極メテ嚴格ニ之ヲ行フ

(備考) 将来情勢ニ応ジ新会社ヨリ更ニ新会社ヲ分離スル必要ヲ生ズルコトモアリ得ルデアラウ

注 カリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

III-38 失業応急対策要領(案)(厚生省)(昭和二年一月二日検討案)

* 失業応急対策要領(案) (厚生省)

方針

現下ノ深刻ナル事態ニ対応シ平和日本建設ノ旺盛ナル氣魄ノ振起ノ下健全ナル職業ヲ確保シ以テ民生安定ノ徹底ヲ図ル目的ヲ以テ差当リ左ニ依リ之ガ応急の措置ヲ講ズルモノトス
措置
一、勤勞生活ノ確立特ニ健全ナル職業ノ確保ニ関スル徹底的
社会啓蒙宣伝ヲ実施スルモノトス

二、民主主義的綜合文化ノ確立ヲ図ル為政治經濟社会等各般

ニ亘ル調査研究並ニ社会啓蒙ヲ徹底スルモノトス
(イ) 純然タル民間団体トシテ新日本文化調査会(仮称)ヲ

設立スルコト

- (ロ) 官庁並ニ民間ニ於ケル各種調査研究施設ヲ整備スルコト
 - (ハ) 地方文化施設ノ整備ヲ助成スルコト
 - 三、各種土木建築事業ヲ強力ニ推進スルモノトス
 - (イ) 戦災地ノ徹底の整理
 - (ロ) 河川、道路等ノ土木事業ノ推進
 - (ハ) 住宅建築事業ノ促進
 - (ニ) 電気、水道事業ノ補強
 - 四、各種生活関係組織ヲ強力ニ整備スルモノトス
 - (イ) 主要食糧配給組織ノ整備
 - (ロ) 小運送小運搬組織ノ整備
 - (ハ) 新聞等配達組織ノ整備
 - 五、徴税関係職員並ニ市町村(特ニ統計)関係職員ノ拡充ヲ図ルモノトス
 - 六、石炭、繊維、車両、輸送関係労務ノ充足ヲ図ルモノトス
 - 七、知識階級層ノ救済ノ為メ大都市等ヲシテ失業救済応急事業ヲ実施セシムルモノトス
 - 八、帰農、水産、造林ノ諸計画ノ急速ナル施行ヲ図ルモノトス
- 九、授産内職施設(特ニ女子ヲ対象トシテ)ノ大規模ナル整備ヲ行フモノトス
- (備考)
- 本案ノ実施ヲ図ル為メニハ
- 一、直ニ就職シ難キ者ニ対スル職業補導事業ノ徹底の施行ヲ図ルノ要アリ
 - 二、職業斡旋機構ノ整備拡充ヲ図ルノ要アリ
- 要 就 職 者 数 *₂
- *₁ 一、要就職者総数 一、九七九、〇〇〇人
 - (一) 失業者(六大都市其ノ他ニ於ケル)
 - 顕在失業者 五三五、〇〇〇人 *₄
 - 潜在失業者 五〇〇、〇〇〇人
 - 計 一、〇三五、〇〇〇人
 - *₆ (二) 復員軍人軍属(昭和二十年十二月ヨリ昭和二十一年三月末迄)
 - 六〇四、〇〇〇人
 - *₇ (三) 引揚居留民 二〇三、〇〇〇人
 - *₈ (四) 自然増 一三七、〇〇〇人
 - 二、右要就職者中 知識階級要就職者 三九五、八〇〇人

失業応急対策ニ基ク計画案

(厚生省)

項 目	概 要	所要労務者数	経 費	備 考
一、就職確保ニ関スル宣 伝			五、〇〇〇、〇〇〇円	
二、総合文化確立ノ為ニ スル調査研究		六、六五人		
イ、新日本文化調査会 ノ設置	東京都ニ本部ヲ置キ札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡及高松ニ支部ヲ設ク	本部 五〇人 支部(八) 六〇人 計(100) 一、一〇〇人	10,000,000円	
ロ、官庁並ニ民間各種 研究施設ノ整備	三〇施設ノ整備拡充	(20) 一〇〇人	五,000,000円	年給料二,800円助成
ハ、地方文化施設ノ整 備		市(105) 四,100人 町(1,七七) 一七,七〇人 村(八,五三) 三三,九五人 計(5) 六四,七五人	一五,、五〇、〇〇〇円	
三、各種土木建築事業ノ 推進		七〇,〇〇〇人		
イ、戦災地整理	労力費ノ二分ノ一国庫 補助	三〇,〇〇〇人	三二,、五〇、〇〇〇円	一ヶ年間就業日四〇日 賃金一日二〇円 雑費総額ノ五分
	事業主体ハ府県又ハ市 町村トス			

*10

口、河川、道路等ノ土木事業ノ施行	100,000人		50万人計画ノ1/3
ハ、住宅建築事業ノ施行	300,000人		50万人計画ノ1/2
ニ、電気、水道ノ補強事業ノ施行	100,000人		
四、各種生活関係組織ノ整備	100,000人		
イ、主要食糧配給組織ノ整備	戦前ニ戻ルトセバ之以上		
ロ、小運送、小運搬組織ノ整備	300,000人		
ハ、新聞等配達組織ノ整備	100,000人		
五、徴税関係職員、市町村(統計)職員ノ整備	徴税 (10) 150,000人 統計 300,000人	150,000,000円 150,000,000円	徴税関係年俸1,000円 統計関係年俸1,000円
六、主要産業労務ノ充足	100,000人		
イ、石炭労務	50,000人	*1	
ロ、繊維労務	100,000人		
ハ、車両関係労務	100,000人		

二、輸送関係労務	100,000人		
七、知識階級応急救済事業ノ施行	就業手当ノ二分ノ一國庫補助 事業主体ハ府県、市町村又ハ民間団体トス	250,000,000円	手当 日100円 雑費 総額ノ五分
八、農林水産事業ノ開発	150,000人		3万人計画ノ1/2
イ、帰農計画	100,000人		
ロ、造林計画	20,000人		
ハ、水産計画	30,000人		
九、授産、内職施設ノ整備	500,000人	500,000,000円	一人平均9円
総計	知識階級 一般労務者 300,000人 授産内職 1,250,000人 計 1,550,000人	1,350,000,000円	

書込 *1一・二総理邸 *2十二月一日ノ国民登録ヲ基準トシ都
市ノミヲ対象 *3全失業五、〇〇〇、〇〇〇 *4一登録者
ミ *5求人ハ求職ノ二倍 *6実収入デハ食ヘヌコト *7
宿舍ガナイ *8引揚民中45・9% *9P・W・Aノ施策 *

10判任官 純増四千人 嘱託五千人 *11本年三月迄七万人ノ
計画申
注 ガリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五二六一三一二。

III-39 緊急食糧対策二関スル件 (昭和二十一年一月二日)

緊急食糧対策二関スル件

(昭和二十一年一月二十二日)

最近ノ食糧事情ハ真ニ憂慮スベキ事態ニ直面シテ居ル。政府ハ此ノ危機突破ノ為ニ総力ヲ尽シテ居ルノテアルガ、特ニ食糧輸入ニ付テハ連合軍司令部ニ懇請シ既ニ原則的ナ許可ヲ得タノデ一日モ速ニ之ガ具体的決定ヲ得ラレコトヲ期待シテ居ル。此ノ際国内食糧ノ供出ヲ徹底シ其ノ公平ナル分配ヲ確保スルコトハ輸入実現ノ時迄ノ緊要トシテモ絶対ニ必要アリ又我政府及国民ガ自ラ其ノ尽スベキコトヲ尽サズシテハ外国カラノ援助モ期待スルコトガ出来ナイノデアアル。

然ルニ昨年ハ天候悪ク供出手続モ遅レタ事情モアリ之カラ供出ノ最盛期デハアルガ或ハ不正ノ利得ヲ得ル為ニ横流シ隠退蔵等ヲ敢テシ、又ハ自己ノミノ保全ヲ求メテ不当ノ買溜ヲ行フ等ノ事例紛カラザルノミナラス、甚ダシキハ一面ニ合配給ヲ強調シ乍ラ他面供出ノ自由ヲ説ク者等ガアル為供出ノ実情ハ必シモ良好デナイコトハ周知ノ通りデアアル。此ノ儘ニシテ推移センカ事態ハ重大ナル破局ニ到達スル虞ガアル。故ニ政府ハ数千万国民ノ生活ノ安定ヲ確保センガ為国民ニ代ツテ食糧管理強化方策ヲ樹立シ強権発動ヲ決意スルニ至ツタノデアアル。勿論本対策ノ実施ニ付テハ此ノ直面シツツアル食糧危機ヲ克服

セントスル国民ノ盛上ル同胞愛ノ精神ヲ基トシテ進マナケレバナラヌモノデアリ從ツテ農村ニ於ル自發的ニ供出促進運動ノ如キニ対シテハ今後益々期待ヲ寄セルト共ニ政府トシテモ確固タル決意ヲ以テ諸般ノ措置ヲ講ゼントスルモノデアアル。從テ本措置ハ濫リニ強権ヲ発動セントスルモノデハナク私利ヲ図リ供出ヲ阻害スル悪質者ニ対シテノミ之ヲ発動スル。食糧ノ公正ナル分配ヲ阻害スル悪質者ニ付テハ独リ農民ノミテナク中間業者、消費者等ニ対シテモ同様ノ方針ヲ以テ臨ム考デアアル。要スルニ供出ニ関スル今回ノ措置ハ從來聞カレタ「真面目ナ者ガ損ヲシタ」トイフ様ナ事態ヲ生ゼシメナイ為ノモノデアアリ、農村必需品ノ供給ハ飽ク迄モ確實迅速ニ実施セントスルモノデアアル。

例ヘバ 肥料ニ付テハ糞ニ供出報奨用トシテ予定シタ肥料配給ノ履行ハ勿論ノコト、最近ノ石炭事情ノ好転ニ伴ヒ肥料部門ヘノ石炭供給ヲ最優先ニ取扱フコトニ依リ予定計画数量ノ供給ヲ確保スル。織維製品ニ付テモ積極的ニ生産ヲ強行シソノ製品ハ農村ヘ最優先ニ配給スル。

第一 供出確保
* 主要食糧ノ管理強化
(一) 政府ノ割当ヲタル主要食糧ハ政府ノ指示スル期限内ニ之ガ供出ヲ完了セシムルコトトシ供出不良ナル者ニシテ悪質ナルモノニ対シテハ強制的ニ之ヲ買上ゲ得ルノ措置ヲ講ズ

第三 〇〇〇〇

(一) 労務加配及年令別配給ニ再検討ヲ加フルコト
(二) 配給機関ニ対スル監督ヲ厳ニスルト共ニ消費者ニ対スル考査ノ組織ヲ考慮スルコト

第四 其ノ他

(一) 一定日時ヲ期シ農業倉庫、営業倉庫、各種業者ノ倉庫等ニ保管シタル主要食糧ノ保管責任者ニ対シ在庫高ノ申告ヲ為サシメ必要ニ応ジ一斉検査ヲ行フ等主要食糧ノ在庫高ノ調査ヲ実施スルコト
(二) 倉庫其ノ他ノ施設及場所ニ付必要ニ応ジ臨検検査ヲ行フト共ニ其ノ他機宜ノ方法ニ依リ不正ナル大量隠退蔵食糧ノ動員ヲ徹底スルコト

第五 機構整備

(一) 第一線食糧管理関係職員ノ大量充実ヲ図ルコト
(二) 消費地ニ於ケル配給ノ円滑適正ヲ期スル為大都市ニ配給監督官ヲ設置スルコト
(三) 食糧管理関係職員及配給監督官ニ対シ司法警察權ヲ付与シ取締ノ徹底ヲ期スルコト

書込 *1以下削除(第一 供出確保)ノ項を斜線一本で抹消) *2 尚此ノ外ニモ主要食糧ノ供出ニ付各般ノ措置ヲ講ズ

注 昭和二十一年一月二日に総理官邸で之を協議して付されたもの(資料III-40の注参照)。ガリ印刷。第三の標題は原文の修正ミストと思われる。

ルコト

(一) 主要食糧ヲ生活必需品、医療、労務給付其ノ他ノ対価トシテ要求シ又ハ取得スルコトヲ得ザラシムル様之ガ取締ニ付法的措置ヲ講ズルコト

(二) 農家必需品タル肥料、農機具、綿製品等ノ配給ヲ確實ニ実行スルコト此ノ場合ニ於テハ供出成績ヲ十分ニ勘案シ原則トシテ供出ニ「リンク」セシムルコト

右ニ伴ヒ肥料、農薬、農機具、綿製品等ノ生産増強ハ万難ヲ排シ之ガ遂行ヲ期スルコト

(四) 主要食糧ノ供出ヲ阻害スル行為ニ対シテハ厳罰ヲ以テ臨ムコト

第二 不正防遏

(一) 主要食糧ノ闇取引、横流シ及不正ナル移動ニ対シ徹底的ナル警察取締ヲ為シ悪質ナル違反者ニハ厳罰ヲ以テ臨ムコト尚輸送関係者ニ対シ主要食糧ノ輸送受託ニ付必要ナル制限又ハ禁止ヲ為シ得ル法的措置ヲ講ズルコト

(二) 主要食糧ノ輸送関係者又ハ配給業者ノ不正領得又ハ処分ニ対スル取締ヲ励行スルコト

(三) 都市ニ於ケル幽霊人口、職種詐称等ニ依ル不正受配ニ対スル取締ヲ強化スルコト

右ニ関連シ違反防止ノ為要スレバ連帯責任制ヲ考慮スルコト

(四) 食糧管理違反物件ニ付テハ之ヲ没収スルコト

出所 大蔵省資料乙五二六一三一一。

III-40 総理官邸會議愛知メモ (昭和二年一月三日)

蔵相マーカット会見

結果ハOK 施策トシテハ避クベキモノ サリトテ名案ナカ
ルベシ

○政治的ノ一例之総動員審議會ノ如キモノ。

○事ム的ノ農商トノ連携ノ明日十時久保局長ノ許ニ参集。

物価ノ一月中旬ニハ◎ノ改訂ヲ行ハズトスルハ不可(商) 原
則ハ可ナルモノ一部ハ認メル 大小トナク物価部ニ連絡スルコト
ハ困ル

二十一日ノ閣僚懇談会ノ報告

○貯蓄阻碍トナラザルヤウスルコト

注 資料III-39「緊急食糧対策ニ関スル件」の末尾余白にエンピツ手
書き。

出所 大蔵省資料乙五二六一三一一。

III-41 経済危機緊急対策実施要綱(案) (昭和二年一
月三日)

(昭二、一、二二)

経済危機緊急対策実施要綱(案)

食糧並ニ金融緊急措置ヲ中心トスル今次一連ノ施策ハ之ヲ以テ
当面ノ危機ヲ克服スルニ止マラス国民ノ勤勞意欲ヲ振起セシメ

決意ヲ示スト共ニ食糧供給ノ見透ニ付或ル程度ノ安心感
ヲ与フル如ク声明スルコト(備考一ニ合一勺基準ノ継続
ニ付改メテ問題トセラルル虞アリ)

(一) 工鉱業生産再建ニ関スル具体的見透及計画(特ニ今後
六ヶ月位ノ期間ニ付)ヲ速ニ決定実施ニ入ルモノトシ其
ノ趣旨ヲ今次対策ノ一環トシテ公表シ以テ将来ニ対スル
希望ト確信トヲ国民ニ与フルコト

(二) 今次対策ノ一環トシテ食糧輸入取極ノ具体化近キコト
ヲ或ル程度表明シ得ルヤウ連合国軍總司令部ニ懇請スル
コト

(三) 生鮮食料品ノ生産及出廻増進ニ関スル措置ヲ更ニ徹底
スルコトトシ特ニ燃油ノ輸入増加ヲ今次対策ノ一環トシ
テ連合国軍總司令部ニ懇請スルコト

(四) 肥料、農機具、綿製品、家庭薬等ノ農家ニ対スル供給
ヲ積極的且確實ニ実行シ特ニ供出ヘノ見返ヲ重視スルコ
ト

(五) 石炭ノ配給ニ当リテハ当分ノ間最優先順位ヲ以テ之ヲ
肥料生産ニ振向クルコト

(六) 倉庫検査ヲ可及的速ニ実行シ食糧及燃料ノ外重要生必
物資、農業用物資等ニ付テモ強制買上ヲ実行スルコト

(七) 金融緊急措置発動時ノ急急対策トシテ生鮮食料品、罐
詰等ノ家庭配給ヲ実行スルコト

(八) 米ノ供出代金ノ支払ハ新券ニ依ルコトトシ既供出分ニ

生産流通ノ積極的振興ト国民生活ノ安定トヲ確保シ以テ新シキ
日本国民経済ノ発足点ヲシムルコトヲ目的トスルモノトス
從ツテ之方実施ニ伴フ諸問題ニ対シテハ確固タル決意ノ下ニ所
要ノ対策ヲ機動的ニ断行シ所期ノ効果ヲ取ルニ遺憾ナカラシ
ムルモノトス之ニ関シ考慮スベキ事項概テ左ノ如シ

第一、問題

一、国民ニ深酷ナル生活不安ヲ与フルノ虞ナキヤ
二、生産促進ノ目的達成ニ資シ得ルヤ又ハ却ツテ之ヲ阻礙ス
ルノ虞ナキヤ

三、米ノ供出其ノ他物資出廻ノ停止ヲ来スノ虞ナキヤ

四、新券トノ引換終了迄ノ期間ニ於テ物価ノ猛騰ヲ来スノ虞
ナキヤ

五、貯蓄心ヲ甚シク阻礙スルノ虞ナキヤ

第二、対策

一、就業対策及援護措置

(一) 具体的就業計画ヲ確定シ直ニ必要ナル措置ヲ実施シ以
テ国民ノ生活不安ヲ避クルト共ニ国民皆働体制ヘノ転換
ヲ図ルコト

(二) 已ムヲ得ザル生活困難者ニ対スル援護措置ヲ具体化ス
ルコト

(三) 以上ノ趣旨ヲ力強く声明シ国民ニ徹底セシムルコト
ニ、生産及出廻対策

(一) 既定ノ食糧対策ヲ可及的速ニ実施シ国民ニ対シ政府ノ

付テモ同様ニ取扱フコト

(二) 正常ナル企業金融ニ付テハ金融緊急措置ノ運用上充分
配慮スルト共ニ尚特段ノ措置ヲ考慮スルコトトシ以テ何
等不安ナカラシムル旨ヲ声明徹底スルコト

三、物価対策

(一) 今次対策ノ目指ス價格賃金基準並ニ之ヲ維持ノ為ノ価
格統制方式ノ大綱ヲ同時ニ決定シ速ニ之ヲ実施ニ移スコ
ト

(二) 米価ノ引上ヲ物価対策ノ一環トシテ実施スル場合ニ於
テハ既供出分ニ対シテモ之ヲ適用スル旨ヲ声明スルト共
ニ糞ニ決定セル金納小作料ノ金額ハ之ヲ改訂スルコト
(備考一(1)既供出分ニ関シテハ米ノミナラズ麦其ノ他ニ
付テモ問題アリ(2)金納小作料ノ金額ニ付テハ糞ノ決定ノ
据置ヲ主張スル向アルヤモ知レズ)

(三) 各省ノ所管ニ関スル貸金ノ改訂ニ付テハ予メ大蔵省厚
生省ト緊密ナル連絡ヲ遂ゲ其ノ統一ヲ図ルコト

四、金融対策

(一) 今次対策ノ趣旨ヲ国民ニ遺憾ナク徹底セシムルト共ニ
金融緊急措置ノ運用上ニ於テモ其ノ趣旨ヲ充分配慮スル
コト

(二) 封鎖期間ノ長短ニ付テハ經濟的社会的影響ヲ考慮ノ上
当初ヨリ之ヲ確定公表スルコトトシ概テ六ヶ月後ヲ目途
トスルコト

- (三) 新券トノ引換ノ時期ハ之ヲ可及的線上グルヤウ努力スルコト
- (四) 金融緊急措置ノ運用ニ当リテハ正常ナル生活資金、企業資金、選挙費用、療養教育資金等ニ付不安ナカラシムルヤウ取扱ヒ尚引揚邦人及戦災者ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フコト
- (五) 旧券預入期限ハ僻地ニ付テハ適宜之ガ延長ヲ認ムルコト
- (六) 金融緊急措置発動当初ニ於テ運轉資金払出ノ停止スルガ如キコトナキヤウ特ニ配慮スルコト

五、発表並ニ民間協力ノ確保
 (一) 今次対策ノ意義ニ顧ミ之ガ発表並ニ民間協力確保等ノ事項ニ付テハ内閣総理大臣陣頭ニ立チ關係大臣ノ談話其ノ他ノ方法ヲ並行且同時ニ行フコト
 (二) 政党、言論機關等ノ協力確保ニ関シテハ主トシテ内閣書記官長中心トナリ各省ト協力シテ特段ノ努力ヲ為スコト

(付記)
 連合国軍総司令部ヘノ説明ニ当リテハ本要綱ノ趣旨ニ依リ之ヲ為シ政府ノ真摯且真剣ナル決意ノ理解ヲ得ルニ努ムルト共ニ為シ得レバ今次対策ニ関シ同司令部ノ支持ノ態度ヲ期待シ得ルヤウ懇請スルコト

注
 タイプ打ち。

(備考)

- 準則ニハ
- (一) 必要資金ノ融通ヲ勸奨スルト共ニ思惑、買溜資金ノ融通ヲ禁止スベキ訓令的条項ヲ規定ス
 - (二) 資金融通ノ相手方ノ事業種毎ニ金額ヲ限り一定額以上ヲ日銀ニ協議セシム
 - (三) 事業設備資金ト其ノ他ノ資金(要スレバ更ニ之ヲ分類ス)トニ分チテ(一)ノ金額ヲ定ム
 - (四) 金融機関ガ資金ノ融通ニ際シ徵スベキ報告ノ様式ヲ定ムルト共ニ其ノ査定ノ方針及標準ヲ定ム
- 第二 資本金(出資総額、株金総額、出資総額及株金総額ノ合計額又ハ基金総額ヲ謂フ以下同ジ) 十五万円以上ノ会社左ノ各号ノ一ニ該当スル資金ノ融通ヲ為ス場合ニ於テハ大蔵大臣ノ許可ヲ受クベキモノトスルコト
- 一 当該会社ノ役員ニ対シテ為ス資金ノ融通
 - 二 当該会社ガ他ノ会社ノ総株数又ハ総出資口数ノ三分ノ一以上ヲ所有スル場合ニ於テ其ノ会社ニ対シテ為ス資金ノ融通但シ一件三万円未満ナルモノ、第一ノ金融機関、証券引受会社又ハビルブローカーガ為スモノ其ノ他大蔵大臣ノ指定スルモノヲ除ク

(備考)

- (一) 三万円以上ノ場合ニモ取引上通常生スル貸借關係ハ第二号但書ノ指定ニ依リ除外スルノ要アリヤアトセバ其

出所 大蔵省資料乙五二六一三一。

III-42 金融機関資金融通準則要綱案

(案)

第一 金融機関(銀行、信託会社、保険会社、無尽会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、庶民金庫、地方農業会、市街地信用組合及産業組合法ニ依ル信用組合ヲ謂フ以下第一ニ於テ同ジ)、証券引受会社(有価証券引受業法ノ証券引受会社ヲ謂フ以下同ジ)又ハビルブローカー(金融機関又ハ証券引受会社ニ非ズシテコール資金ノ貸借若ハ其ノ媒介又ハ手形ノ売買若ハ其ノ媒介ヲ為スヲ業トスル者ニシテ大蔵大臣ノ指定スルモノヲ謂フ以下同ジ)ハ資金ノ融通(資金ノ貸付、手形ノ割引、新ナル当座貸越契約又ハ当座貸越契約ノ極度金額ノ増額ヲ謂フ以下同ジ)ヲ為ス場合ニ於テハ大蔵大臣ノ定ムル準則ニ從ヒテ之ヲ為スベキモノトスルコト

金融機関、証券引受会社又ハビルブローカー資金ノ融通ヲ為ス場合ニ於テ前項ノ準則ニ從ハザルトキハ大蔵大臣ハ其ノ資金ノ融通ニ付必要ナル制限又ハ禁止ヲ為スコトヲ得ルモノトスル

本令施行ノ際ニ於テ金融機関ノ当座貸越契約ニ基ク貸越額ガ当該当座貸越契約ノ極度金額ニ達セザルトキハ前二項ノ適用ニ付テハ極度金額ハ本令施行ノ際ニ於ケル当座貸越額迄減額セラレタルモノト看做スコト

ノ規定ノ字句要研究

- (一) 特殊会社ガ政府ノ認可ヲ受ケテ為ス子会社ニ対スル資金ノ融通モ第二号ヨリ除外スルコト
- 第三 金融機関(令第六條ノ金融機関ヲ謂フ以下同ジ)、証券引受会社又ハビルブローカーハ資本金十五万円以上ノ法人(金融機関ヲ除ク)其ノ他大蔵大臣ノ指定スル者ニ対シ預金及貯金以外ノ金融業務上ノ金銭債務ノ弁済(貸付契約ノ履行ヲ含ム)ヲ為サントスルトキハ其ノ者ノ金融機関ニ於ケル預金又ハ貯金ト為スコトニ依リテ之ヲ為スベキモノトスルコト但シ大蔵大臣ノ指定シタル場合又ハ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラザルモノトスルコト

(備考)

- (一) 金融機関ニ当座勘定ヲ有スル法人以外ノ者ニシテ昭和二十年十月ヨリ十二月迄ノ借記高ノ累計ガ一定金額(三十万円程度)以上ノ者ヲ指定ス尚指定ヲ取消シ又ハ追加指定シ得ルモノトス
- (二) 但書ノ指定ニ依リ左ノ如キ場合ヲ除外ス
 - (1) 郵便局ヨリ郵便為替ノ支払ヲ受ケテ他ノ金融機関ニ預入スルガ如キ場合
 - (2) 取立委任ヲ受ケタル金融機関ガ当該金融機関ニ於ケル委任者ノ預金トスル為ニ為替勘定ヲ持タザル他ノ金融機関ノ委任者ニ対スル金銭債務ノ弁済ヲ受ケタル場合

第四

金融機関ハ資本金十五万円以上ノ法人(金融機関ヲ除ク)

其ノ他大蔵大臣ノ指定スル者ニ対シ預金又ハ貯金ノ支払ヲ為サントスルトキハ第五各号ノ支払ノ為ニスル場合ニシテ工場又ハ事業場毎ニ指定セラレタル金融機関ノ店舗ニ於テ為ス場合ノ外現金ヲ交付シテ之ヲ為スコトヲ得ザルモノトスルコト但シ大蔵大臣ノ指定スル場合又ハ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラザルモノトスルコト

前項ノ法人其ノ他大蔵大臣ノ指定スル者工場又ハ事業場毎ニ其ノ預金又ハ貯金ノ現金ニ依ル支払ヲ取扱フベキ金融機関ノ店舗ヲ定メ当該店舗ヲ經由シテ大蔵大臣ニ届出タルトキハ当該店舗ハ之ヲ前項ノ指定セラレタル店舗トスルコト預金又ハ貯金ノ現金ニ依ル支払ヲ取扱フベキ金融機関ノ店舗ヲ變更スル為新店舗ヲ定メ従来ノ店舗ヲ經由シテ大蔵大臣ニ届出タルトキハ變更後ノ新店舗ニ付亦同ジトスルコト

(備考)

但書ノ指定ニ依リ第三ノ備考(二)準ズル場合ヲ除外ス

第五 資本金十五万円以上ノ法人其ノ他大蔵大臣ノ指定スル者ノ支払ハ左ニ掲グルモノヲ現金ヲ以テ為ス場合ノ外預金振込ニ依リ又ハ金融機関以外ノ者ニ対シ裏書ニ依ル委任若ハ譲渡ヲ禁止シタル手形若ハ記名式線引小切手ヲ以テ之ヲ為スベキモノトスルコト

一 国又ハ都道府県其ノ他地方公共団体ニ対スル支払ニシテ現金ヲ以テスルノ要アルモノ

二 給料、賃金其ノ他ノ給与ノ支払

注 標題なし。タイプ打ち。
出所 大蔵省資料乙五二二六―三二一。

III-1 戦後物価安定ノ基本方策(案) (昭和二十一年一月二日大蔵省物価部)

戦後物価安定ノ基本方策(案) (昭二一、一、二)

一、食糧ノ生産及輸入ニ付万全ノ方途ヲ講ズルト共ニ之ヲ供出及配給ニ付徹底の合理化及非常管理ヲ断行ス、之ヲ為米麦価格ノ改訂、見返物資ノ公価供給及健全勤労者ニ対スル優先配給ヲ行フモノトシ要スレバ米麦ノ専売制ヲ考慮ス

二、既存ノ購買力ニ付一時封鎖又ハ永久撤去等ノ措置ヲ能フ限リ迅速ニ断行スルト共ニ今後ノ新規購買力ノ追加ヲ徹底のニ縮減ス、既存購買力ノ一時封鎖ニ当リテハ一定限度ノ生活資金及必要ナル運転資金等ニ限り之ヲ引出ヲ認メ思惑資金及不健全生活資金ノ使用ヲ停止セシムルヲ目途トス

尚封鎖以後新ナル勤労又ハ生産等ニ依リ生ジタル所得ニ付テハ何等ノ制限ヲ行ハズ自由貯蓄ヲ設定ス

三、米及石炭ノ統制価格ヲ合理的ニ引上正スルト共ニ生鮮食糧品及日用品等ノ實際価格ニ付大幅引下ノ措置ヲ講ジツツ新タナル水準ニ於ケル価格体系ノ確立ヲ図ルト共ニ之ト均衡ヲ保持シタル賃金、給与ノ基準ヲ設定シ価格及賃金等ニ付経過的ノ再統制ヲ開始ス、之ヲ機会ニ檢察力、警察力ノ全面的恢復ヲ図リ違反行為ニ対スル取締ヲ強行ス

三 事業ノ為ニスル通信費、交通費、事務用消耗品費ノ支払
四 金融機関ノ金融業務上ノ支払
五 金融機関ニ対スル金融業務上ノ支払
六 食糧買入業務トスル機関ニシテ大蔵大臣ノ指定スルモノノ買入業務上ノ支払

七 前各号ニ該当スルモノノ外一件五百円未満ノ支払
八 其ノ他大蔵大臣ノ指定スル支払又ハ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケテ為ス支払

(備考)

第八号ノ指定ハ第三号ニ準ズルモノヲ指定ス

第六 資本金十五万円以上ノ法人(金融機関ヲ除ク)其ノ他大蔵大臣ノ指定スル者ハ大蔵大臣ノ指定スル限度ヲ超エテ現金ヲ保有スルコトヲ得ザルモノトスルコト

前項ノ法人其ノ他大蔵大臣ノ指定スル者ハ売上代金、資産売却代金其ノ他一切ノ現金受入ニ因リ右限度ヲ超エテ現金ヲ保有スルコトヲ為リタル場合ニ於テハ其ノ超過額ヲ他ニ使用スルコトナク直チニ金融機関ニ於ケル預金又ハ貯金ト為スベキモノトスルコト

第一項ノ法人其ノ他大蔵大臣ノ指定スル者ガ第四ノ規定ニ依リ現金ヲ以テ預金又ハ貯金ノ支払ヲ受ケタル場合ニ於テ当該現金ヲ其ノ預金又ハ貯金ノ支払ヲ受ケタル目的ノ為使用スル迄之ヲ他ニ使用スルコトナク保有スル場合ニ付テハ前二項ノ規定ハ之ヲ適用セザルモノトスルコト

四、石炭ノ生産恢復ヲ枢軸トシテ民需工業ノ急速復興ヲ行ヒ、民需物資ノ供給増加、健全就業者ノ増加ヲ図リ併セテ配給機構ノ急速整備就中公設市場ノ設定、闇市場ノ組織化等ヲ促進シ物資供給ノ円滑適正化ニ努ム

五、失業救済事業ヲ計画的ニ実行シ之ヲ為若干ノ新規統制インフレーションヲ認ム、救済事業トシテハ食糧ノ供給増加、住宅ノ建設等現下緊要ナル民生物資等ノ供給増加ニ効果アル事業ヲ優先シ電力ノ開発、道路、鉄道ノ新設等其ノ成果發揮ガ迂遠ナル種類ノ事業ハ後順位トス、尚金融ノ方法トシテハ復興金融会社ノ如キモノニ依ル融資ヲ主眼トシ国庫ノ一方の支出ニ依ルノ方法ハ已ムヲ得ザル場合ニ限ル

六、既存購買力ノ封鎖ハ昭和二十一年度限り、価格等ノ統制ハ昭和二十二年度限りヲ目途トシ其ノ後ニ於テハ財産税等ニ依リ既存購買力ノ撤去、財政ノ均衡恢復、生産及輸入ノ恢復等ニ依リ直接統制ニ依ラザル安定経済ノ確立ヲ予定ス
此ノ場合ニ於テハブレトン・ウツツ協定ニ参加スルト共ニ国内的ニハ金融政策及投資操作等ニ依リ安定ノ維持ヲ図ルモノトス

注 ガリ版刷。資料III-1、III-2、III-3は戦後物価通貨対策委員会関係の資料である。大蔵省財政史室編「戦後直後の財政・通貨・物価対策―戦後通貨物価対策委員会の記録―(昭和六〇年) 参照。
出所 大蔵省資料乙五〇五一。

III-2 戦後物価対策基本要綱(案) (昭和二年一月七日大蔵省物価部)

戦後物価対策基本要綱(案) 二二、一、一七

戦後物価政策ハ究極ニ於テハ自然価格ニ依ル経済安定ヘノ到達ヲ目標トスベキモ戦後国民経済ノ異常ナル状況ニ顧ミルトキハ之ニ到達スルガ為通貨及物資等ノ両面ニ互ル左記施策ヲ適切且計画的ニ実施シテ悪性インフレーションヲ阻止シ経済活動ノ基礎ヲ確立シ以テ民生ノ安定ヲ確保スルモノトス

一、既存ノ購買力ニ付財産税ノ課徴等ニ依リ之ヲ拘束縮減スルノ措置ヲ迅速且適切ニ行フト共ニ今後ノ新規購買力追加ヲ徹底底ノ二縮減スルコト

(備考) 財産税課徴ニ依ル既存購買力ノ撤去及歳出ノ削減等ニ依ル新規購買力ノ縮減ニ付テハ糞ニ財政部会ノ報告ニ基キ本委員会ノ意見書提出セラレアリ又既存購買力ノ拘束ニ付テハ物価部会ニ於テ「新通貨ニ依ル通貨取縮断行案」ヲ中心トシテ論議シ其ノ要旨ヲ大蔵当局ニ報告シ参考ニ供シタルモ此等ニ関シテハ尚引続き考究ノ上適切ナル施策ヲ進ムルノ要アリト認ム

二、米及石炭ノ統制価格ヲ合理的ニ是正シツツ之ニ照応シ生鮮食糧品及日用品等ノ實際価格ニ付引下ノ措置ヲ講ジ之ト均衡ヲ保持シタル賃金給与ノ基準ヲ設定シテ新ナル水準ニ於ケル合理的且均衡アル価格体系ノ確立ヲ図ルコトトシ之ヲ維持安

定ヲ図ル為各種物資ノ生産、配給及価格並ニ運賃賃金等ニ付統制ノ適否ヲ全面的ニ再検討シタル上新ナル統制ノ方針及方式ヲ決定シ之ニ基キ強力且適切ナル統制ヲ行ヒ違反行為ニ付スル取締ヲ強行スルコト

(備考) 本件ニ付テハ物価部会小委員会ニ於テ速力ニ其ノ大綱ヲ審議立案スルノ要アリト認ム

三、主要食糧ノ生産及輸入ニ付最善ノ方途ヲ講ズルト共ニ之ヲ供出及配給ニ付強力適切ナル非常管理ヲ断行シ併セテ生鮮食糧品ニ付計画的且合理的ナル出荷及配給ヲ実施スルコト

(備考) 本件ニ付テハ問題ノ緊急且重要ナルニ鑑ミ政府全体ノ問題トシテ全力ヲ挙ゲテ急速ニ実現スル様進言スルノ要アリト認ム

四、石炭ノ生産恢復ヲ基幹トシテ民需工業ノ急速復興ヲ行ヒ就中肥料、農具、医薬品、生活必需品、其ノ他現下緊要ナル民生物資並ニ輸出貨資等ノ生産ノ増加ヲ図ルコト

(備考) 本件ニ関シテハ速力ニ之ヲ具体的計画ヲ立案シ之ニ基キ適切ナル施策ヲ進ムルノ要アリト認ム、尚企業ノ整理再建ヲ促進シテ新ナル企業活動復興ノ基礎ヲ確立スルノ要アリト認ム

五、運輸通信施設並ニ配給組織ヲ急速ニ復旧再建シ生活必需品資需給ノ円滑適切化ニ努ムルコト

(備考) 本件ニ関シテハ輸送手段等ノ整備増強ヲ図リ又公設市場ノ設定、百貨店ノ活用、健全ナル小売商ノ復活、

消費組合ノ育成等ノ為必要ナル措置ヲ講ズルト共ニ開市

場ニ対シ適切ナル指導取締ヲ行フノ要アリト認ム

六、就業対策トシテハ民需生産ノ復興ニ依ル健全就業者ノ増加ヲ図ルト共ニ有効ナル失業救済事業ニ依ル授職ニ努メ失業者ニ対スル単純ナル金銭的給付ハ之ヲ最少限度ニ止ムルコト

(備考) 失業救済事業ノ実施ニ当リテハ食糧ノ増産、住宅ノ建設、戦災地ノ整理等当面ノ民生安定上緊要ナル事業ヲ優先シ電力ノ開発、道路鉄道ノ新設等ハ之ヲ後順位トスルヲ可トスベシ

尚之ニ関連シ金融ノ方法トシテモ復興金融会社ノ如キモノニ依ル融資等新ナル金融ノ方式ヲ考慮スルノ要アリト認ム

七、既存購買力ノ拘束ハ出来得ル限り短期間ヲ目途トシ價格等ノ統制ハ財産税等ニ依ル既存購買力ノ縮減、財政ノ均衡恢復生産及貿易ノ恢復等ニ照応シテ其ノ時期、順序等ヲ適當ニ考慮シツツ之ヲ緩和又ハ撤廃シ統制ニ依ラザル経済ノ安定ヲ期スルコト

(備考) 将来ハブレトン・ウツツ協定ヘノ参加ヲ予定スルト共ニ国内的ニハ金利政策及投資操作等ニ依リ安定ノ維持ヲ図ルヲ可ナリト認ム

八、以上諸施策ハ其ノ相互関連性ニ顧ミ事ノ緩急ヲ考慮シツツ総合的ニ之ヲ実施シ関係各機関協力一致シテ其ノ成果ヲ挙げルコトニ努ムルコト

(備考) 物価問題ノ解決ハ国民経済ノ凡百ノ問題ノ解決ニ於テ、実現セラルベク其ノ一部一局面ヲ捉ヘテ施策スルモ実効ヲ期シ難キモノナルコト、並ニ国民経済ノ再建ハ国民ノ健全ナル勤勞ノ成果ニ俟ツベキモノナルコトヲ明確ニ認識シ斯カル見地ヨリ政府ニ於テ施策ヲ進ムルト共ニ国民ノ自覺ト努力トヲ要請スルノ要アリト認ム

注 ガリ版刷。出所 大蔵省資料乙五〇五一。

III-3 新通貨ニ依ル通貨取縮ニ関スル物価部会ノ審議要旨 (昭和二年一月戦後通貨物価対策委員会)

新通貨ニ依ル通貨取縮ニ関スル物価部会ノ審議要旨
「新通貨ニ依ル通貨取縮案」
(武井委員提出)ヲ議題トシテ――

(二二、一)

(一) 提 案

新通貨ニ依ル通貨取縮断行ノ件

実施要領 (二〇、一一、八 武井委員)

一、成ルベク短期間ニ新旧通貨ヲ等価交換シ該期日以後旧通貨流通ヲ禁止ス

但シ外地移入ヲ許可セラレタル分ニ付テハ特別ノ取扱ヲ認ム

ルコト

- 二、新通貨ハ一定額ヲ除キ強制預金トシ既存ノ預金ト併セテ封鎖ス
- 但シ其ノ後ノ預金ニ付テハ封鎖ヲ行ハズ
- 三、個人ノ生活費及企業経営ノ資金ニ付テハ無理ナラザル程度ニ於テ預金封鎖ヲ解除ス
- 事業ノ進展ニ伴ヒ右解除ヲ拡大シ生産ト通貨トノ均衡ヲ失ハザル如ク按配ス
- 四、流通通貨ノ量ニ付テハ尚研究ヲ要スルモ、現在ノ物資生産状況十九年度下半年以後ノ実績等ヲ參酌シ差当り百億圓以内ヲ目標トス

(二) 要約

- 一、十二月二十八日物価部会ニ於テハインフレ激化ノ現状ニ顧ミ本件趣旨ノ措置ヲ急速ニ断行スベシトスル賛成意見多シ之ニ対シ民心ノ動向乃至ハ政府ノ決意ト能力特ニ本件ト併行スベキ他ノ諸施策ノ如何ニ依リテハ却テ角ヲ矯メテ牛ヲ殺スノ結果ヲ招クベシトスル意見アリ。又本件実施ニ伴フ諸種ノ技術的困難殊ニ新券ノ準備ナクシテハ本件趣旨ソノモノノ断行ハ不可能ナレバ其ノ時期、方法等ニ付尚検討ヲ要ストスル論アリタリ
- 二、一月九日物価部会ニ於テハ本件措置実施ニ関シテ一般の二賛成意見多シ只本件実施ノ期間ニ付キ長期のニ之ヲ行フコトニ対シ反対意見若干アリタリ、前回同様技術的ナル困難ガ

問題トナリタルモ斯ル技術的困難ハ可及的克服シテ之ヲ断行スベキデアリ又克服ハ可能ナリトノ論多シ尚山際次官ヨリ新円ノ印刷進捗状況ニ付説明アリタルニ関連シ新円ノ準備間ニ合ハザル場合ニ於テモ本件趣旨ノ措置ヲ可能ナラシムルガ如キ適當ナル方法ナキヤニ付検討セラレタリ尚本件措置ハ生必物資ノ配給ノ確保、失業救済、給与ノ改善等ノ措置ト併行シテ行ハルルニ非ザレバ其ノ効力期シ難ク却テ弊害多カルベシトスル論多シ尚本部会ニ於テ後述高田委員ノ意見発表アリタリ

(三) 審議要旨

◎昭和二十年十二月二十八日審議要旨

- 一、大内部会長
 - (イ) 本件ハ通貨部会トモ相談ノ上本部会ニ採リ上グルコトニシタルモ委員会トシテハ決定セズ參照意見トシテ政府當局ニ通ズル如ク取扱フ
 - (ロ) 委員会ニ於テ本問題ヲ審議シタルコトハ外部ニ漏サザル様留意サレ度キコト
- 二、武井委員
 - 新円発行ヲ通貨取締断行ノ措置ニ用フベキデアル
 - (A) 成ルベク短期間ニ新旧通貨ヲ等価交換シ該期日以後旧通貨ノ流通ヲ禁止ス
 - (B) 新通貨ハ一定額ヲ除キ強制預金トシ既存ノ預金ト併セテ封鎖ス

但シ其ノ後ノ預金ニ付テハ封鎖ヲ行ハズ

個人ノ生活費及企業経営ノ資金ニ付テハ無理ナラザル程度ニ於テ預金封鎖ヲ解除ス事業ノ進展ニ伴ヒ右解除ヲ拡大シ生産ト通貨トノ均衡ヲ失ハザル如ク按配ス

- (C) 流通通貨ノ量ニ付テハ差当り百億圓以内ヲ目標トス
- 一、高橋委員

(イ) 一時的ニ預金ノ封鎖ヲ行フモノナラバ賛成デアル。又可能ト認ム。預金ノ引出ガ財産税ニ対スル脱税ノ為又「インフレ」見越ノ傾向ニ起因スルナラ今実行シテ速ニ解除スル要アリ財産税施行迄ナルナラバ効果ガアル相当長期ニ亘リ購買力ヲ拘束セントスル意味ノモノナラバ次ノ如キ各種ノ技術的困難アリ

- (A) 解除ノ基準ノ決定ニ関シ生必物資ノ為ノ資金ト生産復興ノ為ノ資金トノ區別ヲ旨クヤラナケレバ失敗ニ終ル虞アリ
- (B) 生産ノ阻害
- (C) 行政能力ノ欠缺
- (D) 買溜ヲシタモノガ得ラシ直者ガ馬鹿ヲ見ル結果トナスル

一、小江委員

(イ) 極ク短期ノ封鎖ヲ行フコトハ、反対シナイガ長期ノ封鎖ハ、不可デアル、何トナレバ物々交換ノ盛行、通貨ニ対スル信用ノ失墜、社会的經濟的不安ヲ惹起ス

(ロ) 財産税実施ノ為ノ換物傾向ニ対スル対策トシテ、預金ニ対スル優遇措置ヲ講ズ

(ハ) 財産税ノ負担額ヲ速ニ国民ニ知ラシメルコト

(ニ) 政府ハ現在無力ナル故生活規正等出来ルモノデアハナイト思フ、結局、暫ク放任スル方ガヨイノテハナイイカ

一、中山委員

(イ) 富ノ配分ヲ公平ニシ且新シキ物価体系ヲ作ル為ノ前提トシテノ本件措置ハ、大体ニ於テ賛成デアル

(ロ) 但シ本件措置ト併行シテ如何ナル施策ヲ物資面其ノ他、經濟再建ノ為ニ行フベキカ検討ノ要アリ

一、阿部委員

(イ) 相当長期ニ亘ル預金封鎖ハ理論的ニハ賛成デアアル

(ロ) 政府ノ威信ノ問題デアアルガ出来ナイトシテヤラナイテ放置スレバ大変ナコトニナル

一、石山委員

全面的ニ賛成デアアル、財産税ノインフレ阻止ニ対スル効果ハ、左程期待シ得ズ

一、山室委員

(イ) 新円準備ナキ為差当り本件実施ハ不公平、且効果少シ、スタンプ押捺ハ不可能、新円準備ノ一日モ速カナランコトヲ希望ス

(ロ) 代案トシテ新円発行ヲ機會ニ一時的ニ封鎖シ、現金預金等ヨリ二割ナリ三割ナリヲ一律ニ課税シテハ如何

一、木内委員

速カニ本件措置断行ノ要アリ、新円交換ノ際ニ、一部ヲ強制預入スルコトヲ考慮スレバ新円ノ準備モ左程多量ヲ要セザルベシ

一、柳田委員

新円ノ製造配布、交換等ニ関シ技術的ナル検討ヲ行フノ要アリ

◎昭和二十一年一月九日 物価部会審議要旨

一、本件ニ関シテ大内部会長ヨリ左記ノ方針ニヨリ審議スル旨發言アリ

(イ) 各委員ハ腹藏ナキ意見ヲ開陳スルコト

(ロ) 委員会トシテ決定ヲ行ハズ右ノ意見ヲ当局ニテ大臣ニ報告スル

一、武井委員

(イ) 生産阻害等ノ弊害モナイテハナイガ利益ガ多イカラ早期断行ヲ必要トス現在ノ事態ハ非常ニ切迫セル故政府ハ全力ヲ挙ゲテ実行セラレ度シ財産税デハ間ニ合ハナイ

大内部会長

(イ) 新円トノ引換ハ急速ニ実行スルコト其際比例的の二三割又ハ四割ヲ租税証券ト引換フ之ヲ後日モ財産税等ノ納付ニ於テ、財産税等納付セザルモノニ付テハ他ノ納税ニ充テ

ル当座預金モ二、三割程度ノ長期封鎖預金又ハ租税証券ニ引換フ

(ロ) 財産税トノ関係上財産調査ノ時期ニ尚一度引換ヲ要スベキモノヲ回避セズヤリ直シトスベキコト其際尚一度封鎖ス

(ハ) 自由価格ノ重要商品ヲ今一度ニ返シ例ヘバ以前ノ五倍ニ引上グルコト自由市場ハ政府又ハ其ノ代行機關ノミニ認ムルコト

(ニ) 酒煙草ノ配給ヲ一応全部停止、酒モ専売トス、兩者ノ専売価格ヲ今日ノ間値(一級酒二五〇円タバコ光一〇円)ノ率トスルコト酒ノ造右増加ヲナスコト之等ニテ二〇〇億円位ノ増収ヲ図ルコト

(ホ) 通貨ノ最高制限額トノ関係ヲ考究シ最高額限制制度ヲ考ヘソノ最高額ヲ百五十億円程度トシ、漸次引下ヲ行フ只補償其他ノ関係カラ一挙ニ引下困難トスレバ先ツ半期ノ目標額ヲ定メ順次低下ス

一、阿部委員

(イ) 技術的困難カラ検討ノ要アリ(印刷、引換、輸送、銀行等ヨリノ通知)

(ロ) 技術的困難ヲ可及的克服シ早期ニ断行スルコトガ必要ナリ

(ハ) 新通貨中間ニ合ハナイトスレバスタンプヲ押セバ如何

一、田村委員

(イ) 緊急通貨ノ等価交換及一定額以上ノ預金封鎖ハ賛成ナリ

(ロ) 生活費ヲ如何ニ定メルカガ重大問題ナリ生必物資ノ配給ノ確保ガ絶対必要ナリ而テザル限リ社会的ニ重大ナル問題トナリ從ツテ之ニ関シ確保スル方針ヲ建テ実行スルコト必要ナリ

(ハ) 企業ノ生産ニ及ス影響ニ付テハソレ程ノ心配ハ不要カ現在ノ如キインフレ状況アハ企業者労働者モ働カナイ、勤労及生産活動ノ基礎ヲ作り生産及勤労意欲ノ増進ヲ図ルコト必要ナル、本措置ハ寧ロカカル効果ヲ有スルデアラウ

(ニ) 通貨量ニ付テハ漸進的収縮案ニ賛成

(ホ) 引換期間ハ最短ニスル要アリ其ノ間ノ混乱ハ止ムヲ得ナイガ度方過ギルト暴動ニナル俱アリ

一、高橋委員

(イ) 本案ハ極ク短期間ナラバ必ズシモ反対シナイガ問題ハ如何ナル具体案ニヨルカニアル

(ロ) 生産資金ト生活資金ヲ如何ニ区分スルカ生産資金ノ封鎖ノ解除ノ方法ヲ如何ニ円滑ニヤツテユクカ、一定額ノ制限ヨリモ何割ト云フ制限方案ヲハナイカ、郵便局ヤ銀行テ出来ル

(ハ) 生産ノ増加ガ最モ重大ナル生産資金ノ解除及融通

ノ方法如何ニヨツテハ生産ニ重大影響アリ、融通ヲ緩クスルトインフレ防止ニモ好マシクナイ

一、藤本委員

(イ) 凍結ハ必要ト思フ

(ロ) 然シ乍ラ生産計画トマッチスルコト必要ナリ賠償産業生必産業等ノ再建計画ヲ具体的ニ設定シテ計画的ニ実行スルコトガ重大アリ其ノ計画ト照応シタ通貨ノ収縮ガ緊要ナル

一、荒井委員

(イ) 実行ニ賛成デアアル

(ロ) 弊害トシテ考ヘラレル点ヲ考究スルト

(A) 物々交換ガ起ルデアラウ然シ之ハ已ムヲ得マイ

(B) 生産ニ及ス影響アルガ今日現状ハ銀行会社共社員社員等ノ配給資金ノ出ガ多クテ、生産資金ハ余リ出テイナイ。インフレーション財産税等ガ寧ロ生産阻害ノ原因ヲナシツツアリ

(C) 本件措置ヲ実行スレバ一時的ニハ生産阻害ト混乱ハ免レ難イガ其後ノ手ヲ考ヘレバナルベク早ク断行スベキデアアル。最近ハドウセ動イテ居ライナイデアアルカラ此ノ間ニ行フベキデアアル

一、田中委員

(イ) 預金ノ封鎖ハ直ニ断行スルコト。技術的困難ハ克服出来ル。生産資金ニ付テハ銀行ヤ農業会ガ担当スレバ良イ。

郵便貯金ハ主トシテ生活資金ニナル(之ニ対シ高橋委員ヨリ露店等ノ資金ヲ如何ニスルカノ意見アリ)

(ロ) 本件措置ト同時ニ米ノ増配、失業救済、給与ノ改善等ヲ併セ行フコトハ緊要ナル

一、木内委員

(イ) 本件ニハ賛成ナリ可及的速ニ実行スベシ

(ロ) 別途ニ財産税回避ノ為ノ換物等ニ就テハ昨年八月末日ノ預金高テ調査シソレト現在ノ調査額ノ何レカ多キニ從ヒ課税スル

一、田中委員

(イ) 財産税捕脱ノ目的テ預金ヲ引出シ居ル場合ニハ、八月十五日ノ現在テ課税シ得ル規定ヲ設ケテ之ヲ早期ニ公表宣伝スルコト

(ロ) 右ノ為全面的ニ調査ノ必要ナク個別的ニ調査スル際右ノ該当者ヲ調査スレバ良イ。右ノ声明ニヨリ財産ノ秘匿ヲ防止シ得ルデアラウ(之ニ対シ高橋委員ヨリ税務官吏ニ対シカクノ如キ権限ヲ与フルハ危険ナリトノ言アリ)

一、本位田委員

(イ) 本件ニハ賛成デアル

(ロ) 只新田引換ト同時テナケレバナラナイト思フガ新田ノ印刷ガ早く出来ズト云フコトテ失望シテ居ル

一、諸井委員

百億円ノ収縮ハ望マシイガ困難デハナイカ生産トノ関係ヲ考

慮スルコト

一、石山委員

昭和十九年度末百三十億終戦時約二百五十億カラ考ヘルト百億円以下ガ妥当アハナイカ

出所 大蔵省財政史室編「終戦直後の財政・通貨・物価対策―戦後通貨物価対策委員会の記録―(昭和六〇年)より再録。

IV 緊急措置の法令化過程(2)